



Title	韓国における農業法人の形成・展開とその組織原理：「作目班」型農業法人からの脱却
Author(s)	巖, 智凡
Citation	北海道大学. 博士(農学) 甲第12430号
Issue Date	2016-09-26
DOI	10.14943/doctoral.k12430
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/63277
Type	theses (doctoral)
File Information	Jibum_Um.pdf



[Instructions for use](#)

韓国における農業法人の形成・展開とその組織原理

- 「作目班」型農業法人からの脱却 -

北海道大学 大学院農学院

共生基盤学専攻 博士後期課程

巖 智凡

[目次]

序章 研究の背景と目的

第1節 農業構造政策と農業法人 - 韓国と日本の異同 -	1
第2節 既存研究の整理	3
1) 農業経営体の組織化に関する研究	3
2) 既存研究の到達点と限界	4
第3節 課題, 分析視角及び研究対象	5
1) 分析視角と課題	5
2) 研究対象	7
第4節 論文の構成	9

第1章 韓国の農業法人に見る協業の発展経路

第1節 本章の課題	11
第2節 法人制度制定以前の農業組織	12
1) 伝統的農業組織と衰退	12
2) 農業構造政策の開始と共同経営の試み	12
3) セマウル運動と作目班の定着	15
4) 農業機械の普及と機械共同利用組織の育成	15
第3節 農業法人制度の内容と推進経過	16
1) 韓国農業法人制度の導入と推進経過	16
2) 現行農業法人制度の内容と特徴	16
第4節 農業法人制度の導入を通じた法人経営の展開	19
1) 基本概要	19
2) 農業法人の経営実態	21
第5節 小括	23

第2章 農業法人の特徴と「作目班」型農業法人の組織構造

- 全羅北道を事例として -

第1節 本章の課題	26
第2節 地域農業と農業法人の位置づけ	27
1) 地域農業の概況	27

2) 全羅北道の農業法人の概況	32
第3節 全羅北道の農業法人の特徴	35
1) 事例法人の概要	35
2) 法人の組織の範囲	35
3) 法人の形態と主な事業	35
4) 母体集団と設立のきっかけ	35
第4節 「作目班」型農業法人の事例－G法人－	38
1) 地域農業の現状	38
2) 法人の設立経過と組織の現況	39
3) 法人による選別・出荷・販売	42
第5節 「作目班」型農業法人の特徴と限界	43

第3章 ミニ農協型農業法人の形成と展開

- B法人を事例として -

第1節 本章の課題	45
第2節 親環境農業の現状	46
1) 親環境農業の登場	46
2) 親環境農業に関する政策	46
3) 親環境農業市場の構造と現状	46
第3節 事例法人の位置づけ	48
1) 地域農業の現状	48
2) 農民運動組織による法人の設立	49
3) ミニ農協型農業法人	49
第4節 事業展開	53
1) 農業法人の設立と農民会からの独立（1989～1995年）	53
2) 親環境農業の拡大（1996年～2003年）	54
3) 親環境農業への取り組みの本格化（2004～2011年）	56
4) 事業の多角化と組織の再編（2012～2015年）	57
第5節 ミニ農協型農業法人の特徴	58
1) 事業展開の積極性	58
2) 母体集団の意味とそこからの分離	60
3) 既存農協との競合とその影響	63
第6節 小活	64

第4章 農村観光事業を推進する農業法人の展開条件

- K法人を事例として -

第1節 本章の課題.....	66
第2節 K法人の概要.....	67
1) 地域農業の現状.....	67
2) K法人の組織と事業の概要.....	68
3) 法人事業の形態.....	69
第3節 K里の展開と村落機能の変化.....	70
1) 伝統的な村落社会の再編と生活扶助機能.....	70
2) 水利組織による資源管理.....	70
3) 朝鮮戦争以降の生産補完機能の強化.....	70
4) 機械化への対応と村落社会の弱体化.....	71
5) 1990年代のK里の状況.....	72
第4節 事例法人の経営展開.....	73
1) 共同体運動の展開.....	73
2) マウルづくり事業の展開.....	73
3) メンバーの変化とK里の住民との結合.....	76
第5節 農村観光事業の成果.....	77
1) 住民の所得増大のための取り組み.....	77
2) 住民のための福祉活動.....	77
3) K法人の収益の積立.....	77
第6節 小活.....	79

第5章 生産共同化を進める農業法人の組織化原理

- F法人を事例として -

第1節 本章の課題.....	81
第2節 トルニョク経営体の制度と現状.....	82
1) 稲作農業を取り巻く環境.....	82
2) トルニョク経営体育成事業の内容.....	82
3) トルニョク経営体育成事業の現状.....	83
第3節 事例法人の形成過程.....	84
1) 事例法人の概要と地域の位置づけ.....	84
2) マウルの共同体的性格の変化.....	85
3) 地域農業の問題と法人経営体の設立.....	87

第4節 事例法人の経営展開.....	88
1) F法人における事業展開.....	88
2) 経営規模拡大に向けた諸対応.....	88
3) 家族を主体とする労働力利用.....	90
4) 個人と法人による作業受託の分担.....	92
5) 法人会計の未確立.....	93
第5節 小活.....	94
終章 「作目班」型農業法人からの脱却	
第1節 各章の要約.....	97
第2節 総合的考察.....	99
引用・参考文献	

[図表目次]

[序章]

図序－1	韓国における農業法人の設立環境とその典型.....	6
図序－2	「作目班」型農業法人からの脱却方向.....	7
表序－1	対象事例の概要.....	8

[第1章]

図1－1	法人制度制定以前の農業組織の流れ.....	14
図1－2	農業法人制度の変化.....	18
図1－3	運営している農業法人数の動向.....	20
図1－4	出資者個別運営の農業法人の割合の推移.....	20
図1－5	農業法人の事業類型別売上高の割合.....	22

[第2章]

図2－1	全羅北道の位置.....	28
表2－1	農家1戸当たりの耕地面積(2010).....	29
表2－2	韓国における道別地域内総生産と農林漁業の割合(2014).....	29
表2－3	全羅北道の経営形態別農家戸数と割合(2010).....	30
図2－2	全羅北道の経営形態別農家戸数(全国対比, 2010).....	31
表2－4	韓国農業法人の事業類型別の法人数(2014).....	33
表2－5	農業法人の経営実態(2014).....	34
表2－6	事例法人の概要.....	37
図2－3	長水郡の位置.....	38
図2－4	G法人の地理的範囲.....	40
表2－7	G法人の生産現況(2014).....	41
図2－5	G法人の事業構造と役割.....	42

[第3章]

図3－1	親環境農産物の流通経路.....	47
図3－2	南原市の位置.....	48
図3－3	B法人の組織図.....	50

図 3 - 4	B 法人の経営規模の推移 (2012~2015)	51
表 3 - 1	南原市の邑面別親環境認証面積 (2014 年)	52
表 3 - 2	B 法人の組織展開 (1989 年~1995 年)	53
表 3 - 3	B 法人の組織展開 (1996 年~2003 年)	54
図 3 - 5	出資者の数と出資額推移 (1993-2001)	55
表 3 - 4	B 法人の組織展開 (2004 年~2011 年)	56
表 3 - 5	B 法人の組織展開 (2012 年~2015 年)	57
図 3 - 6	B 法人のミニ農協型農業法人としての役割	59
表 3 - 6	地域別組合員数の推移	61
表 3 - 7	各作目班別販売金額 (2012)	62

[第 4 章]

図 4 - 1	任實郡の位置	67
図 4 - 2	K 法人の組織構造	68
表 4 - 1	事業別の売上高の推移	69
表 4 - 2	K 里の集落機能とその弱体化	72
表 4 - 3	市道別来場者の推移 (2008~2014)	75
表 4 - 4	マウル発展基金の造成と執行内訳	78

[第 5 章]

表 5 - 1	トルニョク経営体の年度別選定数	83
表 5 - 2	構成農家の作物別作付のべ面積 (2014 年)	84
表 5 - 3	農家 No. 2 の営農規模拡大推移	86
図 5 - 1	構成農家の分布とマウルの位置関係	87
表 5 - 4	構成農家の経営耕地面積の変化	89
表 5 - 5	家族労働力の構成と作業受託面積	91
図 5 - 2	C 氏における農作業種別委託先	92
図 5 - 3	ワンジ平野における F 法人の生産構造	95

序章 研究の背景と目的

第1節 農業構造政策と農業法人—韓国と日本の異同一

韓国と日本は零細な水田農業を大宗とする点で共通の農業基盤をもつ。両国ともに経済社会の工業化を経る過程で農業の発展を制約する諸条件が増した。伝統的な家族農業経営が支配的な農業構造もそのひとつと認識されている。零細性を脱し、高い生産性・収益性を発揮する農業経営を確立することが重要な政策課題になった。

このように共通の背景をもつために、韓国の農業構造政策は日本と同様の枠組みをもつものが多い。農業法人制度についても、日本が先行し、韓国が追いかける形でスタートしたため、共通する部分が多い。しかし、農業法人の実相は両国で大きく異なる。

日本では1961年に農業基本法が制定された。その背景となったのは高度経済成長に伴う農工間の所得格差の拡大であり、問題の打開に向けて、零細な農業構造の改革による農業近代化が強く打ち出された。その課題を背負って登場したのが農業構造政策であり、都市勤労者世帯並みの農業所得を実現する「自立経営」（近代的家族経営）の育成を図るとともに、そこからはみ出る部分についての「協業の助長」、すなわち家族農業経営の組織化を推進することになった（注1）。

初期の農業構造政策の眼目をなしたのは、トラクター等の農業機械と土地基盤整備事業をセットで導入する農業構造改善事業であった。高度経済成長に伴い雇用が拡大する中では、農業の機械化を促進すれば、農業構造の改革は円滑に進むと想定されていた。しかし、自立経営の育成は成功せず、農外兼業の拡大や農地価格の高騰と結びつくことによって零細な農業構造が固定化した。これに対応して農地改革後の自作農主義に基づく農地制度が転換し、農業構造政策の重点施策は賃貸借による農地流動化を促進する方向へと切り替えられた。また、「協業の助長」についても、1962年に農業生産法人制度が設けられたものの、多数の農業法人の設立にはつながらなかった。

農業法人化の促進を農業政策が大きく掲げたのは1990年代である。2000年代に入ってから、地域農業の担い手として集落営農を位置付け、その法人化（集落営農法人の設立）を通じて経営の確立を図る方向が推進されている。

一方、韓国における農業構造政策の登場は、1986年にガット・ウルグアイラウンド交渉が開始され、農産物貿易自由化に対応した農業の競争力向上の課題が浮上してからである。1989年に「農漁村発展総合対策」、1991年に「農業構造対策」が樹立され、零細経営を営む農家の引退による農地流動化、専業農家を中心とした経営規模の拡大というシナリオを想定した施策が推進された。

また、専業農家の経営を補完するとともに、協業を通じて零細経営の改善を図り、「協業的・企業的農業経営を通じて規模の経済性を発揮できる大規模な経営体を創設」するこ

とを目的に、1990年に農業法人制度が制定された。これを機に法人経営に対する政策資金支援が拡大し、多数の農業法人の設立につながった。

しかし、大規模経営体の実体を備えた農業法人の展開は微弱である。農業生産は農家が営む個別経営が行い、農業法人の事業は流通・加工などに重点を置いている。農業法人が取り組む事業の種類に対する規制が日本に比べて緩かったことも手伝い、農業生産の共同化に取り組む法人は少数にとどまる。

李（2014）は、韓国の農業構造政策が十分な成果を上げていない状況に関連して、世代をまたいだ「家」による農業経営継承の伝統がないことに加え、農業の要素市場の展開に伴い、農地や機械等の資産の所有に拘らない農業経営が増え、1世代で完結する小規模な農業経営が再生産されていることを論じている。そのような状況下で、「地縁性にもとづく集団的営農活動は好まれず、農家同士の個別相対による農作業サービスの取引がベースとなっている実態」を指摘し、農業法人への規制緩和が農業生産以外の事業への傾斜に結びつくとして述べている（注2）。

第2節 既存研究の整理

1) 農業経営体の組織化に関する研究

農業法人に関する研究を概観しておこう。安（1992）は、農業法人の設立と運営の構造を分析した。安は農業法人の登場を家族経営体制の衰退に対する対応として見ており、家族経営の動向と関連して農業法人を検討した。農業法人の組織化を家族経営と関連して二つの類型に区分し、第一は、個々の家族経営を解体し、それらの実質的な合体形として設立した法人、つまり家族経営代替型農業法人である。第二は、家族経営の実質的な存続を前提に、これを補完する組織として設立された法人、つまり家族経営補完型農業法人である。安の類型区分を用いると、韓国農政は営農組合法人（後述）を家族経営代替型で育成しようとしたが、実際は農産物の販売、加工など家族経営の存続、発展を目指している補完型法人が展開していることになる。

朴（1999）は、農業経営体の組織化のレベルに関する研究を全羅南道を事例として進めた。零細農家が大部分である韓国農業では多数の農家が結合した組織的対応が非常に重要であるが、生産要素の購入および利用過程や流通・加工過程など、組織化対応が農業経営活動の各分野毎に行われ、全体として初歩的なレベルに留まっているとしている。今後、これらを相互に有機的に連結し、農村地域が保有しているすべての資源を体系的に利用する、地域農業の組織化の段階にまで発展すべきだと主張した。

黄・鄭（2008）は、農業法人2カ所と農協の直営農場を事例として農業経営体の組織化の効果を分析した。これらの農業経営体は日本の集落営農と類似した村単位の組織化を志向している事例であり、マウル営農に発展する可能性があると捉えている。しかし、部分協業の形態で留まっており、マウル営農の事業方式に対する農家の低い理解度、高い地代の構造、農家の参加割合の低下などを解決すべき課題としている。

尹（2009）は、韓国における農業生産組織の変化の過程を、マウル共同体的組織の解体および機械を中心とする結合への変化として整理している。全羅南道羅州市の事例分析を通じて、水稻作での組織化の主体は大規模農家であり、農業機械の保有と受託作業を通じて地域営農を主導すると見ている。他方、零細農家は補助的な位置付けにとどまるという認識を提示した。

朴ほか（2009）は、韓国での組織化を生産の組織化、販売の組織化、地域複合化の3つの分野に整理した。生産の組織化は、品種の統一、栽培技術の統一、農業資材の共同購入などの技術協定の形で行われる。日本の集落営農のような生産部門の組織化の動きは活発ではないが、集団的土地利用を通じたコスト削減と技術の標準化を通じた高品質の生産を追求する生産組織が現れていると述べた。販売の組織化は、韓国では最も一般的な組織化の形である。農産物の販売の主流を形成した卸売市場を中心とした販売方式は、生産者が単に農協の系統出資をするための取り組みであったか、大規模小売店への直売が拡大し、

消費者の需要に適合した出荷体制を実現するための組織化が活発になっていることを論じた。地域複合化は、地域全体を単位として、個々の農業経営の水平的結合と生産流通加工などの経営の各段階の垂直的結合が有機的に機能していく形である。しかし、この形態は自治体主導型であり、まだ典型的な事例はないと見ている。韓国における農業経営体の組織化は生産部面での組織化から出発したものの、流通・加工部面を中心に展開しており、生産部面でも、コスト削減を目指すよりも生産技術協定を結ぶものが主流をなし、総じて流通過程で共同化の利益を追求する傾向がみられるとしている。

2) 既存研究の到達点と限界

韓国の農業法人を扱った既存の研究は、営農組織や農業法人を事例を取り上げ、農業の組織化の態様を詳細に分析したものが多い。これらは次の3つの観点からの研究として整理される。

第1に、組織化の主体である。特に注目されるのは水稲作における組織化であるが、その主体は主に大規模農家で、小規模農家を巻き込んで組織化が進んでいることを指摘するものが多い。

第2に、法人が取り組む事業についての評価である。流通・加工過程での共同の取り組みが多く、共同事業の取り組みとしては初歩的なレベルにとどまり、個別経営の補完にとどまるという認識が一般的である。

第3に、地域との関係である。農業法人が行う事業の地域的広がりは限定されている。地域全体をカバーすることによって公益的機能を発揮する、地域農業の組織化に向けた課題が提示されている。

全体として、農業法人の現状、機能、課題に関する断片的な指摘にとどまり、農業法人の特徴や課題を包括的に論じる研究は乏しい。これは、農業構造改革を牽引するような力強い展開を示す農業法人が少なく、農業法人の本格的展開が制約されているという韓国農業の現状の反映にほかならない。

第3節 課題、分析視角及び研究対象

1) 分析視角と課題

韓国の農業法人をめぐる一般的な状況は李（2014）が論じた通りであるとしても、零細な農業構造を改革し、高生産性と高品質の条件を満たす農業を担う農業経営の確立が韓国農業の重要な課題であることは疑いない。家族経営の組織化を通じた農業法人の展開に大きな期待がかかる。

本論文では、韓国における農業法人の展開条件の解明を意図して、家族経営を営む農業者の組織的結合に注目しながら農業法人の設立と展開を分析する。まず、本論文の分析視角と課題について説明する。

本論文では、農業法人を、複数の個人や家族が共同して経済事業を営むために設立する経済組織と考える。論文の各所で韓国と日本の農業法人を比較する視点をもつため、農業法人を広義にとらえることとする。ただし、法制度の下で設立・運営されている農業経営体を対象とするのであり、多種多様な経済組織を網羅的に扱うわけではない。

さて、共同事業の成立には共通の経済的利害関係とともに参加者間の結合関係が必要である。だが韓国では村落社会の変質・弱体化が進み、共同事業の母体となるような村落社会が存在しない場合が多い。このことが韓国における家族経営の組織化や農業法人の設立・展開を制約している要素のひとつと考えられる。

農業法人の展開を考える上で考慮すべきもうひとつの要素が農協である。韓国の農協は、金融（信用・共済）事業と経済事業を兼営する総合農協として展開したが、日本の農協系統で見ると共同販売がほとんど行われていない。さらに、農協の事業構造が金融事業に傾斜し、収益性が低い経済事業には力を注がない傾向が強い。これがひいては生産調整機能の弱さに結びつき、農産物価格の変動の大きさという問題を慢性的に抱えることにつながっている。

このように、韓国では、第1に村落社会の弱体化、第2に農協の信用事業への傾斜という条件の下で、農業法人の設立・展開が政策課題とされた（図序-1）。このような条件の下での農業法人の典型を挙げると、共同出荷・販売組織である作目班を母体集団として設立され、共同出荷・販売を主な事業とするものである。農業生産の協業よりも、共同出荷・販売によって流通コストの削減と市場交渉力を強化する方向に向かう。

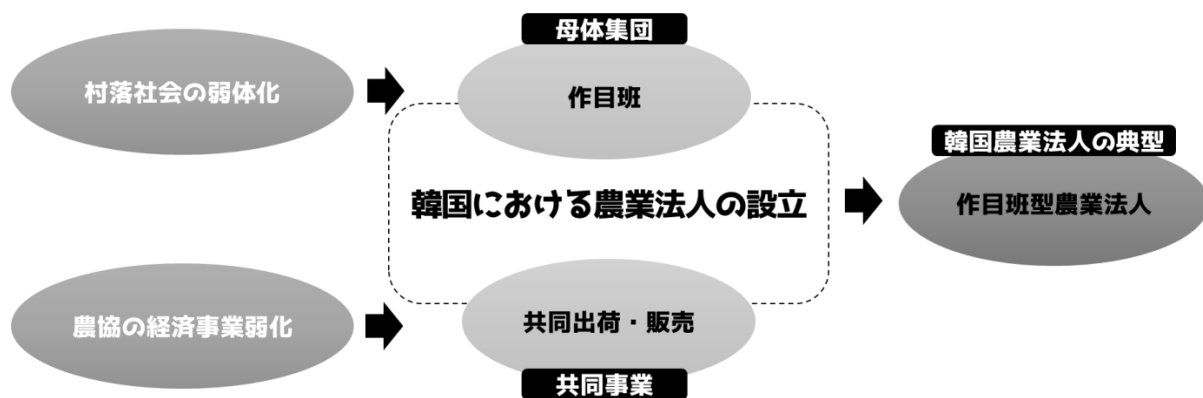
このような農業法人では、政策側が意図していた生産の協業の実現につながらず、存続の可能性も非常に低い。現実に多数を占めるこのような農業法人を「作目班」型農業法人と呼ぶことにする。そうだとすれば、韓国における農業法人の発展について、このような「作目班」型からいかにして脱却するのかという点を中心に考える必要がある。

日本の農業法人の典型を集落営農法人に見るとすれば、それは韓国の「作目班」型農業法人と対照的である。強い地縁関係に支えられた村落社会を基盤に設立され、かつ共同販

売事業を行う農協と役割を分担する形で、農業生産の共同化を事業の中心に据える傾向が認められるからである。

ところで、「作目班」型からの脱却を論じる際にはその方向性が問題になるが、本論文では、「作目班」型とは異なる農業法人の存在に注目する。積極的な事業展開を果たしていると見られる農業法人を取り上げ、その設立・展開を分析する。

具体的には、「作目班」型農業法人からの脱却を、①母体集団、②参加農業者の組織的結合、③農業法人の事業展開という3つの要素の相互関係によってとらえる。強い理念や結束力を備えた特徴ある①母体集団が存在し、それに基づく②参加農業者の強固な組織的結合が、③農業法人の積極的な事業展開をいかに可能にしたのかが、分析の基本視点となる。さらに、③事業展開の過程で、②参加農業者の組織的關係が変化し、当初の①母体集団からの分離が進むといった組織動態に関心を寄せる。本論文では、このような意味で①②③の3つの要素の相互関係に注目する。



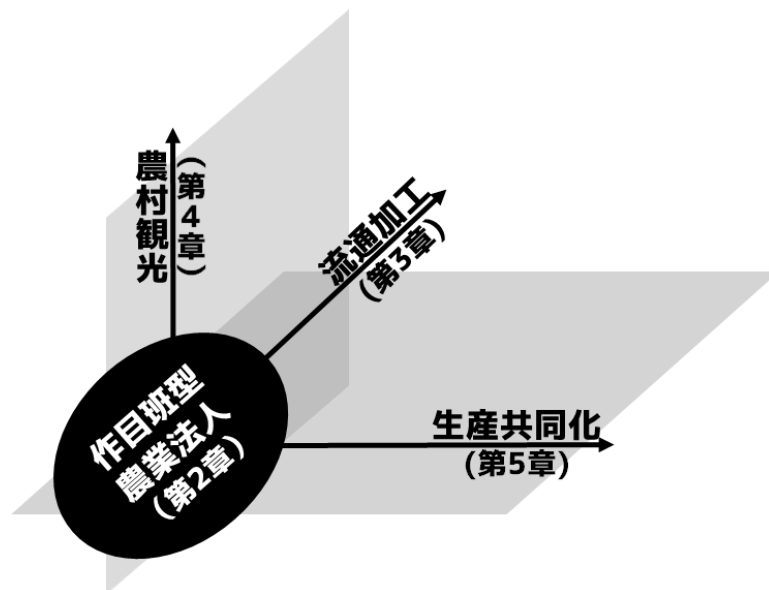
図序－1 韓国における農業法人の設立環境とその典型

2) 研究対象

本論文の対象地域は、地域内総生産の農林漁業生産額が占める割合が他の市道に比べて最も大きい地域である全羅北道である。1戸当たり耕地面積が1.6haと最も大きく、他の地域よりも規模拡大が精力的に行われている。また、全羅北道では、農業生産以外の加工業や流通業を主な事業とする農業法人の割合が他の地域に比べてはるかに高い。

この全羅北道に所在する農業法人のなかから、積極的な事業展開を示す農業法人を、地域性にも配慮して選定した。具体的には、平地地域3法人、中間地域5法人、山間地域3法人を選び、聞き取り調査を実施した。本論文では、これら11法人の概要を把握した上で、法人が取り組んでいる事業分野（流通加工、農村観光、生産共同化）毎に代表的な農業法人を1つずつ選び、上記の分析視角に基づいて詳細な分析を行う（図序-2）。取り上げるのは、流通加工の事例としてB法人、農村観光の事例としてK法人、生産共同化の事例としてF法人である（表序-1）。

韓国における農業法人の概況調査は、2013年3月、2013年8月、2014年3月の3回にわたって行った。また、3つの法人に対する聞き取り調査は、2014年8月、2015年3月、2015年10月の3回行った。



図序-2 「作目班」型農業法人からの脱却方向

表序－1 対象事例の概要

	F 法人	B 法人	K 法人
設立年度	2008 年	1992 年	2014 年
母体集団	親睦会 結束力が弱い	農民運動団体 結束力が強い	宗教グループ 結束力が最も強い
組織的結合	7 人で設立。 共同出荷事業で結合。 新たなメンバーの追加はないが、3 人が准組合員として参加する予定である。	13 人で設立。 共同出荷事業で結合。 その後、農民運動団体から独立、現在約 300 人が参加している。	13 人で設立。 農村観光事業で結合。 マウルづくりの取り組みで、住民の 3 分の 1 (84 人) が参加している。
事業展開	米単一作目で開始した。 大麦、小麦などに作目を拡大し、生産共同化を推進しており、部分協業が行われている。	米単一作目であったが、野菜作へと拡大した。 親環境農産物の専門化、加工施設を設置するなど、流通業から加工業へと事業を多角化した。	農村観光事業として、チーズ作り体験を実施、チーズ関連レストラン、農産物直売場を設置。住民福祉のための様々な事業も行っている。

資料：聞き取り調査より筆者作成。

第4節 論文の構成

第1章「韓国の農業法人に見る協業の発展経路」では、韓国の農業法人制度の成立以前に、農業環境と既存の農業生産組織の展開を通じて「作目班」型農業法人がどのような経路で形成されたかを明らかにする。まず、法人制度が成立する以前の農業生産組織について把握し、農業環境の変化によってそれらの農業生産組織がどのように変化したかを分析する。特に、農業法人制度の制定による影響とその後の展開に注目して整理する。

第2章「農業法人の特徴と作目班型農業法人の組織構造」では、本論文が研究対象とする全羅北道に所在する農業法人を概観しつつ、そのなかで「作目班」型農業法人の典型と見られる事例を取り上げ、当該農業法人が設立される過程とその組織構造について分析する。

第3章「ミニ農協型農業法人の形成と展開」では、親環境農業を推進しながら流通加工部門で積極的な取り組みを行っている事例としてB法人を取り上げる。韓国における親環境農業の動向を見た上で、B法人の形成過程と事業展開を分析し、ミニ農協型事例法人の特徴を述べる。

第4章「農村観光事業を推進する農業法人の展開条件」では、農村観光事業に取り組むK法人の事例を取り上げる。まずK法人の現況を述べた後、同法人が所在するK里を対象に村落の歴史的動向を概観する。日本植民地時代以降の変化に注目しつつ、K里の村落機能とその変化を見る。その上で、K法人の設立・展開の過程を詳しく分析し、最後にK法人がマウルづくり事業を通じて農村社会の再生のためにどのような役割を果たしているのかを検討する。

第5章「生産共同化を進める農業法人の組織化原理」では、生産共同化に取り組むF法人を事例とする。まず、トルニョク経営体事業が登場した背景を説明する。次に、事例とするF法人の現状と形成過程を把握し、F法人の組織化原理について考察する。

以上を踏まえ、終章で総合的考察を行う。

注

- 1) 「家族経営の発展と自立経営の発展」と「協業の助長」という二つの道について、その解釈をめぐって二つの並立関係であるとするのと、自立経営になりがたい経営が協業という補完関係にたつという二説があったが、家族農業経営を農業本来の姿だとすれば、補完関係ととるのが現実的だと指摘している。田代（2011）を参照。
- 2) 李（2014）は、韓国での家族農業経営は「一代限り」を基本とし、世代間ではなく世帯間で経営資源の継承・再配分が行われるという認識を示している。企業経営への移行が促されない理由を、このようにして家族農業経営が再生産されるからだと説明する。

第1章 韓国の農業法人に見る協業の発展経路

第1節 本章の課題

1990年に制定された韓国の農業法人制度は日本の農業法人制度と非常に似た制度的枠組みを持って出発した。しかし、26年が過ぎた今、韓国の農業法人の現状を見渡してみると、当初目指していたような形での農業法人が普及しているとはいえない。韓国のほとんどの農業法人では、構成員たる個別経営が農業生産を担っているのが現状である。農業生産よりも流通や加工などに農業法人活動の重点を置く「作目班」型農業法人が展開したことが、日本とは大きく異なる。

韓国の農業法人制度の当初の目的は、協業的・企業的農業経営を通じて規模の経済性を発揮できる大規模な経営体を創設することであった。しかし、韓国においてはそのような実体をもった大規模経営体はほとんど育成されていない。韓国の農業法人制度が農業者の自発的な動きを背景に導入されたものではなく、農政により誘導的に行われたものであったことが、その要因のひとつと考えられる（注1）。

本章では、伝統的な農業組織とその動向を論じ、「作目班」型農業法人の歴史的背景を明らかにする。言い換えると、歴史的制度論の観点から農業法人化に至る韓国農業の展開経路を探る（注2）。

そのために、まず農業法人制度が成立する以前の農業生産組織について把握し、農業環境の変化（注3）によってそれらの農業生産組織がどのように変化したかを見る。その上で、農業法人制度の制定による影響とその後の展開に注目しながら、韓国の農業法人の形成過程を系譜的にとらえる。

第2節 法人制度制定以前の農業組織

1) 伝統的農業組織と衰退

農業法人制度が開始される前に韓国農業に存在した共同組織について触れておく。

韓国の農村社会にも共同で農作業に取り組む伝統があった。尹（2011）によると、韓国の農村の生産と生活に関わる諸組織は、村落を意味するマウル単位に形成されていた。マウルでは様々な組織が作られており、それらの組織的連携の中でマウルは構成員を規制して支配構造を支える機能を果たしていた（注4）。

マウルを中心に生まれた代表的な農業生産組織としてドゥレ（共同作業）とプマシ（労働交換）があった（注5）（図1-1）。ドゥレは朝鮮後期に田植え法が普及した後に生まれた組織である。マウルを単位とした農作業の共同組織であり、各農家から1人が出役する。強制的・義務的な性格を帯び、田植えや草取りなど、労働力が集中的に必要な時期に一時的に機能するものであった。

プマシは相互扶助の精神と労働の等価交換の原則の上で成り立っており、かなりの柔軟性を持っていた。この組織は、小農経営で不足する労働力を交換によって解決しようとしたことから始まったものである。江原道、京畿道以南の稲作を中心とする地域では、強固なドゥレが存在したが、他の地域ではプマシが主要な形態であった。プマシはドゥレがあった地域にも存在し、全国的に観察される労働慣行であった。

しかし、日本植民地時代に実施された土地調査事業によって土地私有制が確立したことを背景に、小作農が増え、自営層に基礎を置いていたドゥレの衰退につながった。また、マウルが政策的に統廃合され、マウルの共同基金が消滅するなど、ドゥレの基盤が失われていった。さらに、農業振興会などの官制組織を設置し、住民の自治組織を行政的に制御したことがマウルの自治喪失につながり、ドゥレの衰退が促進された（注6）。また、プマシは1970年代になって農業機械、除草剤が普及したことでほとんど消滅した。

このように伝統的な農業組織としてドゥレやプマシが存在したが、ほとんどが農繁期の労働力不足に対処するための一時的な労働協力の一環として行われたものであり、農業生産性を高めるための組織的・継続的な対応と見ることは難しい。

2) 農業構造政策の開始と共同経営の試み

建国以降の韓国の農政は大きく4つの時期に分けることができる（注7）。第1期は工業化以前の「農地改革と糧穀管理農政」（1948-1960）、第2期は高度経済成長を遂げた「主穀増産と農村開発の農政」（1961-1976）、第3期は安定した経済成長期である「農外所得の増大農政」（1977-1988）、第4期は貿易自由化に代表される「農業構造の改善農政」（1989-）である。このうち第2期の高度経済成長期に、韓国経済は3次にわたる経済開発5カ年計画によって飛躍的な経済成長を遂げた。農業部門の成長率も年平均4.9%に達した。しか

し、外資に依存した産業化が始まり、労働力が農業・農村から他産業部門と都市に大量に流出するようになった。この時期の農政の課題は、すでに確立していた自作農体制を都市化・工業化の過程でどのように維持・発展させるかであった。

このような課題に対応して、農林部長官の諮問機関「農業構造改善審議委員会」が設置され、農業の近代化のための農業構造改善策が提案された（1962年7月）。ここから農業構造政策がスタートする。

零細な農家経済の克服策として協業経営が注目され、1963年から協業開拓農場の試験事業が開始された。5つの地区で協業開拓試験農場を設立し、合計427haの農地が開墾、共同農場が開設されて61人の志願者が参加した。参加者の多くは農民運動の活動家たちであり、献身的な姿勢で協業農場に参加したが、農産物の生産や販路の問題、入居者の集団生活への不適應が原因で協業農場は失敗に終わってしまった。そしてこの後から法人制度が成立するまで、政府が共同経営を政策的に試みたことはない（注8）。

1960年代の後半以降は輸出指向型の経済開発計画が本格化し、農業構造政策の方向性が共同経営よりも個別の家族経営の規模拡大を重視するものに転換した。1967年に公布された「農業基本法（注9）」による農業構造改善策は、自立家族農の育成を基本的な方向とし、企業化・協業化の促進を補助的ないし補完的なものとして位置づけたのである。

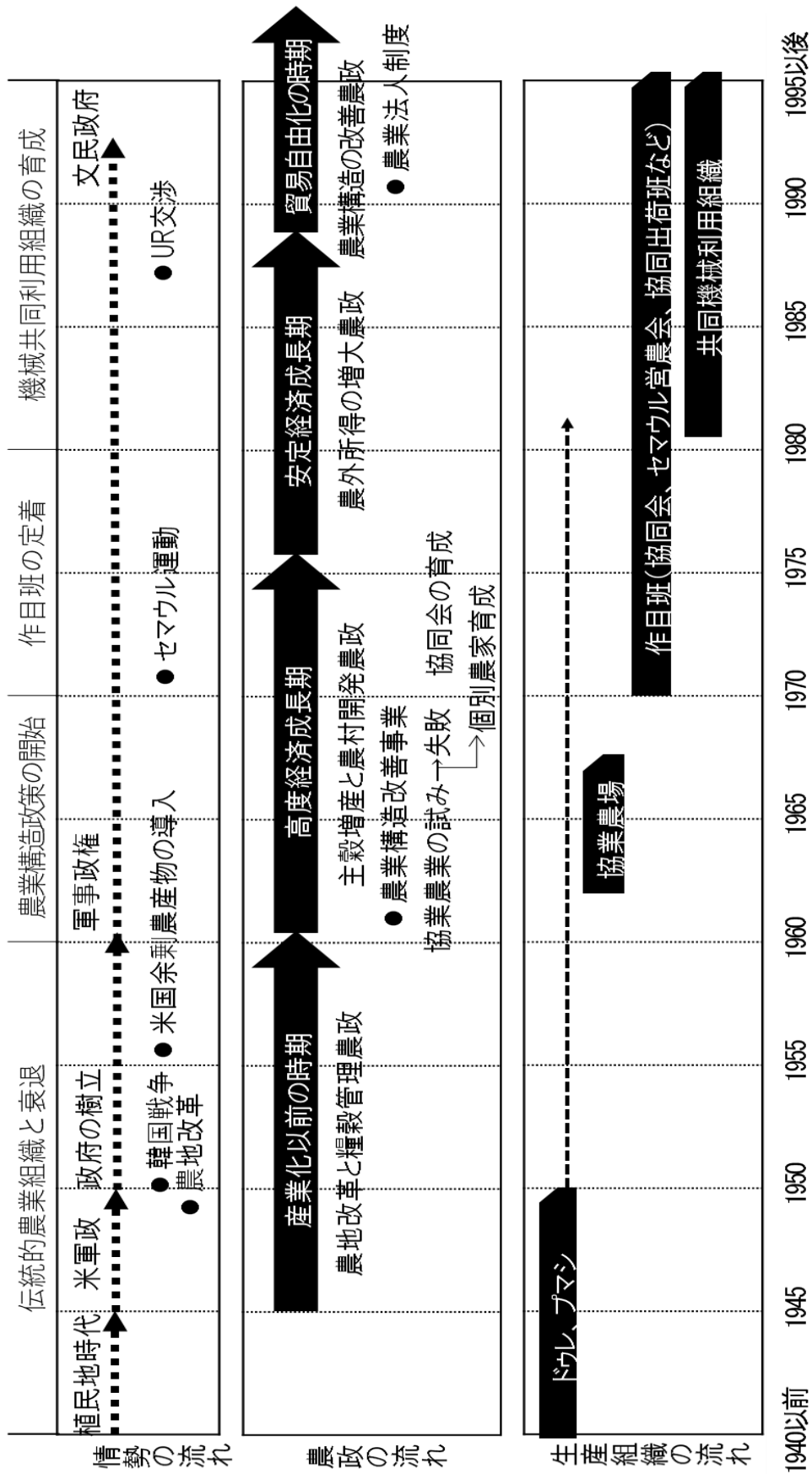


図 1-1 法人制度制定以前の農業組織の流れ
資料：韓国農村経済研究院（1999），崔（1997）を参考に筆者作成。

3) セマウル運動と作目班の定着

1970年代の韓国経済は、第1・2次経済開発5カ年計画を通じて驚くべき成長を遂げたが、工業化に傾斜した高度成長によって都市と農村の間で所得や生活環境の格差が広がり、構造的な問題に直面した。これらの問題点を認識した政府は、第3次5カ年計画の方向を「地域間の均衡発展」などに設定した。

その一方で、1970年から始まった「セマウル運動（注10）」は、勤勉・自助・協同を強調する一種の精神運動であり、1930年代に日本が行った朝鮮農村振興運動をモチーフにしていた。農民の「よく生きてみよう」という意志を刺激し、農村の外形的な姿を変化させるための事業を展開した。政府は、全国の35,000のマウルを住民の参加度に応じて基礎マウル・自助マウル・自立マウルに分け、基礎マウルや自助マウルを自立マウルに誘導する方法で、セマウル事業を推進した。この運動は、農村指導者を養成して作目班や協同会などの営農組織を育成するきっかけとなった。

特に、農業構造政策の下で農業生産の組織化と共同化の必要性が生じてきたことで、地域を単位とする農業機械の共同利用組織と、品目別の作目班組織の運営が試験的に開始された。

1970年から農協の下部組織である「協同会」がマウル単位に結成され、1973年から農協の系統出荷のために「作目班」が組織された。協同会と作目班は1977年からは「セマウル営農会」の下部組織として統合された。これは、野菜、果樹、畜産、特用作物など成長作目の共同出荷に向けて品目別組織の機能を強化する契機となった。

1983年から農協の資金支援によってマウル単位の「協同出荷班」が結成され、農産物の共同生産・共同出荷を担当する現場の組織として定着し始めた。この組織の設立は、既存の農業組織と連携して行われた。1991年、既存の作目班と協同出荷班は「作目班」に統合された。

セマウル運動の下で設置された作目班は、日本の部会のような農協の共同出荷組織の性格をもつ。しかし、韓国における農協の共同出荷は、卸売市場への出荷・販売（共同輸送）にとどまり、高度な農産物マーケティングを展開している例は少ない。そのために農協への出荷を中止、また新たな作目班を組織して、農協を介さずに直接出荷・販売する作目班も現れるようになった。したがって「作目班」の呼称は、農協傘下の共同出荷組織だけを指すのではなく、共同出荷・販売組織全般を意味するものとして用いられている。

4) 農業機械の普及と機械共同利用組織の育成

農業機械化に対応して共同組織を形成する動きも挙げられる。農村労働力の都市流出により農家の数が急速に減少し、これに対応するための農業機械化が農政の課題として設定された。農業機械の普及に向けて総合農業機械化モデル団地事業を筆頭に、農業機械の利用組織を育成することになった。

1981年から農業機械の普及のために組織された「セマウル機械化営農団」事業は、マウル単位の農業機械の共同利用組織を基礎にして進められ、農家間の協業を活性化するきっかけとなった。

1981年612ヶ所が造成され、1987年からは、大規模と小規模営農団に区分して造成し始めた。1990年度までに造成された機械化営農団は、大規模が16,173ヶ所、小規模が9,797ヶ所、合計25,970ヶ所が造成された（安1994）。

第3節 農業法人制度の内容と推進経過

1) 韓国農業法人制度の導入と推進経過

韓国の農業法人制度は、零細農家を組織化し、農業生産の規模を拡大するために「協業経営」の形成を目指すものとして導入された。

韓国の農業法人制度は1990年4月に「農漁村発展特別措置法」が制定されたことで導入された。同法の第6条に営農組合法人の育成、第7条に委託営農会社の育成を規定している（図1-2）。

「農漁村発展特別措置法」における農業法人の根拠規定は、1998年に制定された「農業農村基本法」に移管された。さらに2007年には「農業農村と食品産業基本法」が制定され、農業法人の根拠規定が内容を変更せずに移管された。また、2009年に「農漁業経営体の育成及び支援に関する法律」が制定され、基本法の農業法人の規定が移管され、農業法人を含む農業経営体の育成のための独立法が成立した。

2) 現行農業法人制度の内容と特徴

現行の農業法人制度の根拠となる法令は、「農漁業経営体の育成及び支援に関する法律」である。この法律は法人を営農組合法人（第16条）と農業会社法人（第19条）に区分し、法人の設立目的、創業者や組合員の資格、事業範囲、設立・登記・解散等に関する事項を規定している。経営の性格に関して、営農組合法人を「協業的農業経営体」、農業会社法人を「企業的経営体」として規定されている。また、営農組合法人には民法上の組合に関する規定を、農業会社法人には商法上の会社の規定を適用するよう定められている。

非農業者の出資に関しては、営農組合法人では議決権がない准組合員としての出資が可能であり出資制限はない。農業会社法人についても非農業者の出資を許可しており、総出資額の9/10を超えない範囲という制限が設けられている（注11）。

農地の所有については「農地法」に規定されている。営農組合法人は農地の所有が可能である。農業会社法人は、農業者が法人の代表を務め、業務執行権を持っている者の1/3以上を農業者が占める場合に農地の所有が認められる。

また、農業法人は農業とそれに伴う付帯事業を行うことができる。法人区分別にみると、営農組合法人の場合は農業経営及び付帯事業、共同利用施設の設置や運営、農産物の共同出荷・加工・輸出、農作業代行などが可能である。一方、農業会社法人の場合は農業、農産物の流通・加工・販売、農作業代行以外に、付帯事業として農業資材の生産・供給、種苗生産と種菌培養事業、農産物の買取り・備蓄事業、農業機械設備のリース・修理・保管、小規模灌漑施設の受託管理事業などが可能である（注 12）。

農業法人は、農業の特殊性を考慮し、いくつかの税制上の利点を付与されている。特に営農組合法人については農業者の協業経営体として農家と同等の地位を持つものと考えられており、農業法人の設立を奨励するために設立初期では免税範囲が広い（注 13）。

政府は補助金によって農業法人化を推進する政策をとった。その結果、既存の農業生産組織が「営農組合法人」に多く転換することになり、特に作目班を母体集団として設立された農業法人が多い（尹 2011）。

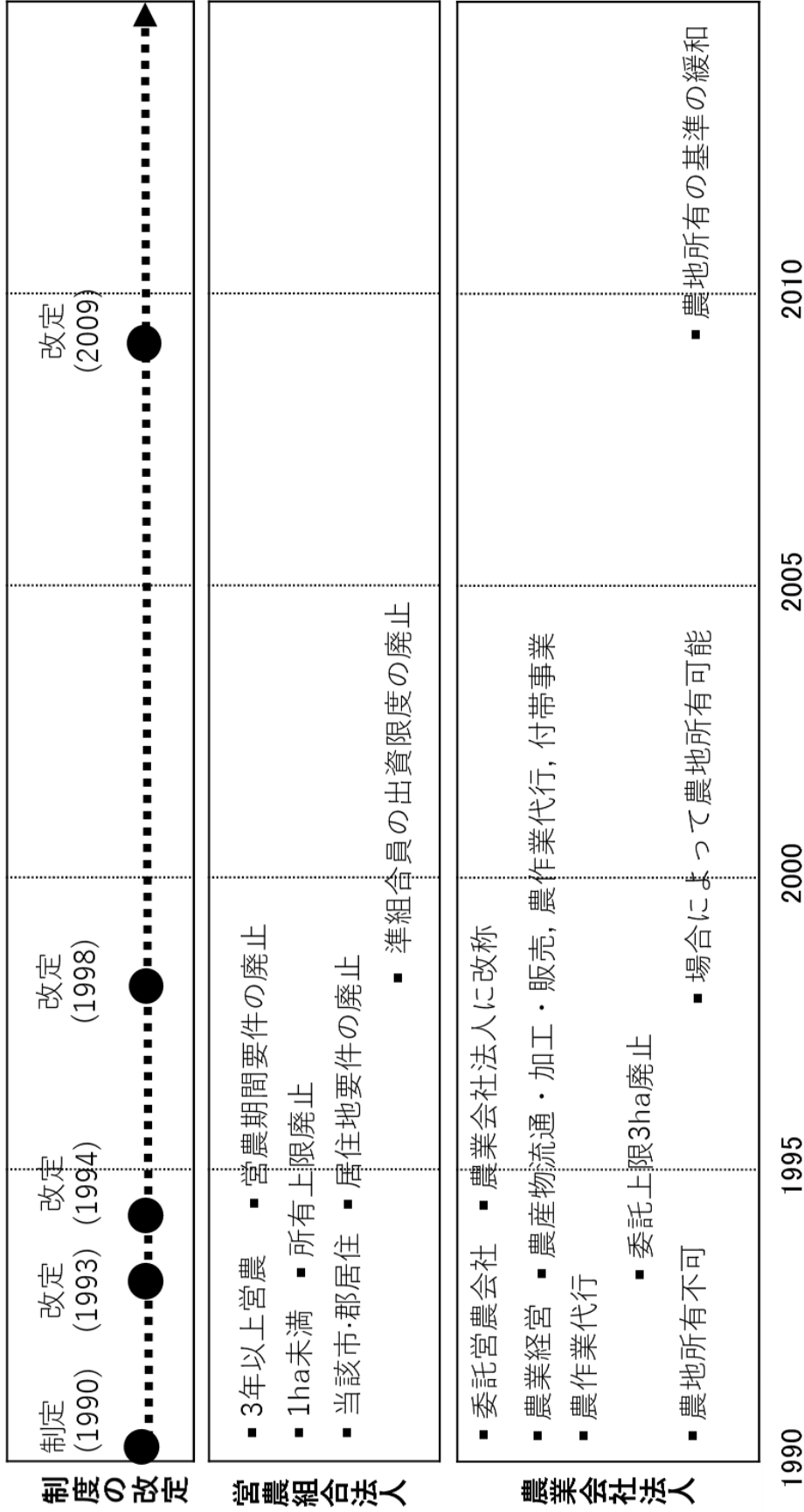


図1-2 農業法人制度の変化

資料：農林畜産食品部（2013）を参考に筆者作成。

第4節 農業法人制度の導入を通じた法人経営の展開

1) 基本概要

韓国統計庁の農漁業法人統計調査によると、2012年時点で運営されている農業法人は12,981法人であり、2000年に比べて7,773法人、約2.5倍に増加した(図1-3)。増加傾向は継続しているが、特に2010年から急激な増加を示している(注14)。このうち営農組合法人の数は2000年に比べ6,171増加し、農業法人の77%を占める。農業会社法人は2007年まで減少傾向を見せたが、2008年からは増加している。2012年の農業会社法人の数は2000年に比べ2倍以上に増加した。

農業法人の運営形態は、出資者の共同運営、代表者単独運営、出資者の個別運営に分けることができる(注15)。出資者の共同運営と代表者単独運営の2形態は増加しており、特に代表者単独運営の急激な増加が目立つ。2000年以降についてみると、出資者の個別運営のみ割合が低下する傾向を見せており、2001年の39.1%から2012年の9.5%に減少している(図1-4)。

出資法人(支社または支店を除く法人)は11,747である。総出資者は166,145人であり、1法人当たり出資者数は14.1人である。農業生産をする法人は3,950法人で、栽培面積は48,008haである。この中で飼料作物が15,344ha(32.0%)で最も多く、水稻作(26.1%)、野菜作(14.6%)の順である。

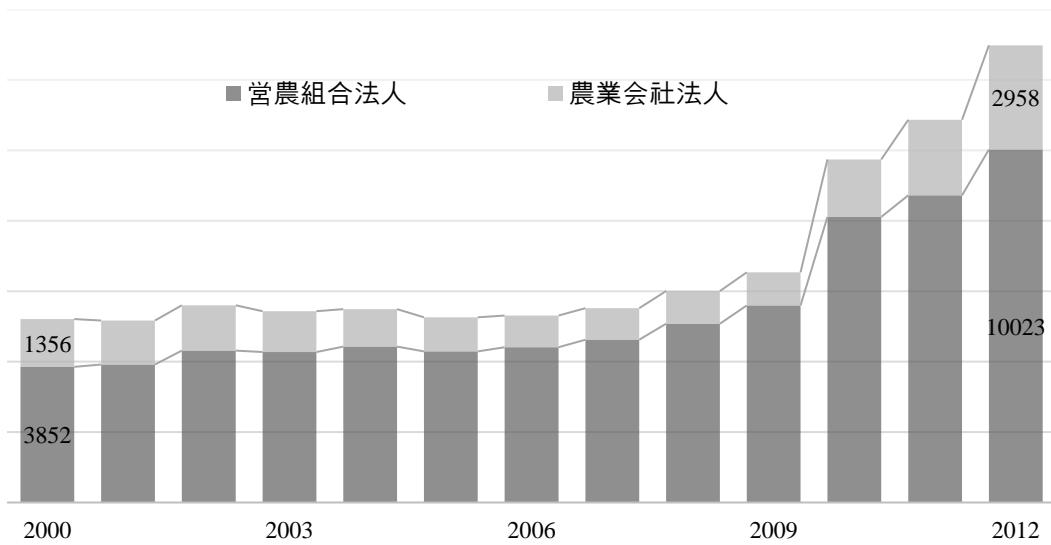


図 1 - 3 運営している農業法人数の動向

資料：韓国統計庁（各年次）『農漁業法人調査報告書』。

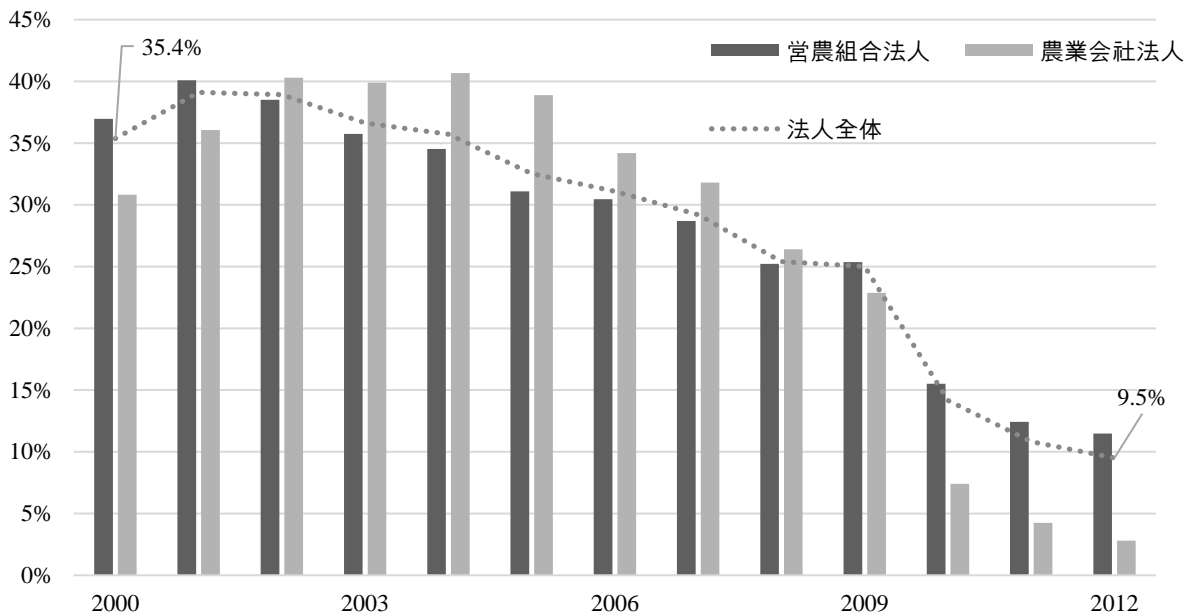


図 1 - 4 出資者個別運営の農業法人の割合の推移

資料：韓国統計庁（各年次）『農漁業法人調査報告書』。

2) 農業法人の経営実態

2012年における農業法人の総出資金は2.7兆ウォンであり、1法人当たりの平均出資金は2.7億ウォンである。これは、2000年の1.5億ウォンに比べ約2倍に増加し、農業法人の出資規模が徐々に大きくなっていることがわかる。

また、農業法人の農作物の栽培総面積は、2008年には13,801 haであったが、2012年には42,295 haで206.5%増加しており、1法人当たりの栽培面積も、2008年9.9haから2012年12.1haに拡大傾向を見せている。

農業法人の年間総売上高は、2011年度が14兆4,101億ウォンで、2005年と比較して262.7%増加した。その中で農業法人の売上高の内訳をみると、農業生産部門は3兆7,891億ウォン(26.3%)であり、農業生産以外の部門の売上高が10兆6,210億ウォン(73.7%)である。1法人当たりの売上高は14億8,700万ウォンで、2005年比で32.8%増加した。このうち流通業だけが顕著な増加傾向を見せており、このことが韓国の農業法人の特徴をよく示している(図1-5)。

1法人当たりの規模別売上高は、1億ウォン以上の法人が3,316法人で最も多く、10億ウォン以上の法人が2,425法人存在する。法人の平均純利益は4,600万ウォンであるが、欠損法人を除くと、平均1億700万ウォンの純利益を示している。

営農組合法人は、平均売上高が11億6,600万ウォンであり、平均当期純利益は3,400万ウォンである。農業会社法人は、平均売上高が23億4,000万ウォン、平均当期純利益は8,400万ウォンである。農業会社法人の当期純利益は営農組合法人と比較して、2倍以上であった。

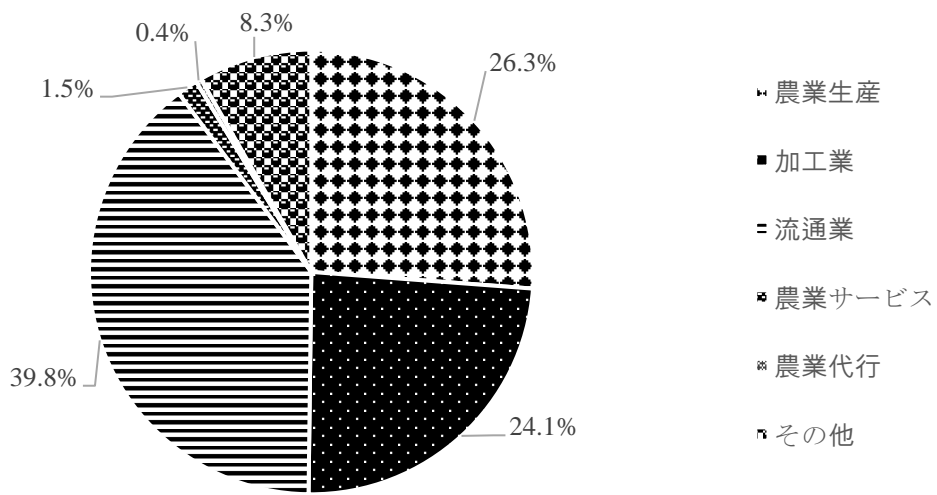


図 1 - 5 農業法人の事業類型別売上高の割合

資料：韓国統計庁（2012）『農漁業法人調査報告書』。

第5節 小括

韓国農業に見られる共同組織は部分結合，すなわち個別経営を補完する形態で展開してきた。1990年に導入された農業法人制度は，協業経営を目標に，生産部面での協業を拡大することを意図していたが，農業法人の実際はそれと大きくかけ離れたものとなった。農産物の流通・加工などの生産以外での共同事業への取り組みが主流をなし，全面協業に至るケースは例外的である。個別経営を維持しながら，共同出荷・販売を中心に部分協業に取り組むケースが大半を占める。

歴史を遡っても，家族経営の限界の克服に向け，農村内部の自発的な生産共同体は発展してこなかった。ドゥレやプマシのような農業労働慣行は農繁期の労働力不足に対処するための一時的な労働協力として行われたものであり，農業生産性を高めるための組織的・継続的な対応と見ることは難しい。また，日本の植民地時代と朝鮮戦争，その後続く軍事政権時代を経て，残っていた自発的な組織は弱体化し，農村の自治を喪失することにもつながった。その後，政府主導で組織化が推進され，協業農場が設立されたが，これも失敗に終わった。これにより，政策の中心は自立家族農の育成に転換され，企業化・協業化の促進は補助的ないし補完的なものとして位置づけられた。現在では，協同会や作目班，セマウル機械化営農団などのように，生産プロセス全体の協業ではなく，部分的協業に取り組むものが多く見られる。韓国の農業生産組織の性格は全面協業でなく部分協業の形で運営されている点であるといえる。

もう一つの特徴は，農産物の流通・加工などの生産以外の部分が発展しているという点である（注16）。1970年代に入り，協業のための農家の組織化がさまざまな形で現れ始めた。その中で注目されるのは，農業生産共同組織である作目班と，1981年から農業機械の普及のために支援されたセマウル機械化営農団事業である。1990年に農業法人制度が施行され，政府の補助金政策によって農業機械の共同利用組織は「委託営農会社」に，作目班は「営農組合法人」に転換した。特に，作目班は農協への共同出荷を目的とする組織として出発したため，共同生産よりも新技術の導入や共同出荷・販売の性格が強い。共同出荷・販売活動によって流通コストの削減と市場交渉力を強化することが目的となる。そして農業法人化への対応も，この作目班を母体として行われる場合が多かった。

以下の各章では，こうした「作目班」型農業法人を韓国の農業法人の原型をなすものにとらえ，「作目班」型の形成過程とその限界，さらに「作目班」型からの脱却を論点とする。

注

- 1) 金・朴（2006）を参照。
- 2) 歴史的制度論は、制度の持続性を強調するとともに、制度の変化と発展を説明する際に、主観的意図よりも経路依存性を重視する。つまり、現在の制度は歴史的な要因の産物であり、歴史的な選択が行われた場合、これが将来の選択肢を特定の経路に制約するというものである。したがって、同じ制度であっても歴史的経験の違いによって異なる結果が現れるとする。合理的選択論や社会学的制度論でも経路依存性の議論が行われているが、制度の持続を中心に扱っている点で不十分である。Krasner (1984), Thelen (1999) を参照。
- 3) 農業環境の変化は農政の変化を中心に分析した。市場の変化に関する分析は今後の課題とする。
- 4) 加藤光一（1998）は、マウルはルースなムラで、マウルを中心とした農村の生活は一つの集落を成してその中で生産と生活の共同性を維持するという共同体的性格を持っていると指摘している。
- 5) ドゥレとプマシについては崔他（1997）を参照。
- 6) かつて日本人移住農業を奨励しつつ、地方農事組合を構成したが、これは強制的な農民組織だったためマウルの自主性を喪失した。さらに振興会を通じて住民の自治組織を行政が制御したため、マウルの自治性が失われた。崔他（1997）を参照。
- 7) 韓国農村経済研究院（1999）を参照。
- 8) 金（2008）を参照。
- 9) 1960年の初めから進められてきた農業構造改善政策の議論の延長線上で1964年2月に農業基本法案が初めて議員立法で国会に提案された。そして3年後の1967年1月に農業基本法が公布された。制定された農業基本法の農業構造改善の目標と政策の方向性などが法制化された。しかし、農業基本法の性格自体が宣言法の性格が強く、政策として実現することができる具体的な内容は非常に乏しかった。1986年のウルグアイ・ラウンド交渉を契機に自由化による農政転換の必要性が提起され、1989年3月、農漁村発展総合対策を発表することになった。そして、この対策を制度的に裏付けるため、1990年4月に農漁村発展特別措置法を制定し、農業法人の制度的基盤が作られるようになった。
- 10) セマウル事業を効果的に推進するために行政力を最大限動員する一方、セマウル指導者を養成して作目班、協同会、婦人会などの各種の農村協同組織を育成した。しかし、政府主導の運動が継続され、農民たちの意思とは関係なく実績中心の事業が半強制的に行われ、所得の増大ではなく見せかけ的な事業に偏重されることで、結果的にセマ

ウル事業は農家経済をさらに圧迫する結果をもたらした。1980年セマウル運動中央本部の設立とともに民間主導に移行され、結果的に弱体化した。

- 11) 農業会社法人は会社形態であるため、出資持分によって議決権が異なり、非農業者も出資持分に伴う議決権を認めている。
- 12) 日本の農業法人は、一般法人と農業生産法人によって農地所有の規制が異なり、農地所有が認められる農業生産法人は事業が制限される。韓国の農業法人は、農地所有にかかわらず様々な事業が可能である。
- 13) 金（2008）を参照。
- 14) 2009年、農地法の改正により、非農業者に対する農地所有の規制が緩和されたのに伴い農業会社法人が大幅に増加した。しかし、農業構造上の明確な成果を見せていない。
- 15) 出資者の個別運営は形式的な法人で、実質的には個々の農家がそれぞれの営農活動をおこなっている。この出資者の個別運営が2011年末に全農業法人10,867中1,175を占めている。出資者の個別運営は法的に認められておらず、法人設立後に出資者個別運営となった法人については解散することが原則であるが、法人を解散する際の制度的・現実的な問題があり、解散していないのが実状である。
- 16) 各農家で個別生産された農産物の法人名義での共同出荷や、加工して販売する形態をとっている。その内実については金（1997）が事例分析で提示しているので参照されたい。

第2章 農業法人の特徴と「作目班」型農業法人の組織構造 -全羅北道を事例として-

第1節 本章の課題

本章では、韓国の農業法人の原型となる見なされる「作目班」型農業法人について検討する。本論文が研究対象とする全羅北道に所在する農業法人を概観しつつ、その中から「作目班」型農業法人から脱し切れていない農業法人の像に最も近いG法人を事例として取り上げ、当該農業法人が設立される過程とその組織構造について分析する。

以下では、第2節で全羅北道農業の概況と農業法人の位置づけを確認した上で、第3節では、複数の法人の事例調査に基づき、各法人の設立を母体集団の観点から分析し、第4節では各法人の組織的結合を協業形態により分析する。最後の第5節では、G法人を事例として「作目班」型農業法人の特徴と限界を明らかにする。

第2節 地域農業と農業法人の位置づけ

1) 地域農業の概況

全羅北道は東が高く西が低いカスケード型の地形をなしており、100m前後の低い準平野が益山・金堤・井邑に広がっている。湖南平野の中心地となっており、米の主産地で、韓国の農業の象徴でもある。現在6つの市と8つの郡が位置している。

2012年の全羅北道の人口は1,895,371人であり、若年層の減少と60歳以上の人口の増加によって高齢化が進んでいる。全羅北道の農家人口の推移を見ると、1993年の570,030人から2012年度の263,112人へと53.8%減少し、これは同期間の全国の46.2%を上回る高い減少率である。総人口に占める農家人口の割合も1993年から2012年まで毎年継続的に減少する傾向を示し、1993年の28.3%から2012年には13.9%に低下した。

全羅北道の総農家数は、2011年現在、104,733戸であり、全国の9.2%を占めている。全羅北道の専業農家率は58.5%である。2004年の専業農家率は69.7%であり、7年間に11.2%p減少した。同じく7年間の1種兼業農家率と2種兼業農家率の変化をみると、それぞれ6.0%p、5.3%p増加している傾向にある。

全羅北道の総面積8,067㎢のうち、林野の割合は56.0%を占め、農地と果樹園は、それぞれ27.3%、0.1%を占めている。耕地面積は減少傾向にある。ただし、水田が減少している一方で、畑は増加する傾向にある（最近8年間では対前年平均増加率3.0%を示し、全国平均に比べ非常に高い）。これらの背景には水田から畑への転換があり、都市近郊地域で施設園芸農業が増加しているものと思われる。全羅北道の栽培面積（230,395 ha）は全羅南道、慶尚北道、忠清南道に次いで4番目に多く、耕地利用率（113.6%）は全羅南道に次いで2番目に高い。1戸当たりの耕地面積は1.62haであり、全国で最も大きい（表2-1）。規模拡大が進んでいることが分かる。

表2-2は、韓国の地域内総生産額（注1）の中から農林漁業の割合を示したものである（2014年）。全羅北道の地域内総生産額は44兆ウォンであり、済州島を除いたほかの市道に比べて農林漁業生産の割合が高い。

表2-3に2010年度の全羅北道の経営形態別農家数と割合を示す。割合が高い方から水稲61,663戸（56%）、野菜17,448戸（15%）、果樹9,053戸（8%）、食料作物7,842戸（7%）の順となる。全羅北道では水田農業を中心に野菜や果樹、食用作物の生産が行われている（図2-2）。



図 2 - 1 全羅北道の位置

表 2 - 1 農家 1 戸当たりの耕地面積 (2010)

(単位 : 戸, ha)

区分	農家		耕地面積 (B)	1 戸当たり耕地面積 (B/A)
	戸数 (A)	割合		
全国	1, 177, 318	100. 0	1, 449, 418	1. 23
京畿道	135, 332	11. 5	153, 825	1. 14
江原道	72, 472	6. 2	98, 077	1. 35
忠清北道	79, 963	6. 8	93, 876	1. 17
忠清南道	151, 424	12. 9	214, 824	1. 42
全羅北道	109, 433	9. 3	177, 057	1. 62
全羅南道	170, 213	14. 5	243, 339	1. 43
慶尚北道	201, 651	17. 1	218, 340	1. 08
慶尚南道	141, 431	12. 0	132, 594	0. 94
济州島	37, 893	3. 2	53, 890	1. 42
その他	77, 506	6. 6	63, 597	0. 82

資料 : 韓国統計庁, 農林漁業総調査, 耕地規模別農家および耕地面積統計, 2010 年。

表 2 - 2 韓国における道別地域内総生産と農林漁業の割合 (2014)

(単位 : 百万ウォン, %)

区分	地域内総生産 (A)	農林漁業 (B)	割合 (B/ A)
全国	1, 484, 541, 954	31, 672, 397	2. 13
京畿道	329, 448, 671	3, 615, 731	1. 10
江原道	36, 886, 185	1, 902, 868	5. 16
忠清北道	49, 136, 681	1, 811, 184	3. 69
忠清南道	103, 739, 990	4, 532, 721	4. 37
全羅北道	44, 623, 359	3, 562, 354	7. 98
全羅南道	63, 094, 606	4, 516, 850	7. 16
慶尚北道	91, 653, 097	4, 967, 849	5. 42
慶尚南道	102, 484, 117	3, 398, 945	3. 32
济州島	13, 894, 096	1, 614, 736	11. 62

資料 : 韓国統計庁, 行政区域 (市道) 別/経済活動別の地域内総生産統計, 2014 年。

表 2 - 3 全羅北道の経営形態別農家戸数と割合 (2010)

(単位：戸，%)

区分	全国		全羅北道		割合 (B/A)
	農家戸数 (A)	割合	農家戸数 (B)	割合	
合計	1, 177, 318	100. 0	109, 433	100. 0	9. 3
水稲	523, 153	44. 4	61, 663	56. 3	11. 8
食料作物	115, 978	9. 9	7, 842	7. 2	6. 8
野菜	223, 873	19. 0	17, 448	15. 9	7. 8
特用作物	28, 063	2. 4	2, 899	2. 6	10. 3
果樹	170, 237	14. 5	9, 053	8. 3	5. 3
薬用作物	7, 290	0. 6	599	0. 5	8. 2
草花	18, 635	1. 6	2, 411	2. 2	12. 9
畜産	81, 155	6. 9	6, 874	6. 3	8. 5
その他	8, 934	0. 8	644	0. 6	7. 2

資料：韓国統計庁，農林漁業総調査，経営形態別農家統計，2010年。

注：その他は，耕地面積が少ないソウル特別市，仁川，大邱，大田，釜山，光州，蔚山，世宗特別自治市の面積の合計である。

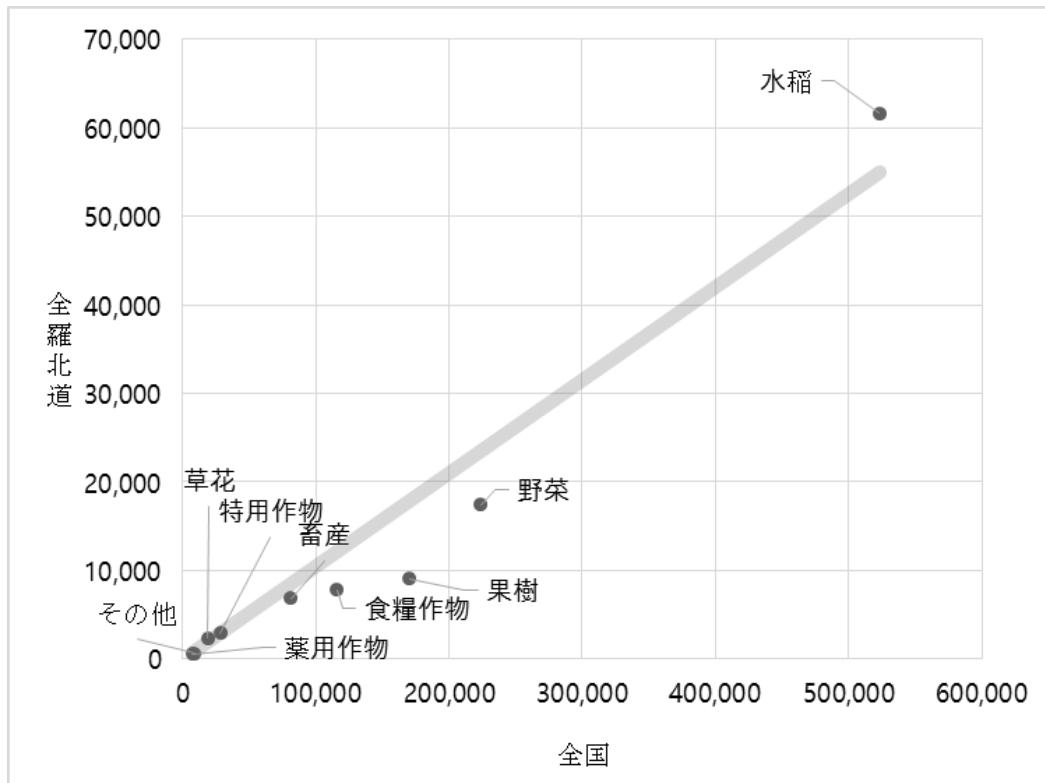


図 2 - 2 全羅北道の経営形態別農家戸数（全国対比，2010）

2) 全羅北道の農業法人の概況

2014年時点で全羅北道では1,939の農業法人が運営されている(表2-4)。全国の農家数の割合よりも高い13%の全国シェアを占めている。事業類型別に区分すると農業生産は484(25.0%)、農業生産以外は1,455(75.0%)となる。農業生産以外の内訳は加工業501(25.8%)、流通業437(22.5%)、農業サービス業221(11.4%)、農作業受託215(11.1%)、その他296(15.3%)である。

1法人当たりの資産は1,057百万ウォン、負債は688百万ウォン、資本金は307百万ウォンで、全国平均よりも低い。全羅北道の農業法人の85.6%を占める1,660の法人が決算を実施しており、その割合も高い(表2-5)。

このように、全羅北道では農家数の全国シェアに比べて多数の農業法人が設立され、現在も運営されている。また、農業生産以外の事業を行う法人が相対的に多く、加工販売と流通販売の比重が高い。平均的な法人の規模は他の市道より小さいが、決算を実施している法人の割合が高く、経済活動の内実をもつ農業法人が多い。

表 2-4 韓国農業法人の事業類型別の法人数 (2014)

(単位：カ所、%)

区分	全国	京畿道	江原道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尚北道	慶尚南道	濟州島	その他
合計	15,043	1,689	1,141	938	1,756	1,939	2,794	1,659	1,224	936	967
農業生産	105	101	101	102	104	111	114	102	104	101	101
農業生産以外	4,461	657	410	259	647	484	669	365	375	346	249
小計	29.7	38.9	35.9	27.6	36.8	25.0	23.9	22.0	30.6	37.0	25.7
加工業	10,582	1,032	731	679	1,109	1,455	2,125	1,294	849	590	718
流通業	70.3	61.1	64.1	72.4	63.2	75.0	76.1	78.0	69.4	63.0	74.3
サービス	3,154	289	250	246	353	501	585	439	206	140	145
農作業受託	21.0	17.1	21.9	26.2	20.1	25.8	20.9	26.5	16.8	15.0	15.0
その他	4,100	449	227	249	400	437	768	568	350	287	365
合計	27.3	26.6	19.9	26.5	22.8	22.5	27.5	34.2	28.6	30.7	37.7
小計	942	27	18	28	95	221	402	39	73	22	17
加工業	6.3	1.6	1.6	3.0	5.4	11.4	14.4	2.4	6.0	2.4	1.8
流通業	816	16	13	18	72	215	388	29	48	6	11
サービス	5.4	0.9	1.1	1.9	4.1	11.1	13.9	1.7	3.9	0.6	1.1
農作業受託	2,386	267	236	156	261	296	370	248	220	141	191
その他	15.9	15.8	20.7	16.6	14.9	15.3	13.2	14.9	18.0	15.1	19.8

資料：韓国統計庁、農業法人、運営主体および事業類型別の法人統計、2014年。

注：法人の事業が重複して集計され、合計と比率が多少の差が生ずる。

表 2 - 5 農業法人の経営実態 (2014)

(単位：箇所，%，百万ウォン)

市道	法人数(A)	決算法人(B)	決算法人(B/A)	資産	負債	資本
全国	15,043	12,688	84.3	1,414	904	510
京畿道	1,689	1,490	88.2	2,437	1,503	935
江原道	1,141	887	77.7	1,255	832	422
忠清北道	938	802	85.5	1,549	1,070	479
忠清南道	1,756	1,408	80.2	1,564	968	596
全羅北道	1,939	1,660	85.6	1,057	688	370
全羅南道	2,794	2,322	83.1	1,069	648	421
慶尚北道	1,659	1,407	84.8	1,421	987	434
慶尚南道	1,224	1,042	85.1	1,187	774	413
济州島	936	814	87.0	1,338	860	478
その他	967	856	88.5	11,492	7,093	4,397

資料：韓国統計庁，農業法人の経営実態統計，2014年。

第3節 全羅北道の農業法人の特徴

1) 事例法人の概要

全羅北道の11の農業法人を対象に調査を行った。11法人は活動状態が良好な農業法人であり、立地する地域のバランスにも配慮して選定した。

表2-6に設立年の順に並べ、11法人の概要を示した。設立年度を見ると、1990年代の設立が3法人、2000年代の設立が8法人である。立地によって区分すると、平野地域が3法人、中間地域人が5法人、山間地域が3法人である。

2) 法人の組織の範囲

韓国における農業法人の構成員数は、営農組合法人は5人以上、農業会社法人は2人以上と規定されている。事例とした11法人は、最小7人から最大297人までで、構成員数の規模において広範な分布を見せる。構成員の地域的分布に眼を向けると、マウル（あるいは里）内で結合された事例がE法人、H法人、I法人、J法人、K法人の5つである。これらの法人は主に農村観光事業に取り組んでいる。マウルの住民が参加しているため構成員が多くなるが、E法人では運営組織のみが法人を構成しているために、法人構成員数が比較的少ない。

一方、面を範囲にして組織された法人はA法人、C法人、D法人、F法人であり、郡やそれ以上の範囲で組織された法人はB法人とG法人である。主に共同出荷を目的として結合されたこれらの事例は組織の範囲が広いことがわかる。

3) 法人の形態と主な事業

法人の形態は営農組合法人が最も多い（全国的にも、営農組合法人が農業法人全体の約60%を占める）。営農組合法人を選択した主な動機として、減税・免税など税制上の優遇措置が農業会社法人よりも充実している点を挙げている。農業生産を基盤としている法人（注2）はA法人、B法人、C法人、D法人、F法人、G法人、H法人であり、作目別に見ると、水稲作が3法人、野菜作が3法人、果樹が1法人である。これらの特徴は、主に、単一の作目の中心で組織化が行うため、水稲作と野菜作を兼営する場合、複数の法人に入っている場合もある。個々の農家が農業生産を行い、共同事業として出荷に取り組むものが一般的である。

農業生産を基盤としない法人は、E法人、I法人、J法人、K法人であり、農村観光事業に取り組む事例が多い。

4) 母体集団と設立のきっかけ

1990年に法人制度が成立した当時は、既存の生産組織が法人化する例が多数見られた。

特に、作目班を法人化したものが一般的である。加えて、農民運動組織やキリスト教信者組織を母体とする法人設立も見られた。

多くの法人が政策に誘導されて設立した経過をもつが、特に作目班を母体とする法人はこの傾向が強い。共同出荷のための集荷場等の施設建設に向けた補助金受給が法人設立の目的となっている。また、営農規模拡大やトルニョク経営体の設立など、政策に対応する取り組みを行っている。現在、マウルづくり事業を促進する政策が展開しているが、これに対応し、マウルの構成員が農村観光の事業に取り組む法人を組織した事例も見られる。

表 2-6 事例法人の概要

法人名	設立年度	構成員数	立地	法人形態	母体集団	組織的結合	主な事業内容
A	1992	8名	中間地	管農組合法人	作目班	共同出荷・販売での結合	キュウリ生産, 共同出荷・販売
B	1992	297名	平野地	管農組合法人	農民運動団体	共同出荷・販売での結合に開始 現在, 生産管理, 加工に結合の拡大	米生産, 共同出荷 ・販売, 加工
C	1994	18名	中間地	管農組合法人	作目班	共同出荷・販売での結合	トマト生産, 共同出荷・ 販売
D	2003	43名	平野地	管農組合法人	農民運動団体	共同出荷・販売での結合 現在, 生産管理に拡大	米生産, 共同出荷・販売
E	2007	7名	中間地	管農組合法人	里長会 (政策)	農村観光事業での結合	宿泊, 農村体験, レストラン運営
F	2008	7名	平野地	管農組合法人	親睦会 (政策)	共同出荷・販売での結合 現在, 生産での部分的な結合に拡大	米生産, 共同出荷 ・販売, 共同育苗・防除
G	2008	7名	山間地	管農組合法人	作目班	共同出荷・販売での結合	リンゴ生産, 共同出荷・販売
H	2009	28名	中間地	管農組合法人	マウル (政策)	生産での部分的な結合	ニラ生産, 共同出荷 ・販売, 農産物加工
I	2009	53名	山間地	管農組合法人	マウル (政策)	農村観光事業での結合	農産物販売場, レストラン運営, 宿泊
J	2012	60名	山間地	農業会社法人	マウル (政策)	農村観光事業での結合	農産物販売場, レストラン運営
K	2014	84名	中間地	農業会社法人	宗教グループ	農村観光事業での結合	農産物販売場, レストラン運営

資料：聞き取り調査より作成。

第4節 「作目班」型農業法人の事例－G法人－

作目班を母体とする農業法人は、出荷・販売のみを共同化するケースが多い。G法人は、契約販売によって構成農家の所得向上をはかっており、単純な共同出荷・販売から一步、踏み出しているが、なお「作目班」型から脱し切れていない。このようなG法人を例に、「作目班」型農業法人の特徴とその限界について検討する。

1) 地域農業の現状

長水郡は全羅北道の東部に位置しており、1 邑 6 面で構成される（図 2－3）。面積は 53,343ha であり、この中で耕地面積は全体面積の 13.5%である 7,226ha を占める。水田 3,470ha（48.0%）、畑 3,756ha（52.0%）であり、山間地や準山間地農業構造を示している。人口は 10,787 戸の 23,706 人であり、農家人口は 4,268 戸（専業農家 2,430 戸、兼業農家 1,838 戸）、10,416 人（専業農家 5,171 人、兼業農家 5,245 人）で、全人口の 43.9% を占める。2014 年度の耕作面積は食糧作物 2,988.4ha（56.1%）、野菜 109.7ha（2.1%）、果樹 1,089.4ha（20.5%）、その他の 106.4ha（2.0%）である（以上の数値は長水郡統計年報（2014）による）。

特に、リンゴは 1906 年から栽培され始め、1990 年代後半から長水郡の戦略作目に重点育成される。2014 年度のリンゴ栽培面積は 1030.0ha に長水郡の果樹の栽培面積の 94.5% を占めている。また、全国(30,702ha)に比べ、リンゴ栽培面積は 3.3%、全羅北道(2,078ha)の 49.5%を占めている。

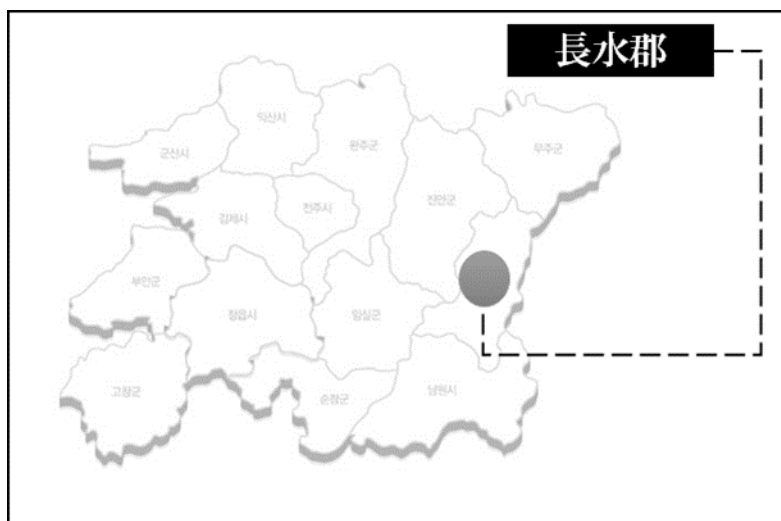


図 2－3 長水郡の位置

2) 法人の設立経過と組織の現況

G法人の母体集団はリンゴ農家7戸の後継者世代による親睦組織である。G法人の構成農家は長水郡全域に分布している。事務所が所在するJS邑に位置する農家が多い(4戸)が、これらも同じ里内に所在するわけではない。その他の農家はSS面, JK面に位置し, 構成農家は長水郡全域に分布している。事務所から農家の距離を見ると, 最短で3km, 最長で16kmと大きく離れている。地域的・距離的に近接しタイトな関係をもつ農家集団を基盤とする法人ではない。

設立経過を振り返ると, リンゴの販売価格の不安定性への対処として新しい販路を開拓するため, 1999年に前身組織であるN作目班(共同販売組織)を結成したことに始まる。このN作目班は農協傘下の作目班ではない。農協への出荷に頼らず独自の販路を開拓していく。

2000年にインターネット販売を開始し, 大型流通業者と契約出荷をしながら共同出荷を開始した。2001年に共同出荷と共同精算制をはじめ, 2003年には台湾への輸出を開始するなど, 販路を多様化してきた。

2006年から大型スーパー, デパートなどに出荷し始め, 全国108店舗に出荷することになる。新たな出荷施設が必要となったN作目班は, 2008年, 政府支援を受けるため営農組合法人に転換した。この際11戸の農家が出資した。2010年には100坪の低温貯蔵庫を設置し, 通年販売が可能となる。しかし, 大型スーパーへの納品基準は厳格であり, 基準順守の要請に不満を持った4戸が脱退した。

法人組織は, 会長, 総務, 会計で構成されており, 月1回の定期会議を行っている。会長が事業を総括し, 取引先管理, 流通事業を担っている。総務は事業企画を担当している。

現在G法人を構成する7戸はすべてリンゴ専業農家であり, 生産する栽培面積は16.2ha, 総生産量は約425トンである(表2-7)。また, 全農家が親環境農業(減農薬)によってリンゴを栽培している。

2008年に約1000坪の農地を購入し, 政府の支援金2500万ウォンを受け, 共同選別場(50坪)と包装施設(50坪)を設置した(自己負担50%)。また, 2010年には2億1千万ウォンの政府支援を受け, 100坪の倉庫を建設した(自己負担30%)。

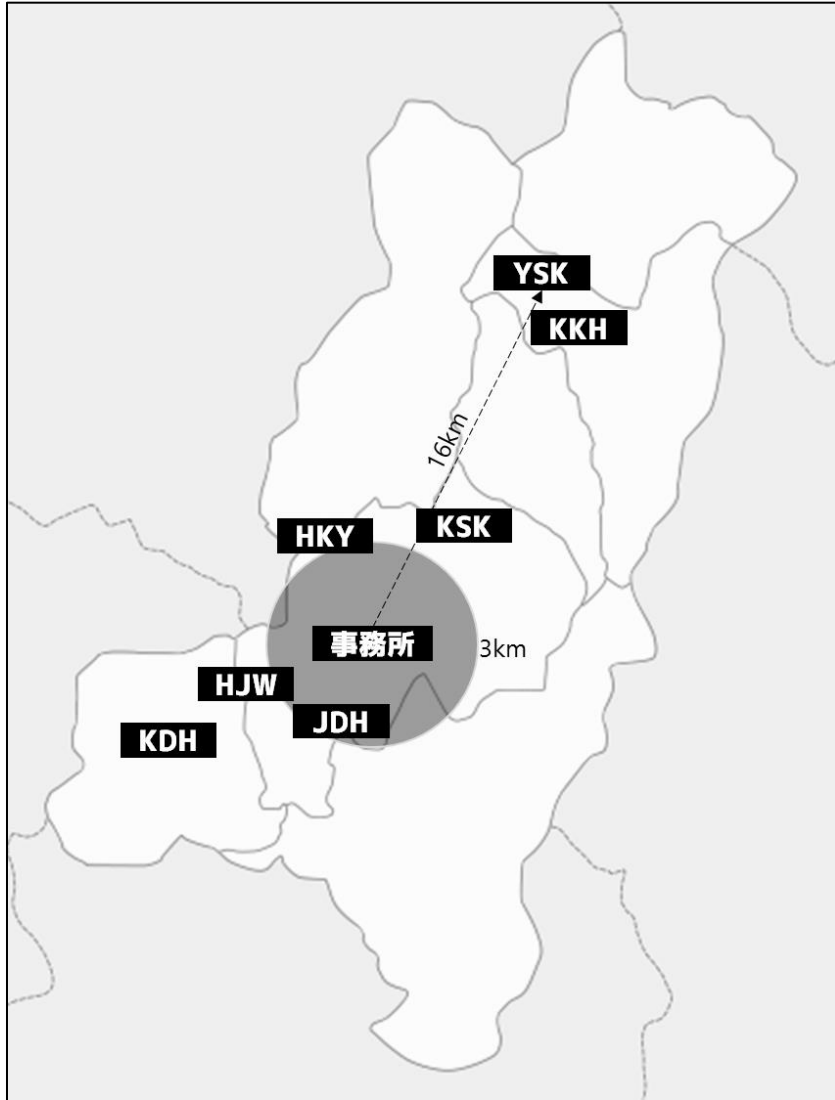


図 2 - 4 G 法人の地理的範囲

資料：聞き取り調査より筆者作成。

表 2-7 G 法人の生産現況 (2014)

番号	名前	役職	栽培面積	生産量
1	KKH	代表	4.3ha	100 トン
2	JDH	総務	3ha	90 トン
3	KDH		3ha	90 トン
4	HKY		2ha	50 トン
5	HJW		2ha	30 トン
6	YSK	会計	1.3ha	50 トン
7	KSK		0.5ha	15 トン
合計			16.1ha	425 トン

資料：聞き取り調査より筆者作成。

3) 法人による選別・出荷・販売

生産は各農家が独立して行い、生産されたリンゴを共同で選別し、包装して出荷する(図2-5)。

代表である KKH 氏の場合を例に挙げると、主な労働力は家族であり、本人(45歳)、妻(44歳、同居)、父(71歳、別居)、母(66歳、別居)で構成されている。妻は圃場や作業管理を父は作業管理を、母は労働者の管理を担当している。父と母には1日6万ウォンずつの賃金を支払っているほか、土地利用料として年間6000万ウォンを支払っている。一時雇用は摘花、摘果、収穫時には約10人ずつ採用している。日給は7万ウォンである。

法人として共同で行うのは主に選別・包装作業であり、これに対しては各農家から1人が労働力として出役するが、賃金は支払われない。

G法人の取り扱うリンゴの50%は大型スーパーや親環境給食に出荷している。残り50%はそれ以外の直接取引によって販売しており、そのうち約10%分はオンラインで販売されている。

大型スーパーマーケットや親環境給食との取引は契約販売で、出荷するリンゴは市場価格より高い価格で構成農家から買い取っている。当初は共同販売・共同精算の実施にとどまっていたが、2010年から買い取り方式に変更した。高価格の実現は構成農家の所得向上に寄与しているが、契約販売の量はリンゴの生産の全体をカバーするまでには至っていない。

このようなことから、各農家の生産量のうちG法人への出荷・販売分は約60%にとどまり、残りの約40%は小売あるいは他の農業法人への委託販売の形で各農家が個別に販売している。

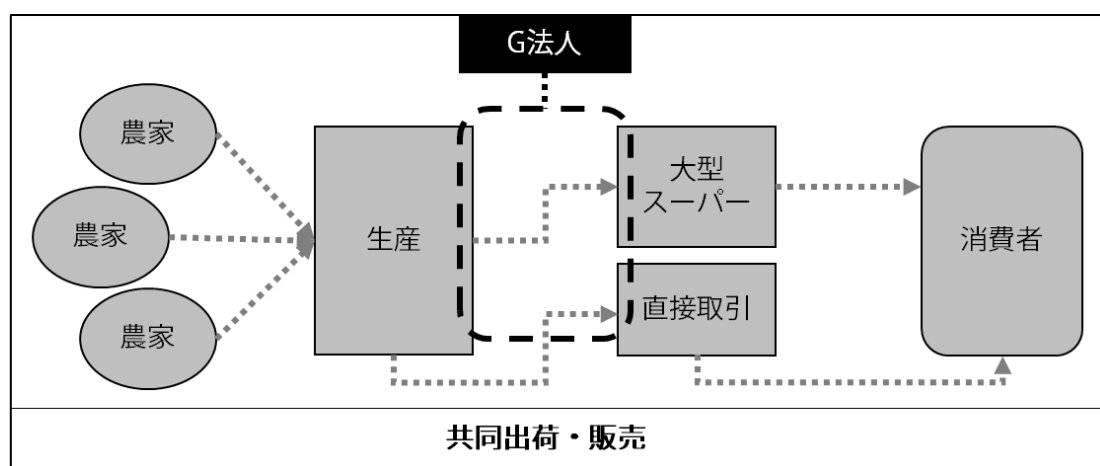


図2-5 G法人の事業構造と役割

資料：聞き取り調査より筆者作成。

第5節 「作目班」型農業法人の特徴と限界

G法人の共同出荷・販売の取り組みは契約販売による高価格を実現しており、積極性が感じられるものの、「作目班」型農業法人を脱したとは言えない。

それは端的に法人経営に専門的に携わる経営者の不在に現れている。法人の経営規模が大きくなるにつれ、法人経営に専門的に携わる人材が求められるが、現状では個別農家の生産が優先され、法人経営に専念することはできない状態にある（外部から経営者を採用する計画も存在しない）。そのため、契約販売によって高価格を実現しつつ、法人の集荷割合が生産量の60%にとどまるなど、有利販売を十分に拡大できない状況にある。

こうしたG法人の実態を踏まえ、改めて「作目班」型法人経営の基本的特徴を考えると、それは構成員農家の個別生産を前提とする共同事業である点に見出される。そして、そこから法人の事業展開を制約する諸問題が生じていると考えられる。

その第1は、法人と構成員の関係の不安定性で、構成員の離脱が比較的容易にできる点である。G法人においても、法人との意見の相違や事業の成果の不振などにより4戸が離脱した。第2は、法人が利用できる経営資源が制約を受ける点である。個別農家の生産が優先されるからであり、上述の法人経営に専念する経営者の不在も、個別経営と法人経営間の人材の配分問題としてとらえることができる。第3に、個別経営を重視した利益配分である。法人に利益が蓄積されず、事業費を除いた収益の大部分が個別農家に還元されている。構成員の離脱防止の観点からもかかる利益配分が求められるのだが、その結果、外部からの人材登用の困難、出役労賃の不払い、投資に向ける自己資本の欠如、補助金への高い依存といった傾向が生じていると見られる。

注

- 1) 地域内総生産（GRDP）は、生産面の付加価値として、各市・都内で経済活動別にどれほどの付加価値が発生したのかを示す指標である。
- 2) 法人が農業生産を行うことではなく、一部の生産での共同化や個別農家が生産した農産物を共同出荷・販売・加工の部面に結合した法人を含む。主に、農業生産より流通・加工に該当する。

第3章 ミニ農協型農業法人の形成と展開

- B法人を事例として -

第1節 本章の課題

「作目班」型農業法人の展開は、農産物価格の不安定性を特徴とする韓国農産物市場への対応という一面をもっていた。新たな法人を設立し、農協への出荷から市場等への直接出荷に切り替える等の動きが見られた。

農協を介するか否かにかかわらず、農産物のお荷先は従来、卸売市場荷が基本であり、「作目班」型農業法人もそれを踏襲するものが多かった。しかし、一部の農業法人では新たな販路の開拓に向けた積極的な取り組みが行われており、その中で、「作目班」型からの脱却方向として、共同出荷・販売活動のいっそうの高度化を進めるミニ農協型農業法人が挙げられる。「ミニ農協型」と表現するのは、共同出荷・販売の高度化が農産物加工や営農指導につながる動きが見られるからである。構成員の個別経営を維持しつつ、それを前提とした共同出荷・販売、加工、営農指導に向けて事業を展開する法人の姿は農協に類似したものになる。そして、このタイプの法人が多く見られるのが親環境農業の部門である。

本章では、韓国における親環境農業について述べた後、「作目班」型農業法人がミニ農協型へと発展した事例としてB法人を取り上げ、ミニ農協型農業法人の形成と展開について分析する。

第2節 親環境農業の現状

1) 親環境農業の登場

まず、韓国における親環境農業（有機農業）の動きを概説する。

韓国の親環境農業は、1970年代に生産者を中心に始まった。正農会（1976年設立）（注2）、韓国有機農業協会（1978年設立）（注3）などの団体が組織され、これらが親環境農業を主導した。このような動きの背景には、韓国政府によって主導された、農薬・化学肥料の多投入と多収穫品種の普及を進める「緑の革命」への反発があった。これらの団体は、有機農業技術と思想の教育を行い、有機農業の拡大を図った（鄭（2006））。

1970年代は生産者が主体となって有機農産物の直売に取り組んでいたが、1980年代以降、有機農産物の取扱業者として生協が登場する。正農会や韓国有機農業協会の会員が農民運動で始めた「ハンサルリム（注4）」や女性運動団体である「韓国女性民友会生協（注5）」、労働運動や民衆運動の地域運動に転換した活動家による「地域生協」など、生協は様々な運動組織と結合して直売を進め、それが親環境運動として発展した。

2) 親環境農業に関する政策

さらに政府も、1990年代には、ウルグアイ・ラウンドとWTO発足を契機とする国際農産物市場開放への対策として親環境農業を奨励し始める。これは、高品質の農産物を生産して価格競争力を確保するという趣旨の親環境農業育成政策である。親環境農産物は、通常の農産物より約20%以上高い価格で取引されたが、親環境農産物の概念と栽培技術や品質認証などの基準がなかった。1990年代後半からは、食品の安全性に対する関心が高まり、親環境農業によって国際競争力を備えた農業に成長させる方向を目指す「親環境農業育成法（1997年）」が制度化された。「親環境農業育成法」では、農業による環境汚染を低減し（第1条）、農業生態系と環境を維持保全（第2条）することを目標に掲げた。

2001年から親環境農産物認証制度が開始され、5年ごとに「親環境農業育成の中長期計画」を策定している。「第4次親環境農業育成の5カ年計画」では、親環境認証（注6）栽培面積の割合を2015年の4.5%から2020年に8%に拡大することを目標としている。主な内容は、認証制度の改善、流通システムの確立と消費拡大、生産基盤の拡充、有機農業資材の安定供給、農林業の環境保全機能の強化、農業環境調査システムの構築である。

3) 親環境農業市場の構造と現状

1989年に1,400戸に過ぎなかった韓国の有機農業などの親環境農家数は、1996年の6,720戸から2014年には85,165戸に増加した。2014年の親環境農産物の生産量は825千トンであり、栽培面積は100千haである。近年、認証管理の強化と低農薬認証の廃止（注7）などにより、やや減少傾向にあると思われる。2014年の親環境認証総面積（低農薬を

除く有機と無農薬認証面積) 83,367ha は韓国の総耕地面積の 4.9%を占めている。これらの親環境農家数の増加について、鄭(2006)は有機農業を新たな農業技術として受け入れ、所得の向上を追求する動きが強まっており、このような経済的側面での有機農業へのアクセスが 1970 年代の親環境農業運動と異なると指摘している。

親環境農産物の流通経路は、中小規模の流通業者が乱立し多段階であるため、効率が低い流通構造である。農協の集荷シェアは 38.8%であるが、ほとんどが単純系統出荷(注 8)である。販売先としては小売店の割合が低く、生協や学校給食や専門店などの割合が高い。比較的固定的な取引が多いと見られる。全国の学校で親環境給食を実施しており、これが親環境農産物の消費の 16.2%を占める。第 4 次親環境農業育成の 5 年計画によると、親環境給食は生産者団体(農協、農業法人、農業者など)との契約や、別に親環境流通センターを設置して調達を図っている。

親環境農業市場の特徴について、金ほか(2014)は、流通業者が主導する親環境農産物市場の拡大は、環境保護や生態系保全の目的を優先するものではなく、安全な食品を生産・流通させて、より高い収入機会を得ることを重視する動きであると指摘している。また、農林水産食品部は、これまで生協、学校給食などの消費サイドが産地を牽引して親環境農産物市場が拡大してきたために、専門的な産地流通主体が育成されていなかったと指摘している。産地主体が微弱で消費サイド(大型流通会社、小売店など)との交渉力が弱く、安定的な物量供給に限界があるため、産地主体の育成が必要であると見ている。

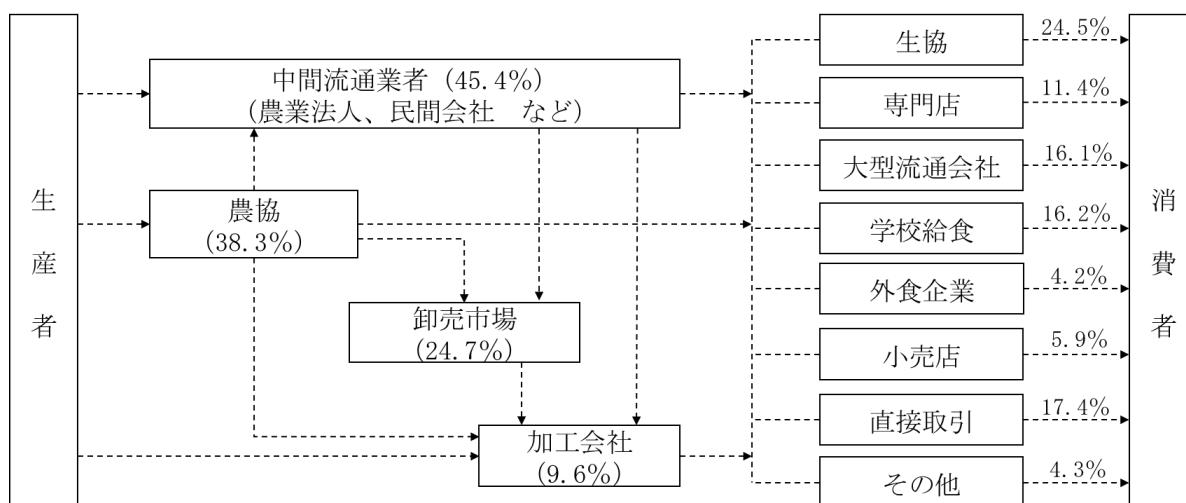


図 3 - 1 親環境農産物の流通経路

資料：農食品新流通研究院(2015)『有機農食品販売場現況調査』。

第3節 事例法人の位置づけ

1) 地域農業の現状

本章で取り上げるB法人が所在するのは全羅北道南原市である。南原市は全羅北道の東南部に位置しており、平野地域と山間地域を均等を含む。行政区域は1邑、15面、7洞で構成されており、全体の面積は752.69Km²（全羅北道の9.3%）である。総人口は86,509人であり、農業人口は24%（20,712人）を占めている。また、農家数は8,963戸である（いずれも2014年の数値）。総耕地面積は15,499haで、水田が11,515ha（74%）、畑3,984ha（26%）であり、1戸当たりの耕地面積は1.62haである。畜産物を除いた農産物の生産額が2,406億ウォン規模の代表的な農業地域である。主な品目は米（生産額の39.3%）、ブドウ（7.7%）、桃（7.6%）、イチゴ（6.8%）、レタス（4.7%）などで、果樹品目の生産がやや多いという特徴をもつ。

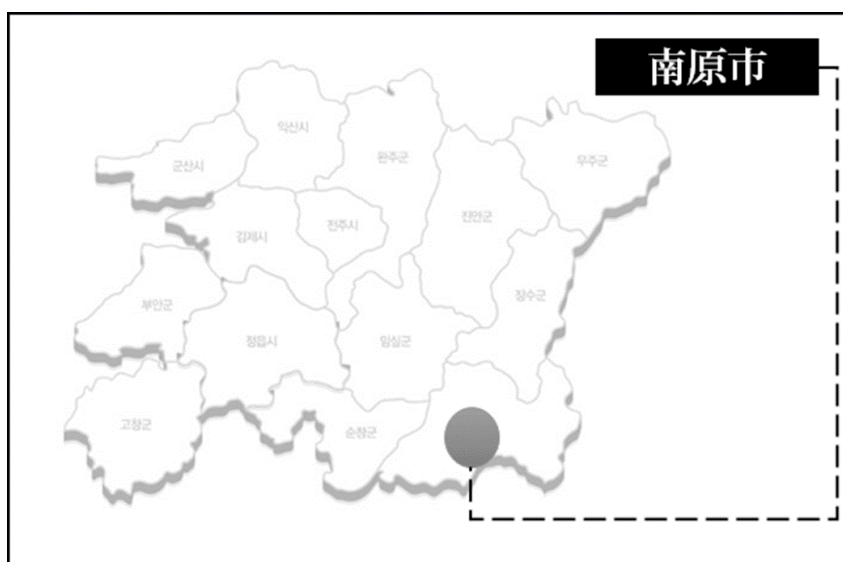


図3-2 南原市の位置

2) 農民運動組織による法人の設立

本章で取り上げるB法人の母体集団は1989年に設立された農民運動組織（南原市農民会）である。1980年代の韓国は、独裁政権に抗して全国的に民主化運動が展開された時期である。農村地域にも広がった民主化運動は、南原市の農家に影響を及ぼし、1987年には農産物適正価格保障運動と医療保険改革運動などを展開した。1989年にこの運動を主導していたメンバーを中心に農民運動組織である南原市農民会が設立され、政治への関心に加えて、農家の経済にも関心を持つようになった。経済事業局を設置し、農家が自立できる基盤を作るために、様々な事業を実施した。

当時の主要な農業問題は、政府の食糧増産政策を通じて供給が増加する一方、政府買上制が停止し、それが米価下落につながったことである。農産物の販売は農協系統出荷という限られた流通ルートによっていたが、生産者が満足できる価格を受け取るためには、新しい販路を開拓することが避けられなかった。このような問題への対策がなかった農協に代わって南原市農民会は、経済事業局の傘下に米直取引委員会を設置し、販売先（消費者）を開拓し、農産物を販売する直接取引事業を開始した。

当時、農民会の会員16人が2千万ウォンを出資し、3.5トンのトラックを購入して事業を開始した。ソウルに運搬して販売する計画であったが、事業が拡大し、京畿道の城南市に3つの直売場を設立するようになった（1995年閉鎖）。農業法人制度の制定を受け、1992年に16人の出資者を組合員とするB法人（営農組合法人）を設立した。経済事業局は農業法人の事業組織に、米直接取引委員会は生産組織として米作目班に統合された。

3) ミニ農協型農業法人

現在のB法人の組織構造をみると、組合員（出資者）297人を擁するミニ農協型農業法人である。役員は理事7人、監事2人で構成されている。現在の代表取締役のK氏は、2004年8月に代表取締役に就任し、現在に至る。役員は被選挙権は500口以上出資した者に制限している。傘下の組織は大きく事業部門（事業場）と生産部門（生産委員会）に分けられる。事業部門には各事業場があり、大きく糧穀、青果、加工の三つの事業場を運営している。またこれらの事業場をサポートする経営支援部がある。糧穀事業場はRPC（水田で収穫された高含水率の稲をバルク状態で乾燥、保存、精米して製品として出荷する施設で、全工程の一貫作業が可能な施設を有する）を運営しており、14人の従業員を雇用している。青果事業場は親環境学校給食に必要な果物や野菜を選果、選別、包装などをしており、常時雇用8人、収穫期には約7人を臨時に雇用している。加工事業場は子会社であるKE農業会社法人があり、5人の従業員が働いている。

生産部門は組合員で構成される生産組織であり、主穀委員会、青果委員会、雑穀委員会などで構成されており、各委員会の下にマウルごとの作目班が設置されている。事務局があり、生産委員会を補助する役割を負う。事務局には2人の従業員が配置され、主に生産者の教

育，農資材の管理，親環境認証などの生産に必要な業務を管理・代行するなど，生産者組織をサポートしている。

B法人は，組合員である生産部の個別農家が生産した農産物の加工・販売を主な事業としている。組合員から農産物を買取り，その加工・販売を担う。米の場合，糧穀事業場が運営するRPCでの加工過程を経て，親環境給食や生協に出荷される。青果は青果事業場で選別し，ほとんどを学校給食センターへ出荷している。2015年決算基準の総資産が約83億ウォン，売上高が約72億ウォンである。

B法人の経営規模（子会社を除く）は，2015年決算時の総資産が約83億ウォン，売上高が約72億ウォンである。このなかで糧穀事業場から得られた売上高が59億ウォンであり，青果事業場は19億ウォンである。加工事業場であるKE農業会社法人は，主に米加工を専門とし，売上高は約36億ウォンである。

親環境農業の現状を見てみると，南原市の親環境認証面積は277.5haで，全羅北道の親環境認証総面積（4,200.9ha）の6.6%を占めている。このなかで有機認証が121.7ha，無農薬認証が155.8haで，無農薬認証が多少多い。B法人の親環境認証面積は，167.6ha，南原市の60.4%を占めている。南原市の親環境農産物の生産の過半を占める事業を行っているのである。

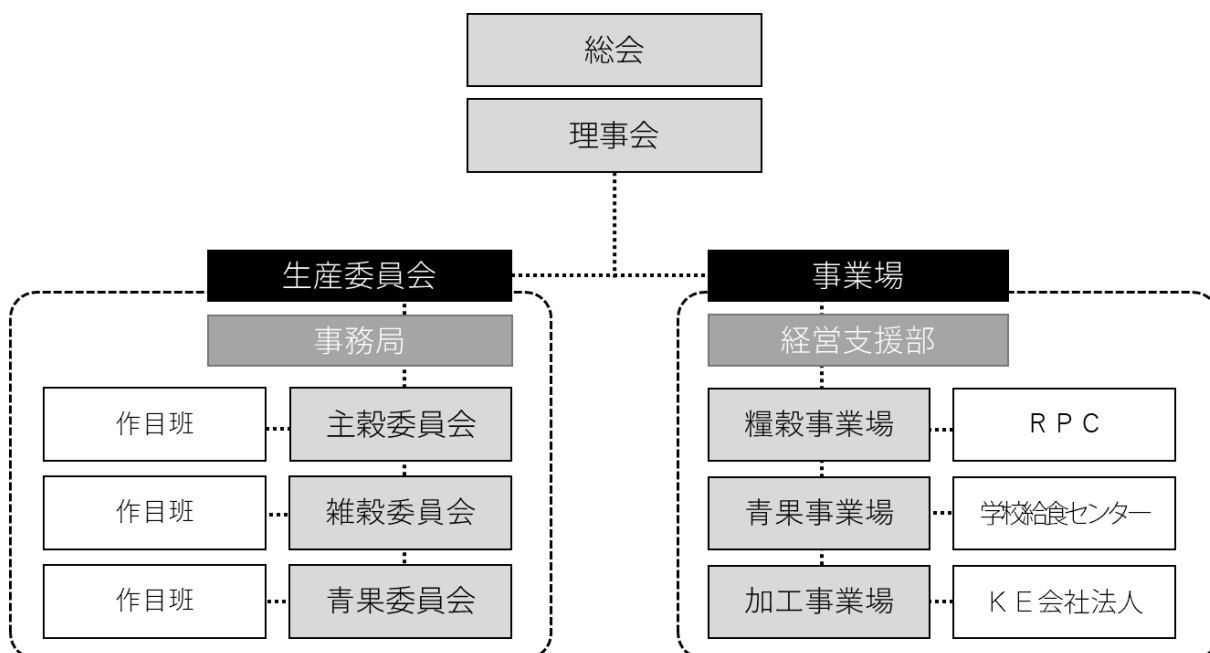


図 3 - 3 B法人の組織図

資料：聞き取り調査より筆者作成。

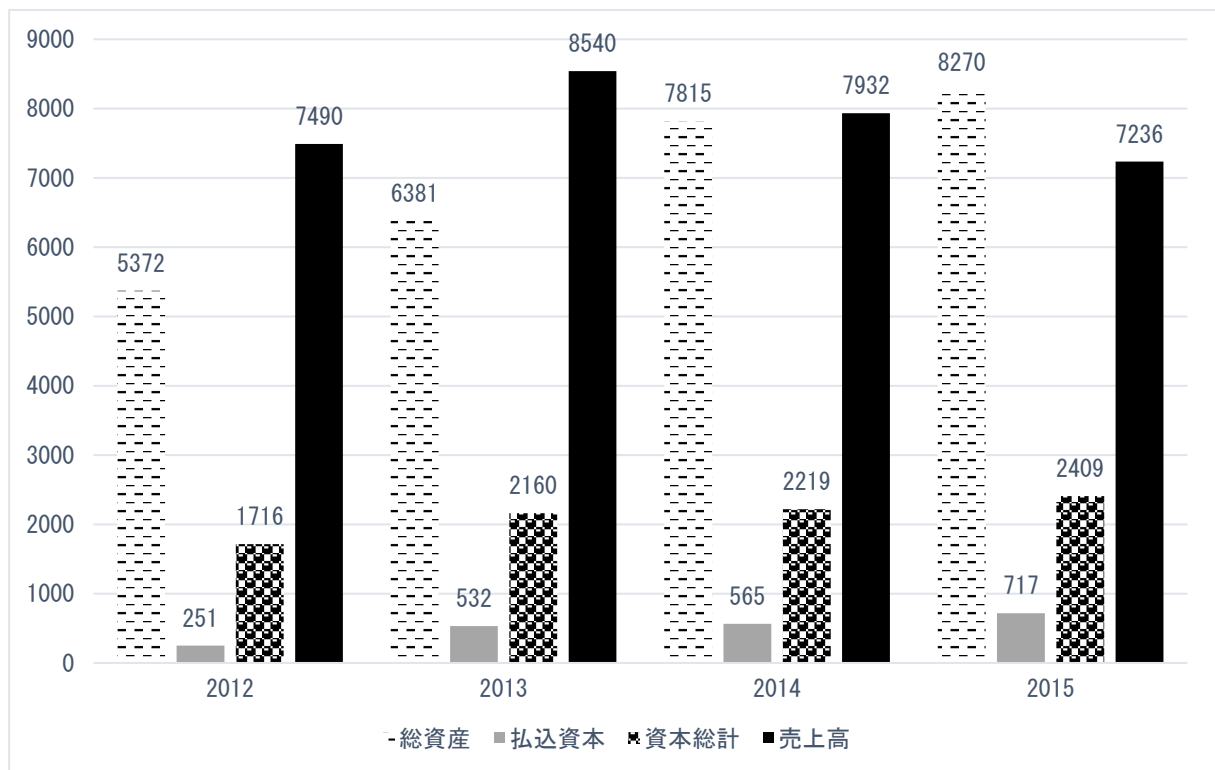


図 3 - 4 B 法人の経営規模の推移 (2012~2015)

資料：聞き取り調査より筆者作成。

表 3 - 1 南原市の邑面別親環境認証面積（2014 年）

（単位：ha, %）

区分	合計		有機		無農薬	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合
全国	54,459.0		9,544.0		44,915.0	
全羅北道	4,200.9	7.7	1,277.2	13.4	2,923.7	6.5
南原市	277.5	6.6	121.7	9.5	155.8	5.3
(B 法人)	167.6	60.4	60.6	49.8	107.0	68.8
寶節面	122.4	44.1	72.6	59.7	49.8	32.0
巳梅面	40.8	14.7	25.6	21.0	15.2	9.8
帶江面	38.2	13.8	-	0.0	38.2	24.6
松洞面	24.5	8.8	-	0.0	24.5	15.7
周生面	20.1	7.2	14.2	11.7	5.9	3.8
徳果面	7.8	2.8	2.3	1.9	5.5	3.5
朱川面	7.8	2.8	1.8	1.5	6.0	3.9
金池面	7.1	2.6	1.6	1.3	5.5	3.5
山内面	6.7	2.4	3.6	3.0	3.1	2.0
二百面	2.1	0.8	-	0.0	2.1	1.3

資料：親環境認証統計と聞き取り調査より作成。

注 1：表中の割合は、全羅北道の数値は対全国、南原市の数値は対全羅北道、面・B 法人の数値は対南原市に対する割合を示す。

注 2：B 法人の構成員は複数の面に分布しており、B 法人の面積はそれらの合計である。

第4節 事業展開

B法人の事業展開は次のように整理することができる。

1) 農業法人の設立と農民会からの独立（1989～1995年）

米価下落での米単作農業に対する危機感を抱き、施設野菜、キュウリ、イチゴなど作目を拡大してきた。また1994年に精米所を設立し、1995年には親環境農業生産団地、低温倉庫、堆肥場などを設置し、米とイチゴの一部について親環境農業の取り組みを始めた。

農民運動組織を母体として誕生したB法人は、当初、非営利組織としての性格を残していた。しかし、非農民会メンバーの加入と直営農場の経営赤字により、法人の性格転換を要求される。その結果、経済事業体としての体質強化を図るべく農民会から分離するに至った（1995年）。組織を再編（代表1人、理事4人、監事2人）し、理事の権限強化に向けて常任理事体制に移行した。また、直営農場を解体し精米事業と流通事業に専念するようになった。ミニ農協型法人への転換はこのときから始まったと言えよう。

表3-2 B法人の組織展開（1989年～1995年）

年度	主要内容
1989	南原市農民会の経済事業局の傘下、米直取引委員会として開始
1992	農業法人（営農組合法人）設立（組合員16人、出資金2千万ウォン）
1993	徳果面に事務所設置
1994	精米所の設立
1995	農民会から独立 常任理事体制に移行 低温倉庫100坪、流通センター、堆肥場設置 親環境農業生産団地の造成（米、いちご） 無農薬イチゴのデパート納品開始 有機農産物の販売店を開設

資料：聞き取り調査より筆者作成。

2) 親環境農業の拡大 (1996年～2003年)

B法人は、法人の設立と事業の拡大によって組合員数は急増する(1993年の32人, 1994年の47人)。最小50口(1口座1万ウォン)を出資すると組合員の資格を得ることができた。農民会に否定的な考えをもち参加を躊躇していた農業者が加わるようになり、出資金も8,342万8,504ウォンに増えた。

農民会からの独立後、B法人はさらに親環境農業を拡大した。1999年には韓国生協連帯(現、アイコープ生協)との契約により親環境米の販路を確保した。2001年には、RPCを設立して、本格的に米の1次加工も開始した。2002年には、親環境農業の大規模地区造成事業に選定され、親環境農業の生産基盤と流通施設をさらに拡大した。ただし、独立後も農民会の元会員がB法人の代表を務め、農民会の附属組織の性格を残していた。

表 3 - 3 B法人の組織展開 (1996年～2003年)

年度	主要内容
1999	アイコープ生協に親環境米を供給開始 イチゴ作目班, 無農薬米作目班を組織
2001	RPCの設立
2002	親環境農業の大規模地区造成事業に選定

資料: 聞き取り調査より筆者作成。

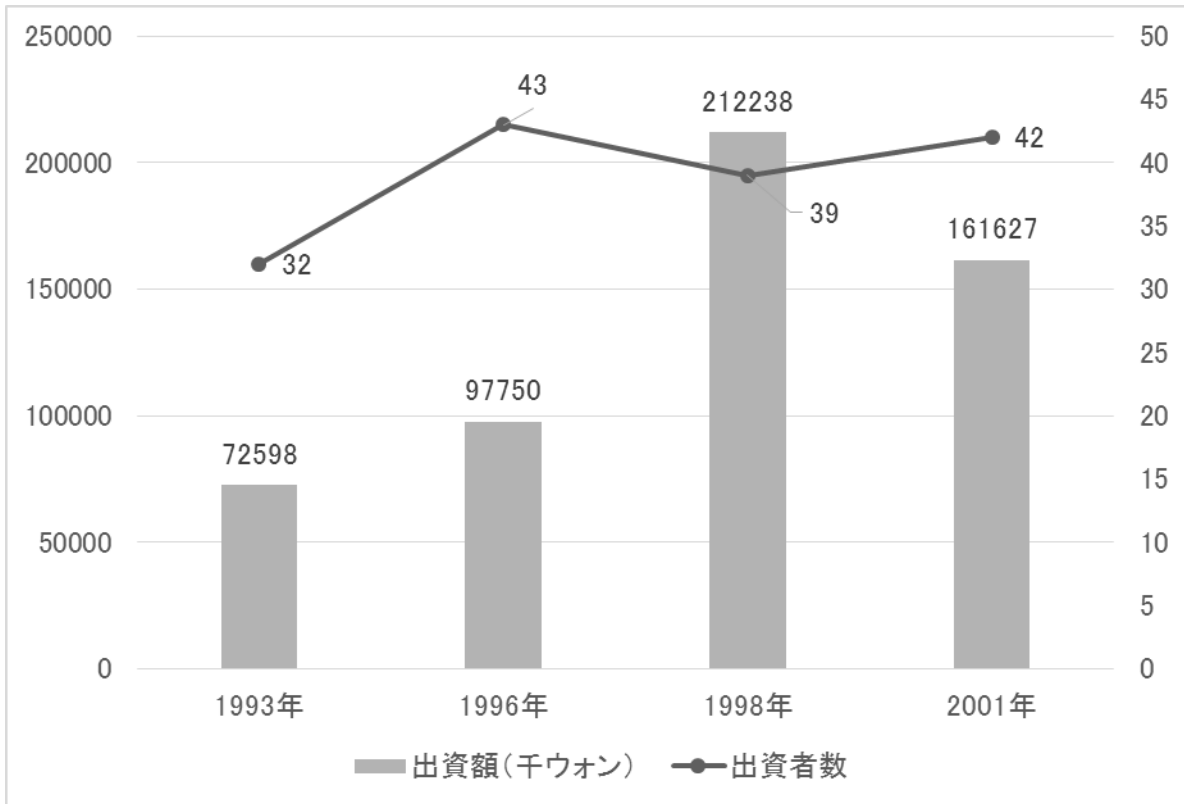


図3-5 出資者の数と出資額推移 (1993-2001)

資料：聞き取り調査より筆者作成。

3) 親環境農業への取り組みの本格化 (2004~2011年)

2004年以前は、農民会の活動家がローテーションで代表を務めてきた。しかし2004年に農民会活動家ではないK氏が代表に就任し、法人の運営体制が刷新された。K氏は親環境農業への完全移行を決め、2005年には既存のRPCを整備し、親環境米専門の米穀総合処理場に転換した。このRPCは韓国生協連帯の親環境米を担当する精米工場に選ばれている。

親環境農産物の販路が形成されず、販売の困難があった当時、生協への販売は販路確保に関する大きな成果と言える。しかし、生協は消費者の立場であっても厳しい品質基準を要求したため、生産者の対応が求められた。B法人は品質基準への組織対応を強化するが、このことが販売先を拡大する取り組みにつながった。

親環境農業は、個別に実施することができないという限界を有する。慣行農業を実施する周辺の農家からの農薬の飛散(ドリフト)は親環境認証の基準達成を阻害するため、周囲の農家との協力が重要であり、また、これを管理する体制の確立が求められた。

B法人は、生産者が認証基準に合わせて生産することができる基盤を作るための組織化を図った。2007年、親環境米作目班を組織し、従来の作目班の組織と統合した。生産マニュアルを作成し、親環境農業が正しく行われているかを管理する体制を固め、品種や農法を統一し、農業資材の利用基準を定めた。

生協以外の販売先として、全国の給食ネットワークに参加し、学校給食市場への進出を図った。2007年、南原市学校給食に親環境米の供給契約を締結し、販路を広げた。2011年にはソウル市の親環境学校給食の供給事業者に選定され、2012年にはソウル市で親環境給食を実施する学校の約1/10に親環境米と雑穀を供給するまでに販売量を拡大した。

表3-4 B法人の組織展開 (2004年~2011年)

年度	主要内容
2004	代表取締役役にK氏就任
2006	RPCを親環境の専門米穀総合処理場に切り替え アイコープ生協の親環境米専門の精米事業を開始
2007	親環境米作目班連合会を組織 南原市の学校給食へ親環境米供給を開始
2009	親環境精米施設を新機械に全面交換
2011	ソウル市の学校給食へ親環境米供給を開始 (10区75校)

資料：聞き取り調査より筆者作成。

4) 事業の多角化と組織の再編 (2012~2015年)

2012年には、完州郡に所在するオリゴ糖会社のKE農業会社法人に出資、子会社として買収して加工部門を強化した。2013年全羅北道と南原市の支援で親環境学校給食供給センターと親環境複合加工団地(3000坪)を設立し、親環境学校給食に対応するための基盤を整備した。また、同じく2013年に釜山市内の区役所の学校給食供給業者に選定され、学校給食市場で多くの販路を確保した。

ところで、地域農協も親環境農産物市場への参入を始めた。親環境農産物を生産する農家の中には、B法人を離れ、地域農協に出荷する場合も出てきた。出荷農家の離脱に対処するために、「生産者が会社の所有者」という創設時の理念に戻るために組織を再編した(2014年)。

具体的には、外部にあった生産者組織(親環境米作目班連合会など)と組合員の結びつきを強化するために生産部(生産委員会)を設立した。生産部の下に主穀、青果、雑穀の3つの分科を置き、それぞれの代表者を選出、民主的運営を図った。また、これらの生産者組合員の生産活動と支援業務、生産物の安全性と品質を管理するなど、生産組織の効率的な運営のための事務局を設置した。事業組織をサポートするための経営支援部に、教育と広報を担当する研究所が追加され、事業領域を強化している。

表3-5 B法人の組織展開(2012年~2015年)

年度	主要内容
2012	KE農業会社法人に出資および会社の買収
2013	釜山市蓮堤区の学校給食米サプライヤー選定 南原市の学校給食供給センター設立(青果事業場) 親環境複合加工団地設立(加工事業場)
2014	作目班連合会を生産委員会(組合員)に切り替え

資料:聞き取り調査より筆者作成。

第5節 ミニ農協型農業法人の特徴

B法人は多数の組合員を抱え、親環境農業を基盤としながら、施設の整備、生産組織の形成、生産の監督・管理など、生産・加工・販売の幅広い分野において事業を展開してきた。ミニ農協型法人としての性格は、親環境農業の推進とともに形成されたと言える。ただし、ミニ農協型法人としての確立は良いことづくめではない。農協事業との競合という新たな問題に直面したからである。

以下では、「作目班」型と対比しながら、その脱却方向としてのミニ農協型農業法人の特徴を検討する。

1) 事業展開の積極性

共同出荷・販売の延長でありながら、ミニ農協型は「作目班」型よりも積極的な事業展開を示す。積極性は、まずRPCや加工工場といった生産物の出荷・加工に向けた投資を行ってきた点について認められる。また、構成員たる農業者の生産活動をサポートする事務局を置き、作目班や生産部の体制を整えながら、親環境農業が正しく行われるよう育苗、資材などを監督・管理している営農指導も重要な意味をもつ。

これらは、農業者を生産に専念させ、親環境農産物の栽培に必要な条件を満たす意味をもつが、法人構成員は単なる法人が提供するサービスの利用者ではない。SK地域の作目班長を担うP氏を例に説明しよう。

P氏は、現在45歳であり、1998年に大学を卒業した後、就農した。当時、2haの農地を親から継承して稲作農業を始めた。2003年に4ha(所有3ha, 賃借1ha)の水田で専業農家として、個人で米を生産していたP氏はB法人と0.3haを契約出荷することになった。法人組合員に参加することになったのは2006年である。規模は7haに拡大しており、一部の作業受託もおこなっていた。2010年に9haまで規模を拡大し、この時から全量を法人に出荷することになる。2012年には、法人の出荷先が親環境給食に広がったため、P氏も作目を増やした。ジャガイモの栽培(0.3ha)を開始し、2013年にタマネギとニンニクも追加した。現在の作付面積は、米10ha(所有8ha, 賃借2ha), ジャガイモ1ha, タマネギ0.2ha, ニンニク0.2haである。

P氏が居住しているSKマウルは、約25戸で構成されており、100ha程度の農地がある地域である。現在の構成労働力は、父と本人の二人であり、ジャガイモ、タマネギ、ニンニクなどの収穫時は、臨時雇用を導入している。主にマウルの中から労働力(高齢者や学生)を調達している。

P氏がB法人に参加した動機は、同法人が親環境米の生産に向けた営農指導を行い、農協の代わりに親環境米の販路を確保していたためである。B法人の事業の経済的メリットを認識していたことになる。実際、P氏は農協への出荷を行っておらず、生産物は全てB

法人へと出荷している。P氏は作目班の上位組織である主穀委員会に所属しており、主穀委員会を通じて品種決定、農業資材の購入、作目班運営、教育を担当している。また、法人のコンバイン作業団に所属しており、収穫作業が必要な組合員をサポートしている。

このように、B法人は共同出荷・販売組織の域を超えた事業を行う共同組織である。

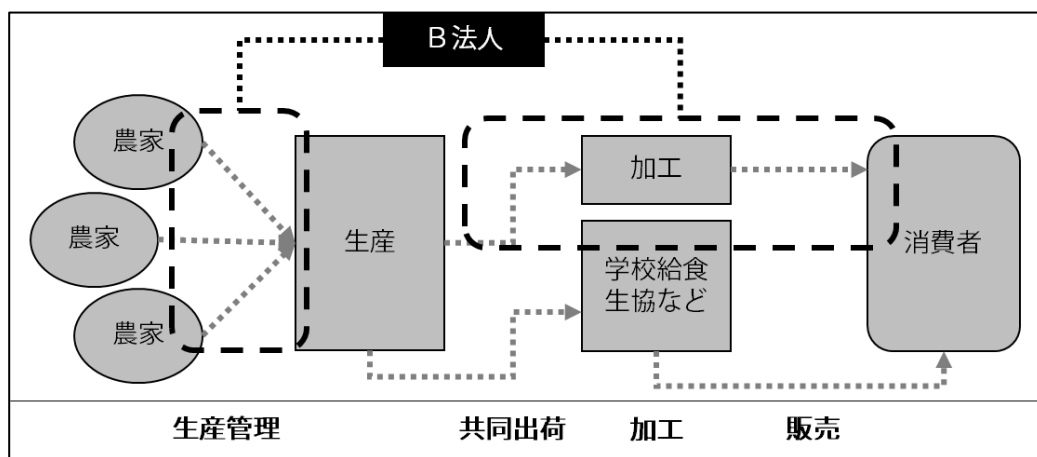


図3-6 B法人のミニ農協型農業法人としての役割

資料：聞き取り調査より筆者作成。

2) 母体集団の意味とそこからの分離

農民運動組織を母体として誕生したB法人は、一般の「作目班」型農業法人に比べ、はるかに強い意思をもって共同事業に取り組んだ。親環境農業に取り組んだのも、その「運動」としての性格が農民会の活動家達の心情と合致したからだと思われる。上述したB法人の事業展開の積極性は前身の組織から続くものであり、母体集団に由来するものととらえることができる。

他方、B法人は設立後も非営利組織としての性格を残していた。しかし、農民会以外のメンバーの加入と直営農場の経営赤字により、法人の性格転換が求められる。その結果、経済事業体としての体質強化を図るべく農民会から分離するに至った。組織を再編（代表1人、理事4人、監事2人）し、理事の権限強化に向けて常任理事体制に移行した。また、直営農場を解体し精米事業と流通事業に専念するようになった。前述したように、ミニ農協型法人への転換はこのときから始まった。

独立前の上部組織である南原市農民会が特定の活動地域（面）を持っていなかったため、B法人は当初から、さまざまな面（金池面、大山面、帯江面、山東面、巳梅面、徳果面、阿英面、寶節面）の組合員から構成されていた。その後法人の事務所が徳果面に設置されると、事務所周辺の徳果面や巳梅面、寶節面の農家の参加が相次いだ。また、生産の効率化のため法人傘下の作目班を組織したが、これは徳果面と寶節面を中心に運営された。

組合員が42人に増えた2001年の組合員の構成をみると（表3-6）、徳果面が18人、寶節面が9人、巳梅面が3人、山東面が3人、阿英面が3人など、徳果面が最も多い。2005年から准組合員（50口座以下出資者）の受け入れを始めたことにより、組合員が99人と大幅に増えたが、最多数を占めていたのはやはり徳果面の41人だった。注目すべきは、RPCが帯江面に建設された影響により帯江面で農家が12名に増えたことである。事務所の所在地を中心とする組合員の分布から、組合員の地理的範囲が南原市全域へと拡大したのである。

組合員が増え、効率的な生産管理と組織化のために、地域別に作目班を組織することになる。1995年当時は徳果面と寶節面しかなかった法人傘下の作目班の組織が、2008年には徳果面、寶節面、巳梅面、朱川面、帯江面、山内面、阿英面、引月面の8つの面に増えた。

各作目班別販売金額をみると、寶節面が約4億ウォンで圧倒的に高く、山内面（約1億ウォン）と巳梅面（約1億ウォン）の順である（2008年）。2012年は、巳梅面が約5億ウォンで最も多く、寶節面が約3億ウォン、帯江面が約2億ウォンで後に続いた。寶節面と徳果面など組合員の脱退が発生したため、販売金額の減少があったが、巳梅面と帯江面、松洞面の販売金額が増えている。

当初の組織の範囲は南原市のみとしたが、淳昌郡の作目班が2011年に設置され、南原市の外にも拡大した。また、全羅南道潭陽郡の作目班が結合され、定款の改正により、組

織の範囲を全国に拡大した。これにより、B法人の生産組織である作目班は、南原市内6カ面だけでなく、淳昌郡、井田市、高敞郡、潭陽郡に増え、300人余りの組合員の組織となっている。こうして組合員数が増加し、この点でもミニ農協型の内実をもつようになった。

このように、農民運動組織を母体集団として積極的な事業展開をスタートさせつつ、農民会からの分離を通じて法人の体質転換を達成した。メンバーが広域に分布する農民運動組織の特徴が、法人の参加農業者の増加についてプラスに作用したと見ることができる。

表3-6 地域別組合員数の推移

	2001年(A)	2005年	2012年(B)	増減(B-A)
徳果面	18	41	6	△ 12
寶節面	9	9	26	17
巳梅面	3	6	42	39
山東面	3	2	-	△ 3
阿英面	3	3	-	△ 3
帯江面	2	12	41	39
金池面	1	2	2	1
大山面	1	1	5	4
朱川面	1	1	7	6
引月面	-	3	-	-
周生面	-	-	2	2
松洞面	-	-	18	18
二百面	-	-	4	4
山内面	-	-	9	9
その他	1	19	-	△ 1
合計	42	99	162	120

資料：聞き取り調査より筆者作成。

表 3 - 7 各作目班別販売金額 (2008~2012)

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
巳梅面	10,770	32,114	33,645	45,398	45,349
寶節面	-	78,917	60,916	64,077	32,079
帶江面	7,102	22,598	31,313	34,540	26,800
松洞面	-	-	-	5,281	18,761
大山面	419	1,647	14,099	10,274	12,761
徳果面	8,503	9,631	9,786	3,858	6,280
山内面	11,816	7,557	6,340	6,172	5,668
周生面	-	1,103	5,728	5,084	4,807
淳昌郡	-	-	-	2,712	4,692
二百面	-	-	-	3,966	4,651
金池面	-	686	1,739	2,581	4,115
朱川面	1,858	2,070	3,813	8,957	1,232
山東面	-	-	1,450	-	-
阿英面	361	820	664	771	-
引月面	590	-	-	-	-
合計	85,690	157,144	169,492	181,712	139,092

資料：聞き取り調査より筆者作成。

3) 既存農協との競合とその影響

ところで、ミニ農協型農業法人の事業展開は、農協事業との競合をもたらす可能性がある。当初は既存の農協と異なる事業領域（親環境農業）に力を注いだために、農協と協力関係を維持してきた。親環境農業市場の流通は、農協より生協などが主導していたため、農協の市場参入が難しかったと言える。しかし、2010年、ソウル市の親環境給食条例が制定され、親環境農業市場に新たな販路が形成された。2011年に南原市に所在するNW農協とWY農協が親環境農産物流通事業を着手したことにより状況が変化しつつある。両方の農協すべて南原市全域をエリアとしており、NW農協は園芸作目を専門に扱う農協である。

NW農協の場合、B法人を脱退した組合員の要求により（注9）、WY農協は、学校給食供給事業を開始し、本格化した。しかし、NW農協は親農産物の買い上げを持続できなかった。親環境農業の指導管理を適切に実行できず、出荷先の確保もできなかったためである。

一方、WY農協は積極的に事業を展開した。当時、園芸作の市場を確保していたKW法人を買収し（2011年）、2012年には南原市、2013年には南原市とソウル市の親環境学校給食の供給事業者を選定された。当時、南原市親環境学校給食の供給事業者であったB法人は、WY農協に供給事業者を引き渡すようになる。

現在B法人は南原市、WY農協はソウル市の親環境給食の供給事業者を選定され、両者は競合関係にある。

その結果、B法人は親環境農業の農産物の集荷対策を迫られ、出荷者に出資者であることを求めるようになった。出荷へのハードルを高め、法人に対する結集力を強める方向で、ミニ農協型農業法人の組織力を強化する方針をとったのである。

第6節 小活

本章で扱ったミニ農協型農業法人の事例は、共同出荷・販売の高度化を進める方向で「作目班」型からの脱却を図ったケースである。

多くの農業法人と同様、B法人の設立動機も農産物価格の不安定性である。そのため、農産物価格の安定性の確保と、より高価格での販売を可能とするために積極的な取り組みを行ってきた。また、母体集団であった農民運動組織から法人を分離して経営規律の強化をはかり、組織を拡大してきた。

B法人では、生産部門が農産物の生産、事業部門が加工・販売を主に担当している。農業者が農業生産に専念できるように生産部門が指導・管理し、事業部門が市場交渉・契約を担当することで生産物の安定した販路を確保している。また、農産物の付加価値を増大するため、加工施設（RPC，加工会社）を設置して高価格での販売を実現している。

もともとのB法人は農民運動組織によって設置された作目班類似の組織からスタートした。その後、市場対応の高度化、事業の多角化、組織の拡大・改変を通じ、ミニ農協型農業法人へと発展した。親環境農業という急拡大した農産物市場に向かったことが、ミニ農協型の展開につながったと言えよう。

注

- 1) ミニ農協型農業法人について、李（2014）は、出資者が共同で運営しており、主な事業を加工・販売にしている法人が該当すると指摘している。出資者の経営とは別に設立されており、多数の会員農家があり、集落ぐるみのような組織であると指摘しているが、本稿では集落との関係はないと想定することとしたい。
- 2) 正農会は、聖書を土台に正しい農作業や隣人愛の実践を強調し、理想農村の建設を目指している。農業は単なる経済活動ではなく、生命を尊重し、人格的な社会関係を大切にす。特に、除草剤のような農薬の使用は間接的な殺人行為であると認識し、会員自ら正農会を農民団体ではなく、生命農業運動団体と規定している。
- 3) 1978年に創立された有機自然農業研究会が、(社)韓国有機農業協会に改称した。韓国の有機農業協会は、全国に約200の支会があり、会員数は約37,000人である。
- 4) ハンサルリムは、1960年代と1970年代の反独裁運動、協同組合運動、農村開発運動などを展開していた人々が主軸になって、1985年に設立された原州消費者協同組合が母体である。親環境農業への関心は、農薬の使用に対する反対から始まった。現在の組合員は、41万世帯に達する（2013年）。
- 5) 韓国女性民友会は、1987年に設立された女性運動団体である。生命と女性の視点からオルタナティブな生活様式を展開し、環境と生命を守るという趣旨のもと、生活協同組合運動を展開している。
- 6) 親環境農産物は農薬・化学肥料・飼料添加物などの化学資材を一切使用していない、または、適切なレベル以下で使用して生産した農産物であり、「国立農産物品質管理院」などから親環境認証を受けた農産物をいう。親環境農産物認証には3種類があり、有機農産物、無農薬農産物、減農薬農産物に区分される。
- 7) 減農薬認証は、化学肥料は推奨施肥量の1/2以内の使用、農薬散布回数は農薬安全使用基準の1/2以下であり、収穫日から30日前までに使用された農産物である。除草剤は使用せず、残留農薬は食品医薬品安全庁が告示した「農産物の農薬残留許容基準」の1/2以下でなければならない。減農薬認証制度は、2015年まで延長施行されてきたが、2016年から完全に廃止された。
- 8) 韓国での系統出荷は、協同組合系統組織を介して生産した農産物を出荷・販売することをいう。すなわち、農産物の場合、農業者が作目班を通じて、地域農協、農協共販場、スーパーマーケットなどの流通過程を経て出荷することである。しかし、日本のように計画や指導を伴った出荷ではない。
- 9) 生協出荷の厳格な品質基準のため、何名かの離脱農家が発生した。かれらは、ほとんど農協の組合員であるので、農協に出荷先を確保してほしいという要求により、NW農協が委託販売を行っていた。

第4章 農村観光事業を推進する農業法人の展開条件

- K法人を事例として -

第1節 本章の課題

共同出荷・販売を中心とする「作目班」型農業法人からの脱却を考える際、共同出荷・販売の延長上に発展経路を描きやすいのがミニ農協型であるとする、構成員が営む個別経営の再編を伴う生産の共同化は最も多くの困難が予想される方向であろう。本章で取り上げる農村観光事業の分野は、共同出荷・販売の延長ではなく、個別経営の再編を必要とするものでもない、独自の事業展開方向と位置付けることができる。

実際、農業法人の中で農村観光事業に取り組むケースは少なくない。本章では、親環境農産物の共同生産から農村観光事業へと発展したK法人の事例を取り上げ、「作目班」型からの脱却方向として農村観光事業をとらえた上で、その形成と展開の特徴について明らかにする。また、K法人は農村観光事業で得た利益を地元の地域に還元している。その経過を整理しつつ、農業法人が地域貢献活動を展開することの意味を検討する。

第2節 K法人の概要

1) 地域農業の現状

K法人の位置する任實郡は林野が 69.9%を占める中山間地域である（図4-1）。統計年報によると1戸当たり耕地面積は1.43haで、全羅北道の中で三番目に小さい。耕地面積は水田が4,582ha、畑が2,990haで、水稲作中心の地域である（2013年）。任實郡は1邑11面で構成されている（注1）。法人が位置する任實邑は水稲と麦類が主な作物であるが、韓国で初のチーズ工場が1968年に設立され、酪農の展開基盤が形成された。1978年に大規模な牛乳加工工場が建設されて以降は、任實邑、館村面、聖寿面の多くの農家で乳牛飼育が広がった。

K法人が所在するK里はHS, JKの2つのマウルで構成されている。K里の世帯数は74、人口は234人、総面積は188haで、その内訳は水田88ha、畑80ha、その他20haである。人口構成をみると、全羅北道は60~79歳が43.6%であり、大きな割合を占めるが、K里の場合、60~79歳の割合が26.1%、40~59歳の割合が26.9%と高く、年齢構成は比較的若い。そして、地域の人口の62%が農業に従事している。

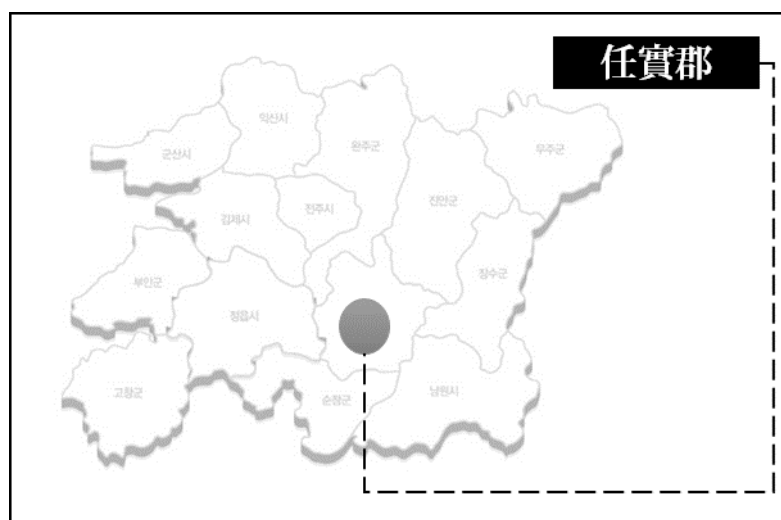


図4-1 任實郡の位置

2) K法人の組織と事業の概要

K法人の組織の枠組みは、2003年に緑色農村体験マウル事業を実施するため、K里の緑色農村体験マウル運営委員会（以下、運営委員会）によって形成された。当初は任意組織だったが、課税問題に対処するために2008年に営農組合法人を設立した。また、事業領域の拡大のために2014年に農業会社法人（株式会社）に転換した。出資額は467百万ウォンであり、そのうち201百万ウォンを運営委員会が出資し、残りを地域の団体や住民が出資した（注2）。

K里の住民はK法人の会員としても参画することができる。年会費は15,000ウォンで、会員はK法人が取り組む各種事業への参加資格をもつ。K里の住民234人中84人が会員として活動している。法人の運営組織として理事会＝運営委員会が置かれ、理事9人、監事2人で役員が構成されている。理事の内訳は、運営委員長1人、副委員長1人、情報化理事、体験理事、事業企画理事、福祉理事、教育理事、総務理事と基金管理委員長である（図4-2）。任期は2年で、2015年3月現在、第7期理事会が構成されている。役員は総会で選出されており、全員が非常勤である。定例理事会は毎月開催されており、事業計画の推進などを審議・決定する。

従業員は事務局5人、図書館1人、体験場8人が配置されている。多くがK里内での雇用で、K里外からの採用は事務局の3人だけである。事務局は、総務チーム長1人、財務担当1人、受付担当2人、体験場担当1人であり、体験場は講師3人、進行補助5人で構成されている。

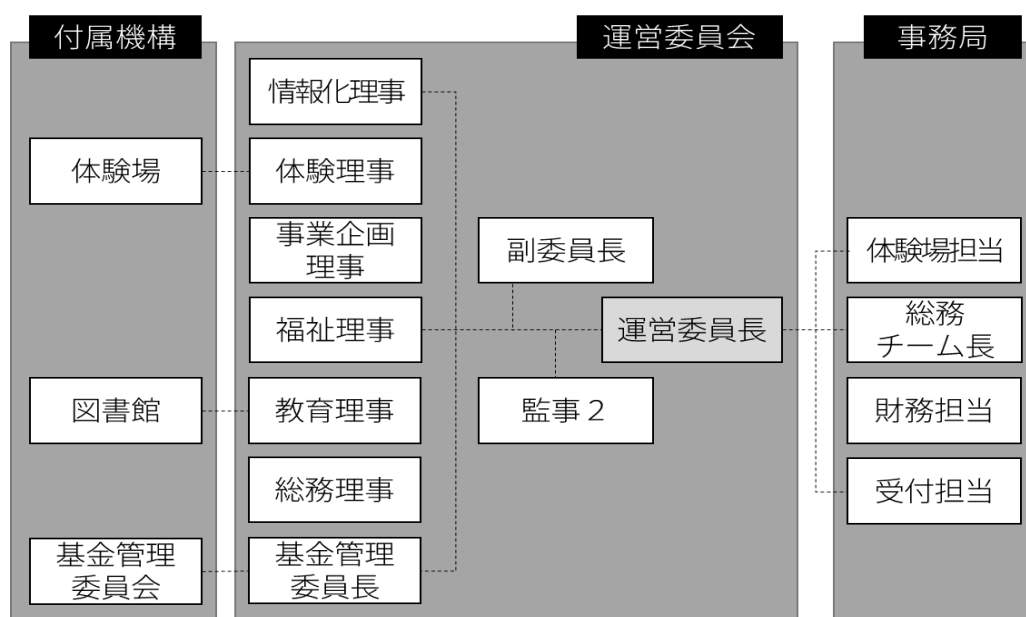


図4-2 K法人の組織構造

資料：聞き取り調査より筆者作成。

3) 法人事業の形態

事業は共同事業と個別事業に分けられる。共同事業はK法人が直接運営するチーズ作り体験、レストラン、直売場、宿泊であり、個別事業はK法人の会員農家が独自に運営する事業である。

チーズ作り体験事業の2014年の来客数は28,029人、売上高は301,008千ウォンであった。レストランは23,960人、129,475千ウォン、宿泊は329人、3,791千ウォン、直売場の売上高は443,730千ウォンで、共同事業の売上高の合計は878,003千ウォンである(表4-1)。

個別事業については、各会員が希望する事業を申請すると、運営委員会が審議して事業権を付与しており、個別事業で得た売上高の5%を手数料としてK法人が徴収している。現在、実施されている個別事業には耕耘機体験、ピザ作り体験、子牛エサやり体験、粉作り体験、石鹸作り体験など12の事業があり、売上高合計の18%を占める。

表4-1 事業別の売上高の推移

(単位：千ウォン)

	2012年	2013年	2014年	割合 (2014年)
チーズ作り体験	543,553	460,642	301,008	28.2%
レストラン	257,255	206,857	129,475	12.1%
宿泊	5,591	3,636	3,791	0.4%
直売場	494,577	457,056	443,730	41.5%
個別事業	401,872	296,611	190,037	17.8%
合計	1,702,848	1,424,803	1,068,040	100.0%

資料：聞き取り調査より筆者作成。

注：2015年3月の100円のレートは914.43ウォンである。

第3節 K里の展開と村落機能の変化

K法人が所在するK里の今日の姿は、行政との連絡機能、親睦団体の性格をもつ組織だけが残る、自治的機能が希薄な村落である。村落の再編・解体のプロセスの起点は日本植民地時代まで遡ることができる。以下では、韓国の村落の変貌を一般的に説明しつつ、K法人のマウルづくりがどのような背景で行われたのか、特にその前史を把握するために、生活扶助・資源管理・生産補完の3つの機能を中心にK里の歴史的動向を概観する。

1) 伝統的な村落社会の再編と生活扶助機能

日本植民地時代の韓国では面制により地方制度が整備された。地域の有志による郷村社会であったK里でも区長制度による行政統治体制が敷かれ、自治的機能をもつ伝統社会が再編された（注3）。

区長制度の導入後も、村落がもつ伝統的な生活扶助機能である「契」や「郷約」（注4）は維持された。K里の郷約は「橋風会」という組織によって実施され、橋風会は郷約によって村落社会の秩序を維持していた。また、書堂契があり、書堂（学校）を運営し、近隣地域の教育を担当した。この時期は面制による区長の管理と郷村社会の性格が同時に残っていたと思われる。しかし、第2次大戦後に行われた農地改革によって地主制が廃止されたことを背景に、橋風会の機能が弱まり、区長の役割が強化された。

2) 水利組織による資源管理

日本植民地時代の1920～30年代には全国で多くの水利組合が設立された。水利組合は植民地農業政策の中核的な機能を担当していた。伝統的な水利組織（水利契）とは異なり、行政の徹底した監督と統制を受け、組合員は準租税の性格をもつ水利組合費を納付する義務を負うことになった。

全羅北道では1925年東進水利組合が結成され、任實地域も組み入れられた。しかし、これまで水利契を介して自ら水系を管理してきたK里は水利組合への編入に反発した。結局、朝鮮のほとんどの水利契が水利組合に編入されたにもかかわらず、K里の水利契は生き残ることになった。

水利契には里の有志8人が契員として参加し、各マウルに1人ずつ管理者を置いて貯水池を管理した。水利組合のような組合費の徴収はなく、費用が発生した際に、村民が拠出してそれを負担した。

この水利契はその後も長く維持された。しかし、1999年に水税制度が廃止され、水系管理が農業基盤公社（現、農漁村公社）に移管されたために、水利契は消滅した。

3) 朝鮮戦争以降の生産補完機能の強化

朝鮮戦争後、K里の1960年当時の人口はHSマウルが約80世帯、JKマウルが約60世帯で、約700人の人口を擁する村落であった。ほとんどの村民が農業を主業とし、水稻が主作目だった。農地改革によって地主制が廃絶されたため、マウルの約40%を占めていた小作農家は自作農家になり、農業における協業が活発に行われる状況となった。

伝統的なドゥレが存在していたK里では、地主制の解体と自作農への切り替えと共にドゥレが活性化した。水稻作農家が多数を占めるこの地域では、農作業に関わるドゥレが広範に行われた。里長の招集によって成年の構成員が義務的に参加するドゥレは、特に田植え、草取りのように一時的に労働力が必要とされる作業において発達した。また、ドゥレはマウルの運営費を用意するための方便でもあった。富農の中にはドゥレを利用しつつドゥレに参加せず、対価の支払いで済ます者がおり、それがマウルの運営費に充てられた。

1960年代以降、ドゥレはより効率的な組織に再編された。田植えをするにあたって「作業が効率的な組」と「非効率的な組」に分けて運営することとなった。実力が近い者同士の協業が対等性・平等性を確保する観点から望ましいと考えたのである。1組当たり15～25人が属し、耕作地の多寡に応じて出役し、作業量を調節した。また、費用について200坪当たりの単価を定めて支払うことにしていた。田植えの作業期間は約20日～1ヶ月間であった。

4) 機械化への対応と村落社会の弱体化

1970年代後半に入ってK里にも田植機やコンバインなどの導入が進んだ。ドゥレはほとんど姿を消し、作業の受委託を通じて機械所有者に作業が集中する傾向が見られるようになった。マウルの村民たちは、機械化に対処するとともに、余剰労働力を利用して農業の多角化を進める必要があると認識するようになった。

同じ時期に、近隣地域にチーズ工場、牛乳工場が設立され、酪農業が展開する機運が生まれた。そこでマウル内で農業機械の共同利用組織を設立し、これを中心に水稻作を行うとともに、余剰労働力の活用に向けて、酪農に転換する方針が定められた。HSマウルの積極的な動きが奏功し全羅北道庁から「福祉農村建設事業」に選定され、田植機2台、乾燥機1台、コンバイン1台の支援（購入費の70%助成）を受けた。また、乳牛50頭、肉牛50頭、共同畜舎2棟の支援（現物支給）を受け、申請した農家13人が分け合って飼育することとなった（1983年）。

しかし、事業は当初の計画のように進まなかった。農業機械はマウルの共同所有のため管理が疎かになり、酪農業は技術が不足して失敗する農家が多かった。当時の里長であったL氏の場合、乳牛4頭の支援を受けたが、1頭は導入直後に斃死、残りの3頭を飼育するのに苦労したという。乳牛飼育を約10年継続したが、1993年に中止に至った。

農業機械の共同利用組織も自然消滅のように解散し、水稻作の作業は個別対応となった。現在、酪農は支援を受けた農家のうち3戸のみが経営を続けている。

5) 1990年代のK里の状況

1990年のK里の状況を見ると、HSマウルの人口は199人（59戸）であり、JKマウルは103人（37戸）である。ほとんどが水稲作農家であるが、ほかに養豚農家3戸、酪農農家6戸、園芸農家6戸で構成されていた（宋（1995））。

K里の集落機能は比較的遅い時期まで維持されてきたが、水系管理の公社移管、機械化による協業の衰退、共同事業の失敗などで、里長の権限低下とK里の弱体化につながった。生活扶助・資源管理・生産補完の諸機能は低下し、マウルの組織は親睦団体の性格が強い婦人会、老人会、青年会などが残るだけとなった。村落のリーダーである里長も行政の連絡機能を担うだけになった。

表4-2 K里の集落機能とその弱体化

	生活扶助	資源管理	生産補完
取り組み	橋風会、書堂契	水利契	ドゥレ
経過	農地改革によって地主制が廃止されたことを背景に、橋風会の機能が弱まった。	1999年に水税制度が廃止され、水系管理が農業基盤公社に移管されたために、水利契は消滅した。	機械化が進み、ドゥレはほとんど姿を消した。
現在	水系管理の公社移管、機械化による協業の衰退、共同事業の失敗などで、K里の弱体化につながった。マウルの組織は親睦団体の性格が強い婦人会、老人会、青年会などが残るだけとなった。		

資料：聞き取り調査より筆者作成。

第4節 事例法人の経営展開

1) 共同体運動の展開

このように弱体化した農村社会を活性化するために、任実第一教会の牧師（SSB氏）が信徒を中心に多面にわたる教育活動を展開した（注5）。当時の農村において宗教指導者は、地域リーダーとしての役割を果たしており、任実郡は宗教指導者による農民運動が活発だった地域である。特に任実のキリスト教農民会はSSB牧師の弟子たちが中心になった。彼らは日本の有機農業とヨーロッパの協同組合に関する知識をもち、それを指針に親環境農業運動と共同体運動を展開した。

最初に着手したのが信用組合運動である。1970年代以降の韓国の農協は、官主導で政府の政策資金を配分する組織として認識されていた。加えて、農協融資の利率の高さが農業者の反発を招き、新たな信用協同組合の設立運動が展開した。SSB牧師は、信徒たちがもつこのような意識を昂揚させ、K里ではA氏を中心とする信者が信用組合運動を展開することになる。この信用組合運動にはK里から約90世帯が参加したほか、近隣の6つの里から約500人が参加する信用組合を結成することになった（1972年）。

A氏は、信用協同組合運動にとともに生活共同体であるY共同体を設立した。Y共同体は、SSB牧師の弟子で構成されたメンバーが、宗教的な性格ではなく、共同体運動の一環として共同生産、共同消費を目指して作った組織である。これらは親環境農業を実施しながら、得られた収益を必要に応じて支出する共同生活を目指していた。3世帯（A氏、B氏、C氏）が集まって1987年1月に設立したが、親環境農産物の販路の問題、共同生活の難しさに直面し、1990年に解散した。

その後も彼らは新しい組織（下記の正実農）を作って、Y共同体での問題を克服しようとする。親環境農業運動を展開する一方、販売先の確保のために消費者を組織化した。1991年に、13農家が参加する親環境農業組織「正しい農業を实践する農民会」（以下、正実農）を組織し、全州市を中心に直接取引を行う「全北暮らし」（消費者組織）を設立したが、これも運営の難しさから1994年に解散した。

さらに、新しい活路を模索した正実農の会員のうちA氏、B氏、C氏を含む6人が1994年12月24日、Y営農組合法人を設立し、堆肥製造場事業を中心に親環境農業を推進したが、堆肥の需要不足により、結果的に軌道に乗ることはなかった。

2) マウルづくり事業の展開

Y共同体のメンバーが中心となって、正実農、営農組合法人など、様々な取り組みが試行されたが、生産の協業には限界があると認識し、農村観光事業を通じた農村社会の再生に方向を転換することとなった。農産物の販売のために、都市住民を農村に呼び込むという考えに基づくものである。親環境農産物の生産と並行して、農村観光事業の経験があっ

た正実農は、「緑色農村体験マウル事業」により農村観光事業をK里に拡大することを構想した。

緑色農村体験マウル事業の運営委員会を組織し、都市住民の農村体験空間としてのK里を整備するなど、様々な体験プログラムを提供する取り組みを続けた結果、集客力をもつ事業の展開に成功したのである。

最初から事業が成功したわけではない。2003年の当初の計画は親環境農法体験が中心であったが、そうするうちに2005年から始まったチーズ体験が全国的に有名になり（当時、全国唯一）、本格的なチーズ体験活動を開始した。2014年の来場者は同じ全羅北道からが8,420人で最も多いが、ソウル市（2,915人）と京畿道（3,324人）からの来場者も多い。

表 4 - 3 市道別来場者の推移 (2008~2014)

市道	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
ソウル市	3,160	3,306	4,791	6,303	9,119	7,315	2,915
光州市	3,292	3,517	5,352	5,650	3,834	3,642	2,263
大邱市	1,689	1,528	2,607	2,308	948	1,042	872
大田市	1,149	1,423	1,627	1,615	1,988	2,100	1,056
釜山市	1,393	1,214	1,705	1,640	1,251	1,611	817
蔚山市	296	893	483	338	408	762	234
仁川市	407	362	413	328	1,021	1,049	1,606
世宗市	-	-	-	-	-	246	430
江原道	200	171	167	202	286	464	314
京畿道	2,171	2,931	3,594	2,902	5,725	6,598	3,324
慶尚南道	1,736	2,739	4,096	2,120	2,866	2,714	1,666
慶尚北道	522	1,056	798	887	614	760	776
全羅南道	2,861	4,051	4,958	7,217	3,181	3,581	2,445
全羅北道	9,976	9,285	13,820	14,373	10,949	13,367	8,420
忠清南道	1,568	1,535	2,974	3,524	2,199	3,194	1,121
忠清北道	706	886	1,099	600	950	872	544
済州島	102	122	214	173	165	128	271
海外	47	107	-	62	134	42	11
その他	-	-	-	-	1,546	7,015	7,072
合計	31,275	35,126	48,698	50,242	47,184	56,502	36,157

資料：聞き取り調査より筆者作成。

3) メンバーの変化とK里の住民との結合

K法人は、正実農のメンバーと農村観光事業に同意するK里の住民の一部で構成されている。2002年12月に行った緑色農村体験マウル事業の運営委員会の発起人総会の参加者は19人であったが、この中で8人が正実農のメンバーであり、11人がK里の住民であった。この総会でA氏が委員長に選出された。

正実農のメンバーは、農村観光事業のリーダーとして会員農家から認められている。委員長の変化を見ると、A氏が第1期、第3期、第6期、第7期委員長を、B氏が第2期、第5期委員長を、C氏が第4期委員長に選出された。2006年の定期総会で選出された第3期理事会を見ると、7人の役員（理事）のうち、A氏が委員長であり、一人を除いた5人の理事が正実農のメンバーから選出されている。

事業の成功によりK里の住民からの参加者は増えた。会員は2007年の47人から現在（2015年）の84人に増えている。ただし、2015年現在の第7期理事会の9人の理事のうち、5人が正実農メンバーであることから分かるように、SSB牧師の薫陶を受けた人物がコア・メンバーとなって事業を推進している。参加者の範囲が広がる一方、正実農メンバーの積極的な役割が地域の住民・農家から評価されているのである。

第5節 農村観光事業の成果

1) 住民の所得増大のための取り組み

マウルづくり事業を通じて確立されたK法人は、弱体化したK里の活性化、農村社会の再生のための取り組みをおこなっている。

まず、農産物直売場と体験場、レストランを運営し、農家所得の増大を果たしてきた。農産物直売場は会員が生産した農産物を委託販売しており、体験場やレストランも会員の生産物を優先的に利用している。直売場の売上高は、2007年の約4千万ウォンから2011年には51千万ウォンに達し、2014年現在では44千万ウォンである。チーズ、ヨーグルトなどの乳製品が41千万ウォンと、直売場収入のほとんどを占めている。

さらに、2014年の地域住民の雇用（日雇形態）は、耕耘機体験9人、チーズ体験19人、レストラン9人、直売場30人であり、事務室15人を加えて計82人に達する。この他に、11戸が個別体験事業に関与している。

2) 住民のための福祉活動

K法人は約3千冊の書籍を所蔵している小さな図書館を運営している。図書館は2009年に開館され、様々な事業やイベントの実施拠点になっている。すなわち、住民を対象とした読書会、講演会、情報技術教育、マーケティング教育、先進地見学、観光客のための読書キャンプなどを主催、さらにコンサートや収穫祭などのイベントも開催している。

3) K法人の収益の積立

このように、マウルづくり事業として推進された農村観光事業は地域に様々なメリットをもたらしたが、K法人による地域貢献の姿勢がより明確に現れているのが、K里への直接的な利益還元である。

K法人は毎年の剰余金を出資者に分配せず、K里のためのマウル発展基金を造成している。具体的には、人材奨学基金、中長期マウル発展基金、老人福祉事業準備金、マウル誌積立金などであり、その管理のために基金管理委員会を設置している。現在までに造成されたマウル発展基金は約6億8千万ウォンであり、この中から約1億9百万ウォンが支援金として執行された。内訳は児童福祉2千万、老人福祉2千万、マウル景観359万、地域社会支援4千万、人材奨学金2千5百万ウォンである（表4-2）。

基金管理委員会は、委員長をK法人の総会で選出し、監査やK法人委員長、マウルの里長が職権理事として加わっている。マウルの里長2名が含まれている点が重要であり、利益を地域に還元する体制が基金管理委員会の中に組み込まれている。

基金管理委員会は、前述した支援事業以外にもK法人と関わる個別事業を準備する会員に事業資金の貸し付けをおこなっている。これまで約7億ウォンを融資し、そのうち約2

億ウォンは回収済みである。融資の利息は2014年から3%に定められ、K法人との関連性と事業性の有無の観点から事業計画を審査し、基金管理委員会の承認にもとづいて融資が実行される。

表4-4 マウル発展基金の造成と執行内訳

(単位：千ウォン)

項目	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計
造成金(A)	116,207	186,219	143,237	117,794	80,022	44,427	687,905
児童福祉	-	8,000	-	5,000	5,000	2,000	20,000
老人福祉	-	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
マウル景観	-	3,591	-	-	-	-	3,591
地域社会支援	-	-	-	-	35,000	5,000	40,000
人材奨学金	-	-	2,000	8,000	4,000	11,000	25,000
支出合計(B)	-	15,591	6,000	17,000	48,000	22,000	108,591
残高(A-B)	116,207	170,628	137,237	100,794	32,022	22,427	579,314

資料：聞き取り調査より筆者作成。

第6節 小活

本章で扱ったK法人は、農村観光事業を推進することで「作目班」型からの脱却を図ったケースである。

同法人は、伝統的な村落社会を基盤として設立されたものではない。母体となったのは共同体運動に取り組む、宗教的信念を共有するグループである。彼らは幾多の失敗を乗り越え、農村観光事業で成功を収めたが、成功の要因は取り組みを中止しなかったことに尽きる。継続的な取り組みを生み出す強いエネルギーは「作目班」型農業法人一般には見出しにくいものである。第3章では農民運動組織を母体集団として設立されたB法人を取り上げたが、本章のK法人とあわせ、特別な母体集団の存在がなければ「作目班」型からの脱却は容易にはなしえないことを示唆している。

ところで、このK法人は、自らが取り組む事業分野を、農村観光事業を通じた住民の所得増大だけでなく地域貢献活動にまで広げており、収益のほとんどを地域に還元している。つまり村落の基盤を持たない農業法人が地域貢献活動を展開していることになる。K法人の事業は村落等の地域組織が果たすべき自治機能の一部を代替する側面を有しており、これがさらに強まるならば村落社会再生の可能性も広がるだろう。

このことは、当初から共同体の再生を指向していたK法人の特殊事情に帰すべきではないだろう。農業が農地・人・水等の地域諸資源を利用する産業であることを考えると、村落社会の基盤を持たずに設立された農業法人であっても、事業の発展に伴い、村落社会との接点が増すことが考えられる。K法人の地域貢献活動は、村落社会の弱体化が進む韓国農村において、その再生に向けた農業法人の役割を期待させるものである。

注

- 1) 都市部である市・区の下には洞が、郡の下には邑・面がある。邑・面はそれぞれ日本の町・村に当たるが、自治権は持たない。邑・面の下には里があり、これは日本の町村における大字に相当する。
- 2) 6 団体, 98 人が出資したが、出資者にはK里以外の近隣マウルの団体や個人も含まれる。
- 3) 1917 年に確立された面制は、面を財産所有と事業能力の主体と認める一方、洞里には無給名誉職的な区長を置いて面事務を補助させた。これは、地方末端行政機構としての面と面の下部行政単位としての洞里の性格を制度的に定める措置であった。李(1998)を参照。
- 4) 契と郷約は、朝鮮固有の郷村自治性格を持つ機構として支配層（地主や有志など）の対民統制的な性格と自治の性格が結合したものである。契は郷村社会の中で自治的に作られたもので、同じ目的の下に集まった集団を意味する。今日の組合や共済などにつながる相互扶助の契が発達した。郷約は郷村社会の自治規約であり、朝鮮中期、支配層が下層民の支配を強化するために儒教倫理に基づいて、郷村の共同組織を再構成したものである。
- 5) 韓国の農民運動は、1970 年代に始まったカトリック農民会とキリスト教農民会がその土台となる。キリスト教は国内的連帯と国際的な支援が強く、1960 年代以降、教会の社会参加は世界的な現象でもあり、その反映と見ることができる。鄭(2000)を参照。

第5章 生産共同化を進める農業法人の組織化原理

- F 法人を事例として -

第1節 本章の課題

法人制度が開始された当初の韓国の農業法人は、補助金受給のための組織化にとどまるケースがほとんどであった。しかし、法人制度が定着した近年は農業法人が多様に展開する様相を示し、「作目班」型農業法人のように共同出荷を目的に設立された法人が生産面での協業に踏み出す例も現れている。

その中で、近年、生産空間であるトルニョク（野辺）を基盤とする農業法人（トルニョク経営体）の設立が見られる。地域農業の担い手として期待されており、政策もこの動きを支援している。

トルニョク経営体は、農家を組織して農地利用を集積する点で日本の集落営農に類似した面をもつが、韓国における農村社会の現状は日本とは大きく異なり、トルニョク経営体の組織化の原理は集落営農と同じではない。日本の集落営農の形成は、村落社会がもつ強い自治機能に依存しているのに対し、トルニョク経営体の形成に向けて同様の組織化原理が働くことを期待することは困難である。植民地時代と朝鮮戦争、その後続く軍事政権時代を経た韓国では、農村社会の基本単位をなすマウルの自治機能が弱まった（注1）。今日のマウルは自治機能を欠いたルースな村落社会である。それゆえトルニョク経営体は、マウルを基盤とせず、行政区域（面、里、マウル）の区分にも関わりなく、生産空間であるトルニョクを中心とする組織として構想された。

このように、トルニョクは農家の組織化機能を内在する社会集団ではないため、トルニョク経営体の形成に向けた新たな組織化へのモメントが必要となる。その意味で、トルニョク経営体の形成には、①生産過程に及ぶ共同事業の着手、②それによる中小農家の組織化、③伝統社会に依存しない新たな組織化モメント、の3つが条件になる。

トルニョク経営体には「作目班」型農業法人から発展したものも含まれる。これは共同出荷・販売のみならず共同生産にも取り組む例であり、「作目班」型が回避してきた個別農業経営の再編に着手しているケースである。

本論では、以上のような問題意識から、まずトルニョク経営体の事業が登場した背景と現状を説明する。次に、多数の中小規模農家の集合体である平均的なトルニョク経営体ではなく、少数の大規模農家によって設立されたF法人を取り上げ、その現状と形成過程を分析する。最後に、上記①②③に即し、伝統社会を基盤としない組織モデルとしてのF法人の組織化原理について考察する。

第2節 トルニョク経営体の制度と現状

1) 稲作農業を取り巻く環境

韓国の稲作農業は米の自由化の拡大に伴い秋穀買上制（注2）が廃止され、これによる米価の下落と農業資材価格の上昇等が稲作農家の所得停滞につながる状況が生じた。そして、農業労働力の減少と高齢化、生産コストの増加、需給の不安定等の解決が稲作農業の課題として浮上した。

その打開策として、1990年から農地売買や賃貸借支援等、営農規模拡大に向けた政策が実施された。1995年から米専業農家の育成事業（2010年までに1戸当たりの平均6haレベルの米専業農家7万戸を育成の目標）が推進され、営農規模化事業（2009年から農地銀行事業に統合）の対象も米専業農家育成対象者に絞られた。

2) トルニョク経営体育成事業の内容

趙佳鈺ほか（2008）は、米最適経営団地の開発研究において、生産効率の向上のための方策として水田の集団経営方式を提示した。2009年から実施された「高品質米最適経営体の育成事業」はその考え方に沿ったものである。主な目標は、中小農家を組織化し、高品質・低コストの生産体系を作り、米専業農家育成対象者と中小農家が共存する団地的な生産構造を作ることであった。同事業は2012年度から「トルニョク別米経営体育成事業」、2014年度からは「トルニョク経営体育成事業」に事業の名称が変更され、共同生産と協業経営への移行というトーンが強まった。

韓国の農村はマウルという生活空間、トルニョクという生産空間で構成される。マウルは村落社会の基本単位をなし、複数のマウルで一つの大きな野辺を共有している。これをトルニョクと呼ぶ。トルニョクはマウルを束ねる行政区域と必ずしも重ならない。したがってトルニョク経営体は、社会集団に根ざした組織として構想されたものではない。

農林畜産食品部によると、トルニョク経営体育成事業は「50ha以上の集団化されたトルニョクを共同生産・管理する経営体を育成し、生産コストの削減と高品質食糧作物の生産基盤を構築するなど、米産業の内外競争力向上を目的として育成」することを目的としている。50ha以上の全国2,800のトルニョク（45万ha）のうち2020年までに500経営体（10万ha、全体のトルニョクの20%程度）の育成を目指している。50ha以上のトルニョクにおいて共同営農を行う農業法人、RPC・DSC（注3）、農協が事業対象となる。

経営体の支援の内容は、①教育・コンサルティングと②共同農作業施設・機械に大別される。①は農家の組織化と組織力強化のための支援であり、共同営農面積に応じて助成金を支給している。②は組織が整備されたトルニョク経営体に対して、生産コストの削減のために共同作業に必要な施設や機械の導入を支援するものであり、主に、共同育苗場、広域防除機または無人ヘリコプターの購入設置費用を支援する（2億ウォン以内）。

3) トルニョク経営体育成事業の現状

トルニョク経営体の一般的な特徴については韓国農業経営技術研究院（2014）が次のように指摘している。

2014年現在、158のトルニョク経営体が選定され、教育・コンサルティングで274（重複支援を含む）、施設・設備で63の経営体が支援を受けている。トルニョク経営体の主な事業は共同作業である。品種選択、育苗、防除、乾燥、出荷を共同で行うものが多く、耕耘・整地、田植え、除草、収穫などの実施割合は低い。農協とRPCを除いたトルニョク経営体は79経営体であり、参加農家数は平均107戸、平均面積は205.6ha、1戸当たりの面積は1.92haである。

このように、トルニョク経営体の平均像は多数の中小規模農家の集合体であり、日本の集落営農と類似した外形的な特徴を示す。

表5-1 トルニョク経営体の年度別選定数

（単位：箇所）

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計
新規選定	12	18	69	19	14	26	158
教育コンサルティング	12	18	83	50	52	59	274
施設設備	12	18	-	6	7	20	63

資料：韓国農業経営技術研究院（2014）より作成。

第3節 事例法人の形成過程

1) 事例法人の概要と地域の位置づけ

以下では、トルニョク経営体であるF法人の事例を取り上げる。F法人が位置するのは、全羅北道の益山市のワンジ平野である。2013年の益山市の統計年報によると、同市の総面積506.61km²のうち農地面積が50.9%を占めている（水田202.9km²、畑55.0km²）。農家数は11,357世帯、農家人口は29,993人であり、全世帯数の9.3%、総人口の9.7%を占める。経営形態別の農家の構成は、水稲作が76.0%を占め、次いで野菜作12.1%、畜産6.3%の順である。

ここで取り上げるF法人は、このような平均像からかけ離れた、少数の大規模農家によって構成されている集団である。これは、平野部の稲作農業が米専業農家育成政策の対象者を中心に再編されてきた状況を反映している。特に事例地域では、歴史的経緯と地理的位置（都市近郊）の影響により稲作農業の再編が加速しており、大規模稲作経営形成の先端をなしている。

表5-2は、構成農家の営農の現況を示す。構成員は7戸であり、経営面積（米の面積と同じ）は11.9ha～63.5haの範囲に分布している。水稲作付面積の合計は267.9haに達する。稲収穫後に麦類等を栽培する二毛作が行われており、その総面積は171.2haであり、二毛作を加えた作付のべ面積の平均は62.7haに達する。そのほかの副次部門として、農家No.3では韓牛、No.6ではキノコ、No.7ではイチゴの栽培に取り組んでいる。労働力は1～3人の家族世帯員が主体であり、家族経営の枠を超える農業経営ではない。数戸がパート労働力を1～2人程度雇用しているが、常雇労働力は見当たらない。

表5-2 構成農家の作物別作付のべ面積（2014年）

（単位：ha）

農家名	作付のべ面積	米	大麦	小麦	牧草	その他
No.1	115.1	63.5	25.8	25.8	-	
No.2	79.3	51.6	27.7	-	-	
No.3	89.1	47.6	9.9	-	31.6	韓牛
No.4	67.5	39.7	27.8	-	-	
No.5	41.7	29.8	11.9	-	-	
No.6	33.7	23.8	9.9	-	-	キノコ
No.7	12.7	11.9	0.8	-	-	イチゴ
合計	439.1	267.9	113.8	25.8	31.6	

資料：聞き取り調査より作成。

注：米作付面積の大きい順に配列している。

2) マウルの共同体的性格の変化

(1) 新興マウルの形成

益山市の農村部では、100年前後の歴史をもつ新興集落が多くを占める。隣接する群山が開港されたあと全州と群山を往来する人々が多くなり、その間にある益山にマウルが形成された。益山は1905年に細川家の農地買収を皮切りに、多くの日本人地主が出現した。農場を中心に多数の日本人が居住し始め、1915年の益山(当時、裡理)の人口は日本人2,053人、朝鮮人1,367人で、事実上の移民社会が形成された。

法人の所在するワンジ平野一帯は、細川家が進出した地域である。万頃江中流域のこの地域は当時、水利開発が行われた地域で、細川家は全益水利組合を設立し、農地開発を進めた。その結果、商業的農業の発達、米単作、大地主の密集といった特徴を有する地域となった。

植民地時代が終わり、日本人移民は本国に帰還、それとともに日本人移民村も解体された。その後、米軍政による「積算払い下げ」(1948年)、朝鮮戦争と同時に着手された農地改革(1950年)によって細川農場も解体された。既存の農場で働いていた韓国人農民は3ha未満の自作農として再編され、新たな村を形成することになったが、日本人が抜けた農村社会は、自生的発展をたどることなく次第に衰退していった(注4)。

(2) 農業構造の変化とのマウル共同体の崩壊

ワンジ平野に位置するマウルでは米専業農家による農地の集積が顕著に進行している。農家No.2が属するKKマウルを例に挙げると、米専業農家育成事業が実施された1995年には35世帯のうち農業に従事している世帯が10戸を数えたが、その後、米専業農家育成対象者に選定されたNo.2にほとんどの農地が集まった。

No.2の経営規模は、1994年に後継者が就農した当時、11haであった(表5-3)。1995年に父が米専業農家育成対象者として選定され、法人に参加するまでに約33ha、法人参加後8ha拡大し、52haとなった。KKマウルに残っている農業者はNo.2以外にA氏(65歳、6ha)、B氏(75歳、0.8ha)の2戸しかいない。No.2は市内に転居し、通作しながら農業に従事している。

このようにKKマウルでは地域農業の再編が進み、農業生産に対するマウルの役割は何も確認することができない。これはKKマウルに限った状況ではない。F法人の構成員が属する6つのマウルは類似の状況にある。米専業農家育成対象者を中心に農地集積が進んだ。都市への移住も例外的な事象ではなく、専業農家であっても、子供の教育問題等を理由に移住するケースが少なくない。ワンジ平野一帯は生活空間としての実体が薄まり、その分、生産空間の性格が強まる傾向にある。

表 5 - 3 農家 No. 2 の営農規模拡大推移

(単位 : ha)

年度	年齢	農地売買	農地賃借	累積合計
就農前面積 (A)		3.00	8.00	11.00
1995	20	1.20	0.00	12.20
1996	21	0.00	0.70	12.90
1997	22	0.00	1.20	14.10
1998	23	3.69	0.00	17.79
1999	24	0.60	△ 2.22	16.17
2000	25	0.00	0.00	16.17
2001	26	0.00	2.00	18.17
2002	27	0.00	△ 1.00	17.17
2003	28	0.00	4.40	21.57
2004	29	1.49	0.14	23.20
2005	30	0.00	3.00	26.20
2006	31	0.67	1.43	28.30
2007	32	0.90	2.00	31.20
2008	33	2.80	6.80	40.80
2009	34	0.20	3.00	44.00
総面積 (B)		14.55	29.45	44.00
拡大面積 (B-A)		11.55	21.45	33.00

資料 : 聞き取り調査より作成。

3) 地域農業の問題と法人経営体の設立

2008年のF法人設立当時、地域農業が抱える最大の問題は米の所得低下であり、専業農家にとって深刻な問題であった。特に2005年に秋穀買上制が廃止されてから問題が深刻化した。また、稲作の経営費が継続的に増加傾向を見せ、米生産の収支が徐々に悪化していた。高い割合を占める肥料費、農薬費、委託費、農地賃借料等の上昇が農業経営費の増加の主な原因となっていた。

このような状況の下で設立されたF法人であるが、図5-1のように、メンバーの大規模農家はワンジ平野西側の別々のマウルに分布している。法人設立の契機となったのは、米専業農家育成対象者の後継者である30代の若い農業者たちが親睦を図るために、2003年から始めた集まりである。秋穀買上制が廃止された後、収入向上のための方策を議論する中で、米の販売単価を高めるために、共同出荷によって価格交渉力の強化を図る計画が固まった。

2008年2月、「農業法人設立に関する検討会」を開催し、同年3月に「設立と2008年以降の農業の方向性に関する会議」を開催した。そして、2008年8月、6名の出資者で営農組合法人を設立することになった。2009年1月に新規メンバー1人(No.1)が加わり、出資者は7人になった。

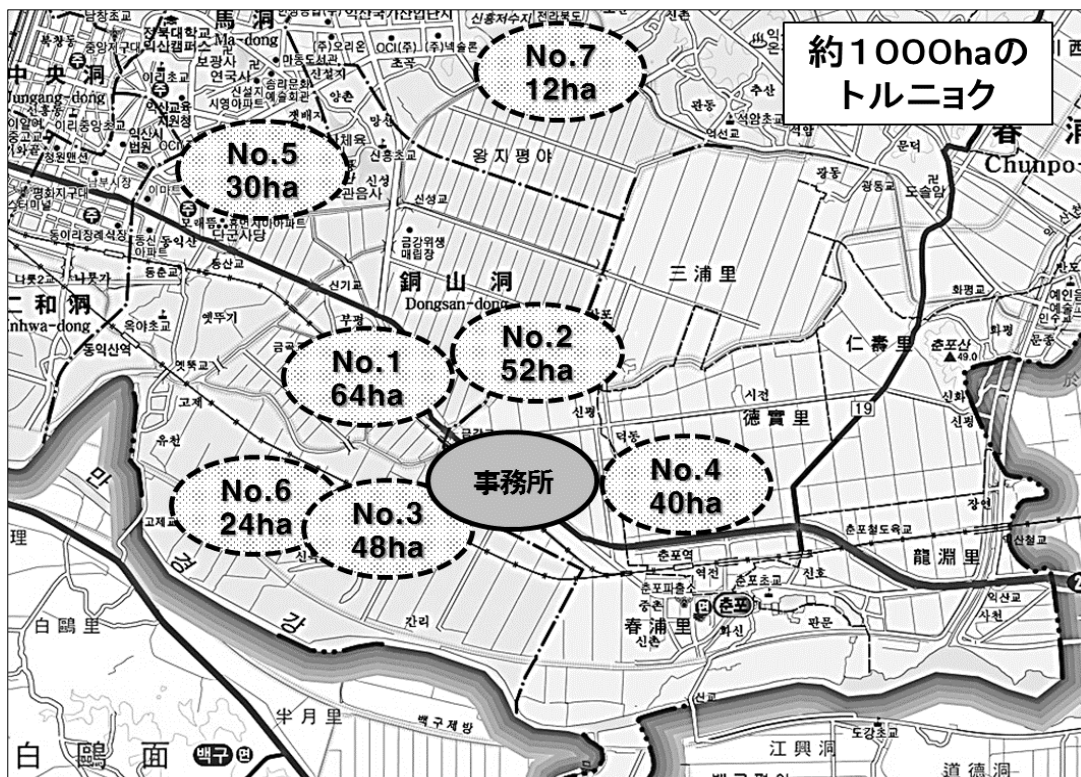


図5-1 構成農家の分布とマウルの位置関係

注：このトルニョクには26の自然部落（マウル）があると見られるが、現存するかの確認はできていない。

第4節 事例法人の経営展開

1) F法人における事業展開

F法人が最初に取り組んだ事業は農産物の共同販売である。設立時の水稲作付面積は合計231.6haで、販売量の大きさが農協やRPCとの価格交渉を有利にし、販売単価の引き上げを実現した。

F法人では当初、生産過程における共同の取り組みが無かったが、2009年「トルニョク経営体育成事業」の対象として採択され、広域散布機による共同防除を開始、2010年には共同育苗場を設置した。個別経営が行っていた生産過程の一部が法人の事業に取り込まれたのである。

生産共同化の成果は、労働力の削減などで顕著に現れた。既存の育苗形態は、労働力の投入時間が100haあたり2500時間必要であったが、共同育苗場の設置後450時間となり、約4分の1に短縮された。防除作業も100haあたり1200時間の労働力が投入されていたが、広域散布機の導入後150時間へと大幅に減少した。これらの労働力の削減は規模拡大を可能にする条件となった。

2) 経営規模拡大に向けた諸対応

法人設立後、参加農家の多数が地域の離農者から農地を受け入れ、経営規模を拡大した。農地売買では農漁村公社を通すのが一般的であり、賃貸借の場合は相対取引が行われる。また、農地の拡大と並行して二毛作を拡大した結果、現在、水田の64%で二毛作が行われている。

ただし、経営規模拡大の態様は同じではなく、農家毎に特徴がある。No.6のように、この間、借入農地を返還し、経営規模を縮小したケースもある。規模拡大に向けた対応も一様ではない。No.1は農地賃借料の負担を避ける意図から農地の借入より購入による拡大を指向している。表5-4に示すように借入地を維持したまま、所有地を2009年の25.8haから2014年には39.7haまで拡大した。併せて二毛作を拡大し、作付のべ面積は115haに達した。

No.2, No.3, No.4は借入地を拡大したが、No.2, No.4は作業受託も多い。作業受託を通じて周囲からの信頼を得て、農地借入の拡大につなげている。No.3, No.6, No.7は韓牛、キノコ、イチゴといった耕種以外の部門をもつ。このうちNo.7は営農経験が浅く、法人参加農家からの営農上のサポートを受けている。その下で耕種農業の規模拡大ではなく、新たな農業技術の習得に力を傾け、2013年からイチゴの栽培を開始した。稲作部門については他の農家の協力を仰いでおり、イチゴの収穫繁忙期には耕耘・整地作業をNo.2に委託している。

表 5 - 4 構成農家の経営耕地面積の変化

(単位：ha)

	09 年			14 年		
	所有地	借地	小計	所有地	借地	小計
No. 1	25.8	23.8	49.6	39.7	23.8	63.5
No. 2	11.9	31.7	43.6	13.9	37.7	51.6
No. 3	7.9	31.8	39.7	9.9	37.7	47.6
No. 4	2.3	17.5	19.8	11.9	27.8	39.7
No. 5	11.9	31.7	43.6	11.9	17.9	29.8
No. 6	2.4	21.0	23.4	2.8	21.0	23.8
No. 7	4.0	7.9	11.9	4.0	7.9	11.9
合計	66.2	165.4	231.6	94.1	173.8	267.9

資料：聞き取り調査より作成。

3) 家族を主体とする労働力利用

表5-5は、家族労働力の構成と受託作業面積を示している。前述のように共同作業は育苗と防除に限られ、それ以外の作業は個別に行われている。約100ha分(30,000枚)の共同育苗場では、メンバーとその家族労働力が播種作業に従事し、No.3が管理作業を担当している。また、個別農家それぞれが持つ育苗場でも同様に約100ha分の共同育苗を実施している。共同防除については広域散布機を使用し、3人1組で作業を実施している。作業の範囲はメンバーの農地を含む近隣地域に及び、総面積は年間650haに達する。

育苗と防除は規模の経済を比較的实现しやすい作業であり、個別経営から法人経営への移行が果たされた。しかし、平均40ha弱に及ぶ大規模農家グループの生産過程の結合は部分的な範囲にとどまる。

メンバーが個別に行う作業はほとんど家族労働力で対応している。作業ピークをなす田植えと収穫についても個別で作業を実施しており、各農家は家族労働力または一時的なパート労働力によって繁忙期の作業に対応している(No.3とNo.7は家族労働力のみ、他の農家はパート雇用)。

家族労働力は最大3人で、多数の親族を動員するようなケースはない。No.6のように家族労働力が経営主1人のケースでは、田植え時にパートを雇用し、本人が田植機を操作、パートが補助作業を担当して2人で作業をしている。収穫も同様にパートを含む2人で作業している。これらの作業に投入されるパートは労働市場を介して調達されている。2014年の田植えは5月20日~6月5日と大麦の収穫後の6月10日~30日の2回に分けて行われており、作業時期の分散と作業日数の拡張が大規模経営成立の条件になっている。

表 5 - 5 家族労働力の構成と作業受託面積

	労働力の構成		作業受託面積 (ha)		
	家族労働力	田植え・収穫作業	耕耘・整地	田植え	収穫・乾燥
No. 1	本人, 父	家族+パート 1	4.0	4.0	4.0
No. 2	本人, 兄	家族+パート 2	16.0	32.0	32.0
No. 3	本人, 妻, 姉	家族	4.0	4.0	4.0
No. 4	本人, 父	家族+パート 1	20.0	20.0	20.0
No. 5	本人, 父	家族+パート 1	-	-	-
No. 6	本人	家族+パート 1	3.2	3.2	3.2
No. 7	本人, 妻	家族	4.0	11.9	9.9

資料：聞き取り調査より作成。

4) 個人と法人による作業受託の分担

作業受託は耕耘・整地、田植え、収穫について行われ、メンバーが個別で対応している。圃場の分散を回避するために作業受託水田が構成員間で交換されており、法人化によって作業受託は効率化された。

耕耘・整地と田植えの場合は機械の利用料と人件費を合わせて1200坪当たり12万ウォン、収穫の場合は18万～24万ウォンを徴収している。最大の受託面積をもつNo.2は、作業受託が将来の農地拡大を担保する意味があると認識している。

No.2に作業を委託しているC氏(67歳)を例に挙げると、No.2とは別のマウルに属し、3.6haを耕作している。耕耘・整地をC氏本人が担当し、田植え、収穫、乾燥をNo.2に委託している。田植えの場合1200坪当たり12万ウォン、収穫は20万ウォン、乾燥は12万ウォンを支払っている。育苗と防除は法人に委託しており、生産物は法人に委託し、法人メンバーと一緒に共同出荷をしている。

このように、農作業の受委託は作業の種類によって法人と個人で明確に分担されている。

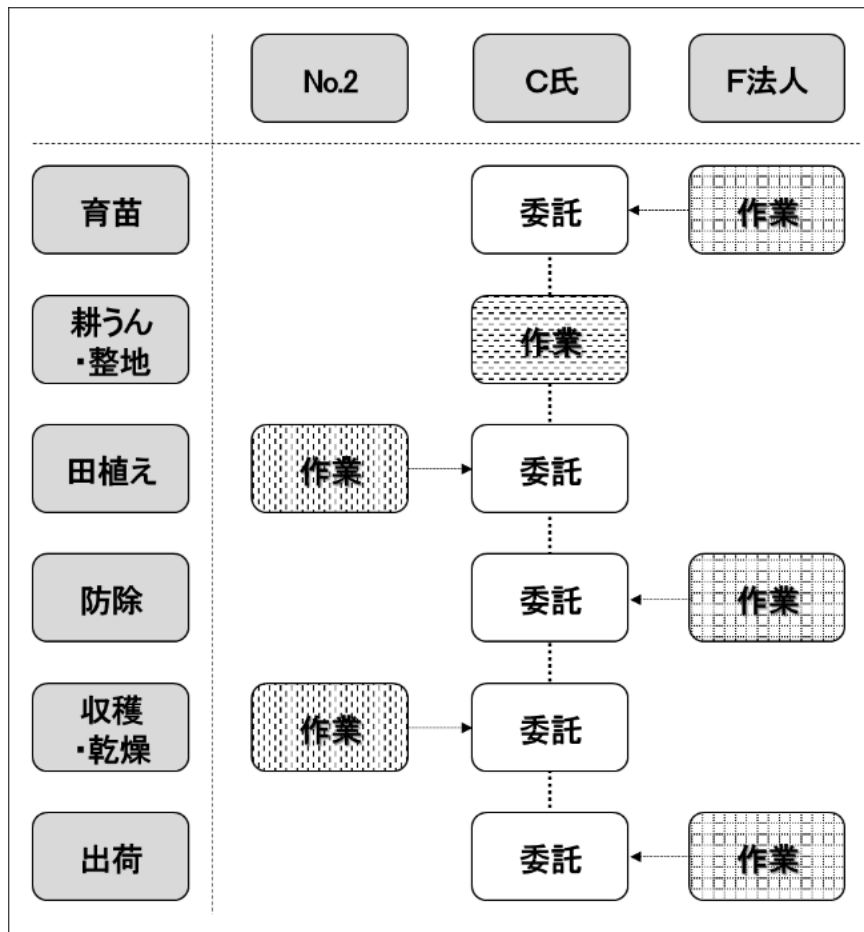


図5-2 C氏における農作業種別委託先

5) 法人会計の未確立

最後に、法人の会計について触れておく。

出資額は各々4000万ウォン、合計2億8千万ウォンである。その後、設備投資に必要な資金は、都度、メンバーの拠出によって負担している。広域散布機（2億ウォン）の導入、共同育苗場（721m²、1億8千万ウォン）の設置、低温倉庫（66m²、500万ウォン）の設置等で法人の資産は増加している。

法人の収支の仕組みを見ると、共同育苗については1枚当たり1800ウォンを徴収している。作業の労賃は支払っていない。防除の場合は1200坪当たり1万ウォンを徴収し、作業に参加したメンバーに日当として10万ウォンずつ支払い、残りの金額が法人の収益となる。防除薬剤の共同購入によって約5%の費用を削減する等、共同の成果が認められるが、高度な会計処理は行われていない。法人の資産は増加したものの、継続企業としての会計は未確立であり、いわば当座企業の段階にある。

第5節 小活

冒頭で、トルニョク経営体の形成には、①生産過程に及ぶ共同事業の着手、②それによる中小農家の組織化、③伝統社会に依存しない新たな組織化モメントの3つが条件になると述べた。これらに即すと、F法人の事例は次のようにとらえることができる。

まず、F法人は、中小農家の農地と作業を個別的に集積する大規模農家同士が、生産過程の部分的共同に踏み込みながら、メンバーの個別経営を相互補完する組織体制を構築したものである。中小農家を法人経営の構成員とするのではなく、大規模農家を介して間接的に法人経営内に包摂している点に特徴が見出される（図5-3）。

法人化の契機をなしたのは、年齢が近い後継者・若手経営者が農業経営について意見交換をするインフォーマルな集まりであり、構成員農家間に強い結合関係が存在したわけではない。農民運動組織や宗教グループによる強い結合は人格的結合であり、それが積極的な経済事業への対応を促した例を第3章、第4章で見た。それに対しF法人は、人格的結合の段階を飛び越す形で、生産の共同化という困難な課題に対応したのである。

その最大のモメントはトルニョク経営体育成事業であり、言い換えると政策インパクトである。その政策インパクトの大きさは、政府支援の大きさのみならず、生産共同化の経済的メリットに基づくと考えられる。F法人の場合は大規模農家グループであることによってトルニョク経営体育成事業の政策効果が大きく発現したと見られる。

このように、少数の大規模農家によって設立されたF法人は、トルニョク経営体の平均像とは異なるものの、伝統社会を基盤とせず、政策が組織化モメントを付与する点で、稲作農業再編下の組織法人の有力なモデルとなりうるであろう。

また、大規模農家による中小農家の個別的な抱え込みが家族経営の限界に達するのに伴い、法人経営が事業を拡大し、それを政策が支えるというF法人でみられたシナリオは、韓国の水田作地域に広範に現れることが想定される。

ただし、このシステムを構成する個別経営と法人の2つの要素は盤石ではない。個別経営が有する家族労働力は1～3名であり、特に強固な家族的基盤に支えられている訳ではない。それが故に個別経営の組織的補完が意味を持つのであるが、他方では、自律性の高い大規模農家の集団であるが故に、例えば法人会計が当座企業の域を脱しておらず、法人経営の基盤も確立していないとみることができる。

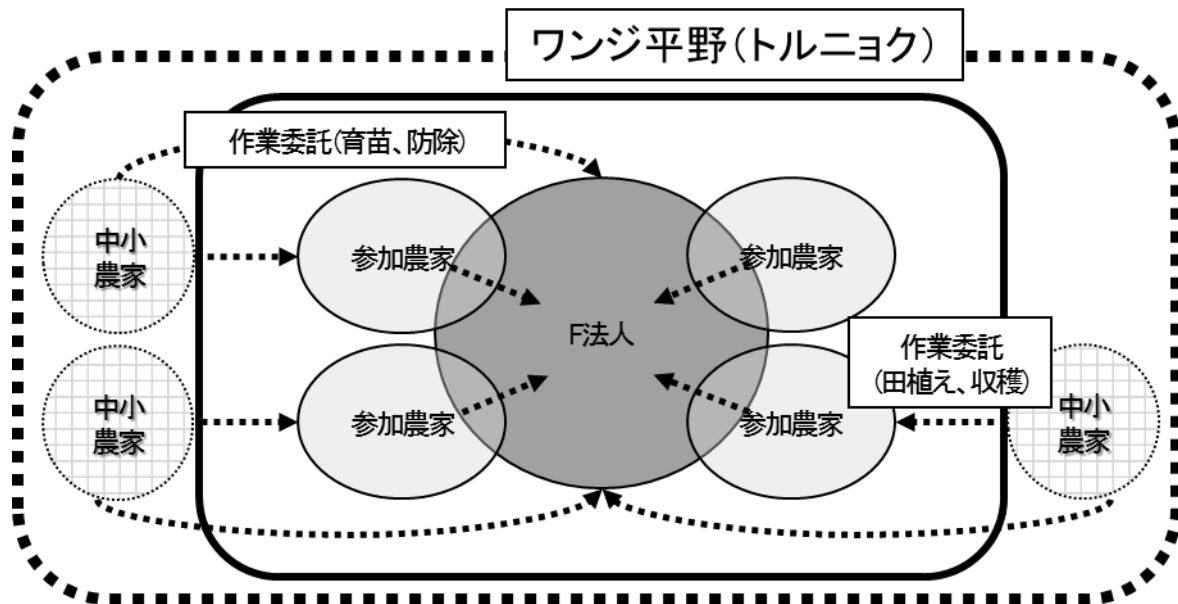


図 5 - 3 ワンジ平野における F 法人の生産構造

注

- 1) 巖・柳村(2014)を参照。
- 2) 秋穀買上制とは、価格の安定と需給調整のために政府が一定量の米を買い上げる制度であった。
- 3) DSCは、RPCの乾燥貯蔵能力をより高めるための乾燥保存専用施設である。
- 4) 鄭・松本(2006)を参照。

終章 「作目班」型農業法人からの脱却

本論文は、韓国の農業法人を対象とする調査研究をまとめたものである。日本と同様、韓国でも農業法人の設立・展開による農業構造の再編が課題となっているが、村落社会の弱体化、農協の金融事業への傾斜という条件の下で、農協の下部組織等として設置された作目班を母体に設立された農業法人が原型として存在し、依然として多数を占めている。この「作目班」型農業法人は、農業者の強固な結合関係を基盤とするものではなく、共同事業の取り組みは出荷・販売面にとどまる。農業生産面等での事業の発展を期待しがたいという弱点を有している。本論文では、農業法人の発展方向を、かかる「作目班」型からの脱却ととらえ、事例分析を通じてそのプロセスを検討した。

第1節 各章の要約

第1章「韓国の農業法人に見る協業の発展経路」では、「作目班」型農業法人が形成された歴史的背景を分析した。農業における共同組織の動向を整理しつつ、1990年に導入された農業法人制度を位置付けた。当初の農業法人制度は、協業経営を目標に生産部面での協業を拡大することを意図していたが、農業法人の実際は大きくかけ離れたものとなった。その理由を、村落社会が弱体化する中で、作目班を母体集団として農業法人が設立された経過に見出している。

第2章「農業法人の特徴と作目班型農業法人の組織構造」では、事例分析を交えつつ、「作目班」型農業法人の特徴について検討した。「作目班」型は構成員の個別経営維持を優先して共同事業の展開をはかる組織構造をもち、法人の事業展開はこれに制約される。すなわち、①法人と構成員の関係の不安定性から構成員の離脱が生じやすい、②法人が利用できる経営資源が制限される、③個別経営を重視した利益分配といった点である。その結果、外部からの人材登用の困難、出役労賃の不払い、投資に向ける自己資本の欠如、補助金への依存といった傾向が生じることを指摘した。

第3章「ミニ農協型農業法人の形成と展開」では、「作目班」型の事業を高度化し、出荷・販売事業のみならず加工事業にも取り組むミニ農協型の農業法人の事例を取り上げた。その形成過程を整理した上で、事例法人の特徴として、①広域のエリアをカバーする農民運動組織を母体集団とし、生産物の有利販売に向けた強い意思を有していたこと、②親環境農業への取り組みを通じ生協等との産消提携を拡大したこと、③事業拡大に伴い母体集団から分離して経営規律の強化をはかったことを指摘した。また、④ミニ農協型の発展の帰結として、親環境農産物の集荷・販売において農協との競合が生じることを指摘した。

第4章「農村観光事業を推進する農業法人の展開条件」では、農村観光事業に取り組む農業法人を対象にした。母体となったのは、共同体運動に取り組む、宗教的信念を共有す

るグループである。幾多の失敗を乗り越え、農村観光事業で成功を収めた事例である。強い結合力をもつ母体集団によって設立された点は前章の事例と共通する特徴であるが、もうひとつの特徴は当法人が利益の大半を地域に還元している点に見出される。事業の発展に伴い農業法人と地域社会との接点が増すことを指摘した。

第5章「生産共同化を進める農業法人の組織化原理」では、政府の補助事業によって生産の共同化に着手した農業法人を取り上げた。事例法人は、農地を個別的に集積する大規模農家が生産過程の一部の共同化をはかり、メンバーの個別経営を補完する組織体制を構築した。母体となったのは若手農業者の親睦組織で、構成員農家間に強い結合関係が存在したわけではない。組織化の最大のモメントは政策インパクトにあり、大規模農家グループという属性によって経営体育成事業の政策効果が大きく発現したと見られる。

第2節 総合的考察

韓国の農業法人の典型をなすのは「作目班」型農業法人である。韓国では、組織結合の基盤となる社会的環境、すなわちマウルという村落社会が弱体化する中で、作目班という共同出荷・販売のための任意組織を母体として法人の設立が進められたのである。

しかし、「作目班」型農業法人は、農業者同士の結合の弱さゆえに、リスクや経済的な負担を伴う共同事業や投資に関して積極的な展開を示すことができない。新たな展開にはより強い結合が求められており、その可能性を事例分析を通して検討した。以下では、論文の締めくくりとして、これまでの各章で浮かび上がった3つの論点について考察を深める。

①母体集団における結合の強弱

本論文で把握した事例は、農民運動団体、宗教グループなどの強い理念と結束力をベースにして農業法人を設立した事例である。これらの展開の特徴は数々の失敗を経験しながらも事業を成功に導いた点にあり、母体集団における結合の強弱が農業法人の形成と存続を左右することは疑いない。

一方、確たる母体集団が無い場合でも、政策が組織化のモメントとなり、結合を強化する事例が確認された。F法人は、マウルの解体が進む中で、専業農家育成政策によって規模拡大を進めた大規模経営の後継者世代が「作目班」型農業法人を設立するところからスタートした。この法人はその後、育苗・防除といった生産過程の一部の共同化を果たした点で注目されるが、このような積極性を引き出したのがトルニョク経営体事業であり、政府の補助事業を介してメンバーである農家のコミットメントが強化された。社会的結合が弱い大規模個別経営の集合体であることは、法人の組織基盤の不安定性につながるが、大規模経営のグループであるがゆえに、協業化が大きな経済的メリットの発現につながる可能性をもつ。F法人の事例は、トルニョク経営体事業をはじめとする政策的支援が、メンバー間の人格的結合の段階を飛び越す形で経済的利益に基づく組織化を実現した事例と見ることができる。

②事業拡大に伴う母体集団からの分離

ところで、母体集団と法人の強い関係は、法人の事業とメンバーの増加に伴って、多様性を増すメンバーのコミットメントを阻害する要素になりかねない。母体集団の意味は事業展開とともに変化し、農業者の組織的結合も変容していくものと考えられる。

B法人は、農民運動団体である農民会のメンバーによって販売事業を目的として設立された。当初は農民会と友好的な関係にある農業者が法人メンバーの中心を占めていたが、事業が拡大していく過程で、法人は農民会との関係を断ち、自立した経済組織としての性

格を強めた。その結果、参加農業者が増加し、ミニ農協型と形容しうる規模に達した。親環境米をめぐる地域の農協との事業競合という問題が生じたが、これもミニ農協型農業法人の発展の必然的帰結と見るべきである。

同様の傾向はK法人についても指摘できる。当初の中心メンバーは教会の信者で構成された少数のグループであった。さまざまな事業を試み、失敗を重ねた結果、農林水産部の「緑色農村体験マウル」というマウルづくり事業の取り組みが成功を収める。農村体験やレストラン運営で大きな成果を獲得し、地元の2つのマウルに属する住民の約3分の1が参加するまでになった。

③地域連携・地域貢献に向けた事業展開

本論文では、「作目班」型農業法人からの脱却方向を、共同出荷・販売から、より積極的な事業に向けた展開と考え、流通加工、農村観光、生産共同化といった事業に即して分析した。各章の分析結果を踏まえ、ここでさらに付け加えるべき事業展開の方向として、地域連携・地域貢献を挙げておきたい。

K法人は、宗教的信念に支えられたグループが共同体運動を展開し、その経過の中で設立をみた。ようやく農村観光事業で成功を収め、利益を地域に還元している点に特徴があるが、このことはK法人の歩みを振り返ると何ら不思議なことではない。B法人ほどドラスティックではないが、K法人も徐々に母体集団からの自立化が進み、その痕跡はほとんど見られなくなったが、共同体運動のメンバーが法人の役員に就任してきたことから、共同体運動の理念が地域貢献事業として引き継がれていると言える。

ただし、地域との関わりを強化する動きはK法人だけの特徴とは言えない。南原市全体をカバーする広域性を特徴とするB法人は地域との関わりは希薄であった。しかし、事業拡大に伴い各地区ごとに作目班を設置している。現時点で地域連携に向けたB法人の戦略は明確ではないが、今後、親環境米をめぐる農協との競争が激化した場合、競争優位を確保するためには営農指導体制の強化が不可欠であり、作目班の活動が重要な意味を持つことが考えられる。

地域連携事業の重要性はトルニョク経営体であるF法人についても指摘できる。社会集団の内実を伴わず生産空間に過ぎないトルニョクであるが、F法人がトルニョク内の水田の大半をカバーする営農組織として成長するに伴い、地域組織としての新たな意味を与えられ、地域連携関係が強まることは避けられないであろう。現在は育苗と防除の2つの作業にとどまるが、農業生産の共同化を進めるトルニョク経営体の性格およびその育成をはかる政策も、この傾向を強める方向に作用すると考えられる。

「作目班」型農業法人からの脱却が必ず地域連携・地域貢献に向けた事業展開を必然化するとは言えない。しかし、本論文が扱った3つの事例からは、法人事業の地域からの離脱・乖離よりも、地域連携・地域貢献の方向に進む可能性の高さを感じ取ることができる。

地域連携・地域貢献は、地域資源を活用して事業を展開する農業法人が本来有する属性と見るべきなのかもしれない。そうだとすると、弱体化が進む韓国の村落社会にとって、農業法人による地域連携・地域貢献事業が、その再生に向けた起死回生の手となることが考えられる。「作目班」型農業集団から脱却した農業法人の本格的な展開が、「作目班」型農業法人の規定要因となった村落社会の弱体化の歯止めとなり、その再生に貢献する——こうしたシナリオを描くことができるのである。

引用・参考文献

「日本」

- 浅見淳之（2015）『農村の新制度経済学：アジアと日本』，日本評論社。
- 阿部隆斉（2003）「農業生産法人が地域農業の要に」，『農家の友』，7月号，(社)北海道農業改良普及協会，pp.30-31.
- 安藤光義（2003）「集落を基礎とした生産組織による地域農業確立の方向」，『構造政策の理念と現実』，農林統計協会，pp.97-116.
- 安藤光義編著（2006）『集落営農の持続的発展を目指して』，全国農業会議所。
- 安藤光義編著（2013）『大規模経営の成立条件』，農文協。
- 李 哉泫（2013）「韓国における家族経営の変容と展望」，『農業経営研究』，51-4，pp.21-32.
- 李 哉泫（2014）「韓国における家族経営の特質と再生産のメカニズム」，『農業と経済』，9月号，昭和堂，pp.44-53.
- 李 裕敬（2014）『韓国水田農業の競争協調戦略』，日本経済評論社。
- 市川 治（2003）「農業生産法人育成指針づくりの背景とその方向」，『農家の友』，7月号，(社)北海道農業改良普及協会，pp.16-19.
- 市川 治（2005）「集落営農の法人化の意義と経営展開の課題」，『土地と農業』，No.35，(社)全国農地保有合理化協会，pp.23-42.
- 稲本志良（1995）「農業法人経営の諸類型—農業生産法人の検討の視点と方法—」，『担い手希薄地域における農業法人の果たす役割とその育成方向』，都府農業会議，pp.60-68.
- 稲本志良（1996）「経営成長・発展論の意義と課題」，『経営成長と農業経営研究』，農林統計協会，pp.213-224.
- 稲本志良（2001）「「新しい農業経営」の理論的課題」，『農業経営研究』，第38巻，第4号，pp.6-14.
- 稲本志良（2005）「集落営農の現代的性格」，『農業と経済』，5月号，昭和堂，pp.5-14.
- 宇佐美繁著作集編集委員会編（2005）『農業構造と担い手の変貌』，宇佐美繁著作集，筑波書房。
- 宇佐美繁編著（1995）『地域営農集団と法人経営』，日本経済評論社。
- 大泉一貫（2004）「農業法人化の意義と可能性およびその限界」，『農業と経済』，12月号，昭和堂，pp.5-16.
- 大隈満（2005）「構造政策と集落営農の展望」，『農業と経済』，5月号，昭和堂，pp.25-32.
- 太田原高昭・三島徳三・出村克彦編（1999）『農業経済学への招待』，日本経済評論社。
- 小田切徳美（2005）「地域農業の『組織化』と地域農政の課題」，『農林業問題研究』，第157号，地域農林経済学会，pp.13-24.

- 小田切徳美（2011）『農山村再生の実践』，農文協。
- 嚴 智凡・柳村俊介（2014）「韓国の農業法人に見る協業の発展経路」，『日本農業経済学会
論文集』，日本農業経済学会，pp.118-123.
- 桂 明宏（2005）「農業構造改革と集落営農の展望」，『農林業問題研究』第 157 号，地域農
林経済学会，pp.25-36.
- 加藤光一（1998）『韓国経済発展と小農の位相』，日本経済評論社。
- 金沢夏樹編（2004）『地域営農の展開とマネジメント』，農林統計協会。
- 金沢夏樹編（2005）『農業経営の新展開とネットワーク』，農林統計協会。
- 川手督也（2005）「むらづくりの展開と農村組織の改革」，『農林業問題研究』，第 157 号，
地域農林経済学会，pp.37-46.
- 木村伸男（1996）「農業経営の成長と経営管理」，『経営成長と農業経営研究』，農林統計協
会，pp.179-190.
- 木村伸男（2004）『現代農業経営の成長理論』，農林統計協会。
- 楠本雅弘（2004）「農山漁村のくらし再生と法人」，『農業と経済』，12月号，昭和堂，pp.29-38.
- 楠本雅弘（2010）『進化する集落営農』，農文協。
- 工藤康彦（2005）「北海道稲作地帯における作業受託型生産法人に関する一考察—南幌町生
産法人「フローア」を事例として—」，『農経論叢』，61集，pp.157-169.
- 黒河功編著（1997）『地域農業再編かにおける支援システムのあり方』，農林統計協会。
- 古東英男（1997）『地域複合営農の実践』，農林統計協会。
- 坂下明彦（1992）『中農層形成の論理と形態』，御茶の水書房。
- 坂下明彦・工藤康彦（2004）「法人化と農協—南幌町農協における拠点型法人化と生産協同
組合の意義」，北海道農業経済学会，第 108 回例会個別報告資料。
- 迫田登稔（2004）『稲作法人の経営展開と人材育成』，農林統計協会。
- 志賀永一（1994）『地域農業の発展と生産者組織』，農林統計協会。
- 七戸長生（1978）「全村法人化の展開を基盤にする地域複合システム化」，『農林統計調査』，
6月号，農林統計協会，pp.2-7.
- 七戸長生（1988）『日本農業の経営問題』，北海道大学図書刊行会。
- 七戸長生（2004）『地域活性化の基本条件—いかにして担い手を力づけるか』，北海道協同
組合通信社。
- 渋谷往男（2009）『戦略的農業経営』，日本経済新聞出版社。
- 生源寺眞一（2003）『新しい米政策と農業・農村ビジョン』，家の光協会。
- 杉岡直人（1990）「営農集団と人間関係」，『北方農業』，pp.8-12.
- 総務省（2001）『集落の衰退による地域の社会基盤等への影響に関する調査報告書』。
- 高橋明広（2000）「重層的組織化による集落営農再編のための組織構造と誘因システム」，
『農業経営研究』，38（3），pp.1-12.

- 高橋明広（2003）『多様な農家・組織間の連携と集落営農の発展—重層的主体間関係構築の視点から—』, 農林統計協会.
- 高橋正郎（1987）『地域農業の組織革新』, 農山漁村文化協会.
- 高橋正郎（2002）『農業の経営と地域マネジメント』, 農林統計協会.
- 田代洋一編（2004）『日本農業の主体形成』, 筑波書房.
- 田代洋一（2006）『集落営農と農業生産法人—農の協同を紡ぐ』, 筑波書房.
- 田代洋一（2011）『地域農業の担い手群像』, 農文協.
- 谷口信和（2005）「集落営農は日本農業の担い手足りうるか」, 『農業と経済』, 5月号, 昭和堂, pp.15-24.
- 長濱健一郎（2003）『地域資源管理の主体形成』, 日本経済評論社.
- 新山陽子（1997）『畜産の企業形態と経営管理』, 日本経済評論社.
- 日本村落研究学会編（2007）『むらの資源を研究する—フィールドからの発想』, 農文協.
- 日本農業経営学会編（2011）『知識創造型農業経営組織のナレッジマネジメント』, 農林統計出版.
- 深川博史（2013）「韓国における農業構造政策の転換とトルニョク別経営体の現状について」, 『レファレンス』, 第745集, pp.87-111.
- 松村一善（1998）『土地利用再編と農作業の調整』, 農林統計協会.
- 村竹義人（2004）「自治体による集落型法人化の推進」, 『農業と経済』, 12月号, 昭和堂, pp.91-97.
- 室屋有宏（2005）「北海道の農業法人—1— 有限会社 job（南幌町）—日本最大級のキャベツ法人—」, 『調査と情報』, pp.13-17.
- 門間敏幸編（2009）『日本の新しい農業経営の展望—ネットワーク型農業経営組織の評価—』, 農林統計出版.
- 矢尾坂日出臣（1991）『水田農業の経営学』, 農林統計協会.
- 八木宏典（2004）『現代日本の農業ビジネス—時代を先導する経営—』, 農林統計協会.
- 柳村俊介（1992）『農村集落再編の研究』, 日本経済評論社.
- 柳村俊介編（2003）『現代日本農業の継承問題』, 日本経済評論社.

「韓国とその他」

- 安・ジュンソプ (1990) 「営農法人に関する一考察 - 委託営農会社と営農組合法人を中心に」, 『農村社会学会誌』, 第 2 巻, pp.355-.
- 安・ジュンソプ (1994) 『韓国米作農業部分の生産組織に関する研究: 委託営農会社を中心に』, 成均館大学校.
- 李・サンヨウン (1996) 「作目班育成と農協の課題」, 『農村指導と開発』, 3-2, pp.219-223.
- 李・ジョンファ (2012) 「星州郡メロン農業生産組織の機能特性」, 『農村社会学会誌』, 第 22 集, 第 1 号, pp.7-56.
- 李・ソンホ (1997) 「農業会社法人の成立の経済的意味」, 『韓国農村経済研究院論集』, 76, pp.29-38.
- 李・チョルホ, 蘇・スンヨル (2009) 「作目班組織の活性化方案研究」, 『韓国協同組合研究』, 第 26 集, 第 1 号, pp.305-325.
- 李・ハナ (1998) 「日本植民地時代の模範部落政策と朝鮮農村の再編」, 『学林』, 延世大学校私学研究会, 19, pp.123-180.
- 李・ヨンギ (1992) 「農業構造政策の展開と展望」, 『農業政策研究』, 19-2, pp.145-160.
- 禹・ジョンヒョン, 朴・スンホ (2001) 「果樹栽培地域の生産・流通システムと内生的営農組織の役割」, 『韓国の地域の地理学会誌』, 第 7 巻, 第 4 号, pp.1-17.
- 韓国統計庁 (各年次) 『農漁業法人調査報告書』.
- 韓国農業経営技術研究院 (2014) 『トルニョク経営体の段階別育成体系の研究』.
- 韓国農村経済研究院 (1999) 『韓国農政 50 年史』, 農林水産部.
- 金・スソク, 朴・ソクド (2006) 『農業法人の運営実態と制度改善方策の研究』, 韓国農村経済研究院.
- 金・ゾンホ (2008) 『農業法人は韓国農業の活路』, モクグントン.
- 金・ゾンホ (1997) 『農業法人の運営実態と政策課題』, 韓国農村経済研究院.
- 金・サギョン (2010) 「農業経営体の成長段階と成長の障壁の究明に関する研究」, 『農村指導と開発』, 第 17 巻, 第 3 号, pp.475-504.
- Krasner, S. (1984) *Approaches to the State : Alternative Conceptions and Historical Dynamics*, *Comparative Politics*, pp.223-246.
- 高・ジョンテ (2007) 「農産物の輸出活性化のための作目班事例の分析」, 『江原農業生命環境研究』, 18 巻, pp.67-78.
- 張・サンファン (1993) 「6 共和国の農業構造政策の評価と農業構造の再編の方向」, 『産業経済』, pp.63~84.
- 朱・奉圭 (1994) 「日韓の農政の展開に関する比較研究: 農業構造改善政策の展開を中心に」, 『地域社会発展学会論文集』, 19-1, pp.107-126.

- 鄭・スンジン, 松本武祝 (2006) 「土地台帳に示された農地改革の実像 (1945~1970) : 全北益山郡春浦面の土地台帳の分析」, 『韓国経済研究』, 17 集, pp.41-77.
- 鄭・ヤンホン, 李・チュンソプ (2006) 「農業法人の環境特性と政府支援がバランススコアに及ぼす影響」, 『会計研究』, Vol.11, No. 2, pp75~92.
- 全北議政研究所 (1997) 『任實郡誌』, 任實郡誌編纂委員会.
- 趙・佳鈺ほか (2008) 『米最適経営団地モデルの開発研究』, 全北大学・農協中央会.
- 徐・ゾンソクほか (2009) 「高所得農業経営体の成功要因分析」, 『農業経済研究』, 50-3, pp.19-35.
- 宋・ギョンファン, 金・ヒョンヨン (1993) 「委託営農会社の運営実態に関する研究」, 『地域開』, 第 4 巻, pp.103-128.
- 宋・在文 (1995) 『館村誌』, 文民時代社.
- 崔・ミンホほか (1997) 『農民組織論』, ソウル大学出版部.
- 崔・チャンホ (1992) 「作目班協働の本質と展開方向」, 『農村社会学会誌』, 第 2 巻, pp.309-320.
- Thelen, Kathleen. (1999) Historical Institutionalism in Comparative Politics, *Annual Review of Political Science*, pp.369~404.
- 農林畜産食品部 (2013) 『農業法人に関する業務案内書』.
- 朴・ジンド (1992) 「韓国の農業構造の改善の方向性に関する研究 : 農業生産組織の理論と実態」, 『農業政策研究』, 19-1, pp.63-84.
- 朴・ムンホ, 金・ゾンスン (2011) 『地縁性農業経営体の経営実態と成果』, 韓国農村経済研究院.
- 朴・ムンホ, 全・イクス (2000) 『農業法人経営の発展方向と政策の改善方案の研究』, 韓国農村経済研究院.
- 朴・ムンホほか (2009) 『地域農業主体の確立と育成方策』, 韓国農村経済研究院.
- 黄・ビョンジュ (2011) 「セマウル運動を通じた農業生産過程の変化と農民包摂」, 『社会と歴史』, 第 90 集, pp.5-48.
- 尹・スジョン (2011) 「農村組織の様々な様相」, 『現代社会科学研究』, 第 15 集, pp.67-110.
- 柳・ジョンワン (1991) 「農業生産組織の種類と農業構造問題に関する研究」, 『農業政策研究』, 18, 1, pp.19-40.